

平成 29 年第 1 回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 平成 29 年 3 月 6 日 午前 9 時

順番	質 問 者	通告方式	質 問 内 容
1	中野 正宣	1 問 1 答	①ささやま温泉閉鎖について (町長、担当課長) ②企業立地について (町長、担当課長)
2	木戸口 勉幸	1 問 1 答	①市場性の高い有機農業の推進について (町長、農林課長)
3	松浦 慶子	1 問 1 答	①農業の今後はどのように (町長、担当課長) ②地方公会計と公共施設等総合管理計画策定の進 捗状況は (町長、総務税務課長、総務税務課副参事)
4	前川 勝	1 問 1 答	①高齢者ドライバーについて (町長、担当課長) ②農業委員会の決定事項について (町長、担当課長)
5	坂井 信久	1 問 1 答	①バイオマス発電企業との公害防止協定について (町長、関係課長) ②企業誘致と情報公開について (行政の見える化 について) (町長、関係課長)
6	山際 照男	1 問 1 答	①政策・施策方針を問う (町長、副町長、担当課長)
7	中森 一秀	総 括	①納得できない「4月からの町水道（下水道）料 金の値上げ」。町民の合意は得られたか。過年 度からの留保資金の存在とその用途は。 (町長、担当課長) ②町企業立地促進条例および施行規則に基づく 「奨励金制度」の在り方の見直しを。 (町長)

(6番 中野 正宣 議員)

○議長(西村 茂) 1番目の質問者、中野正宣君の質問に入ります。

6番、中野正宣君。

○6番(中野 正宣) ①改めて、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、今回、2項目について質問させていただきます。1つはささやま温泉閉鎖問題、1つは企業立地についての2項目を1問1答方式について質問させていただきます。

まず最初に、ささやま温泉閉鎖についての質問をさせていただきます。

本年1月1日付けで4月1日より施設の老朽化に伴う維持困難との理由でささやま温泉の温泉スタンドの閉鎖が通告されました。

ささやま温泉は、平成16年と17年に、当時勢和村において約2億円を投じ地下約1500メートルより掘り当てた、泉質が「含二酸化炭素・鉄・ナトリウム・塩化物強塩・炭酸水素塩泉」の温泉であり、効果・効能が、慢性皮膚病・やけど・筋肉痛・神経痛・慢性婦人病など、21もの病状に効果のある、この地域では最高と言われる泉質を有する地上温度26.1度の温泉であります。

議長の許可をいただきましたので、21の種類の詳細書をこちらへ提示させていただきます。泉質はこういうことでございます。

当時この温泉を利用し3世代が集う場所である、ゆとりの丘への温浴施設の建設計画でありましたが、平成18年新多気町となり、新多気町での温浴施設建設は当初見送られ、平成19年電源立地交付金により、多気町民のみが無料で利用できる「ささやま温泉スタンド」を施設整備開設し町民に喜ばれている温泉水・給水施設をつくっていただきました。

このささやま温泉スタンドが閉鎖との通告に、ささやま温泉スタンドの利用者は、寝耳に水の話で困惑と不安、そして不満の声が広がっています。

このことについての質問をさせていただきます。

施設の老朽化による維持困難との理由であるが、設置から10年も経過していない、老朽化の場所、費用、また維持費は保守点検委託料、電気代のみで維持

困難とはどのようなことなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの中野議員の、老朽化の場所、費用また維持経費の保守点検委託料・電気代のみで維持困難とはどのような事かという、ご質問にお答えをさせていただきます。

老朽化の場所につきましては、源泉ポンプ及び施設設備が想定されます。

温泉施設を建設する時にご説明させていただきましたが、特に温泉ポンプを設置する時に、通常の温泉成分の場合では約5年持つとされておりますが、ささやま温泉につきましては、議員もご存知のとおり、温泉成分、特に鉄イオンやカルシウムイオンの成分が多く含まれており、温泉スケールの発生がしやすく、施設や設備機器に対してダメージを与える代表的な成分です。

そこで、温泉スケールに対応するために、ガス抜き対策用のポンプを設置しておりますが、ささやま温泉は成分が濃いため、約2年から3年と推測されておりましたが、常にポンプ状況を源泉揚湯設備制御盤にて監視をしており、現在まで壊れることなく利用できたのではないかと考えております。

維持困難とはどのような事かとの質問ですが、毎年、施設点検保守委託料が202万円、電気及び消耗品等で55万9000円、合計で257万9000円、運営経費がかかっております。

また、多気町行財政改革審議会より、「利用水量と利用者が年々減少し、施設も老朽化し、今後の修繕費用も高いと予想されることから、現在の町営運営方式をやめるべきであり、施設の廃止か民間への売却を検討すべき」と答申をいただいております、それに基づき廃止をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

6番、中野正宣君。

○6番（中野 正宣） 施設整備、先ほど、副町長よりご答弁いただきました。

確かに濃度が濃いということは聞かせていただいておりますが、これをしていただいとんのが、エオネックスという会社だと思います。そこで、私はその担当者の方にも、ちょうど現場で会わせていただきました。確かにスケールが出るんだと。スケールについては、いろんな種類がありまして、これは「スケールF」というタイプのスケールの洗浄剤を入れるということで、十分対応できるんだと。それで、確かにいつかは壊れるであろうと。ただ、今壊れるんかっていうたら、そうではございませんと。2、3年と先ほど言われましたが、そんなことはありません。ただフィルターはかえやないかなだろうと、いうことで。どうも副町長が、自分中心に考えてみえるんか、本当に業者さんの言わんたことなんか、業者の担当者がそうやって言うとんです。

それで、行財政改革審議会のことも問われました。こういうことも行財政はお金がもったいない、というような内容やったと思うんですけども、確かに、残せるもんなら残して、閉鎖っていうことは残さないっていうことだと私は解釈させていただいております。そんな中で、行財政改革審議会の方が、本当に温泉のこと知っていただいとるんか。温泉を建てたときのこと知ってみえるんか。あるいは、後ほども申しますが、源泉ポンプを後年のためにも買って置いてあるのも知ってみえんのか。あとでも申しますが、1680万の源泉ポンプでございます。それは、金の延べ棒でしたら3枚半、1ゴットンが。それをスケールが多いということで、油田用のやつを当時2台を買うっていうことでしていただいたことも記憶しております。そんな中で、施設が、源泉ポンプが傷んでくる。今日傷むんかっていうたら、今日傷むっていうことはありません。ただ、いつ傷むかはわかりません、機械もんですから、という回答でした。そんな中で、本当に源泉ポンプ傷むのか。施設が傷むのか、行政改革審議会の方々、本当に温泉のこと、あるいは利用者を知ってみえての発言なんか、学識経験者もいない方々のお話をうのみにして言われたんであれば、非常に利用者は大変なことでございますし、そういうことについて、もう一度ご答弁い

ただければと思います。

それから、先ほど言われました 202 万の維持費につきましては、確かにスケールというようなものを取るために、地下数百メートルのところにポンプのスケールのために、「スケールF」という合剤なんですけど、これは少し高い。それをエオネックスさんは承知してみえて、その高い「スケールF」を使っただけでとる、ということも、私もよくわかります。そして、長く使おうということでしたらとると思いますが、どういう合剤をほかに入れてみえるのかも知ってみえたら教えてください。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） 先ほど中野議員、業者の方に聞かれたという話ですけど、やはり、業者につきましては、その自分の営業の中で死活問題になってくるといって考えるもあるので、それ言われたと思います。

それと、ポンプにつきましては、平成 19 年から一応点検をしていただいております。その段階から一応予備費と交換っていうのを毎年指摘はされております。それは業者としてもやはり 750 メーターのところにポンプが入っているということから、目視ですることはできない、ということから、先ほど言いましたように、濃度が濃いので 2 年から 3 年ということの中から、交換した方がいいのではないかと。それで予備費につきましても、一応 1 台購入させていただいております。これにつきましても、壊れますと 1 台である場合、やはり、その修繕に 3 カ月も 4 カ月もかかるということを最初から聞かさせていただきましたので、その代わりに、やぐらを建てると。それで 750 メーターポンプ抜かさせていただきます。そのやぐらを半年も設置しておくのかということもありますので、予備費ですぐ対応できるようにさせていただいております。

それで、他の液剤って言われますと、その辺はちょっとわかりませんので。以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

6番、中野正宣君。

○6番（中野 正宣） 合剤の名前がわからんっていうことでございましたら、また調べといてください。温泉のことについてはあまり知らないようでございます。

それから、先ほど源泉ポンプっていうのは、私は15年から議員をさせていただいております。これは平成16年の決算書でございます。その中に何書いてあるかと言いますと、源泉ポンプは後年のために、決算書でございますから、3360万円で2台買いますよと。割ったら1680万ぐらいの、高い、高額なもんなんです。普通、飯高温泉、あるいは玉城の温泉なんかは200万300万の温泉なんです。それで、じゃあこのポンプを変えるとどのくらい変わるんやっていうたら、そんなにはかからん。それは確かにかかると思いますが、そんなにはかからんということで、金額は下げられました。それで、3カ月4カ月かかる、かかってもいいんです、残してもらったら。そのかかるからということではなくて、せっかく金塊3枚半も置いた、道具も放ったままで、閉めるのはどうか、ということでございます。

この話だけ聞かせてもろとるともう話がどんどん時間経ってきますので、次のところへ行きますが。

次に、当初、ささやま温泉っていうのは、健康管理ということで、以前環境商工課の課長からも答弁があったと思いますが、ささやま温泉、そしてささやま温泉スタンドはどのような目的で掘削し、施設整備を行ったのか。また、ささやま温泉スタンドは。多気町民のみが無料で利用できる規則としている意味はどう解釈してよいのか、ということをお尋ねしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの、ささやま温泉の温泉スタンドは、どのような目的で掘削し、施設整備を行ったかとの質問ですが、住民の方々が気軽に

利用でき、また子供、若者、老人等3世代交流の場をつくり、ゆとりある、また、生きがいのある地域づくりをする目的のもとについて、温泉掘削を実施いたしております。

そして、温泉スタンドの設置につきましては、合併協議結果に基づき、平成18年度に工事を実施し、19年4月3日より町民の皆様方に、利用していただくために設置をいたしております。

また、温泉スタンドの使用料につきましては、平成18年4月3日の政策調整委員会で、有料の方向で温泉スタンドの設置を検討するという結果でしたが、使用料の回収を毎日行う事や、夜間の警備体制などについて協議をしました結果、温泉スタンドが壊されることなどを考えると無料で使っていた方が、良いのではないかとということで無料としております。

次に、多気町民のみが無料で利用できる意味はとの質問ですが、町民の皆様方から税金をいただいて、その大切な税金を活用させていただき、温泉スタンドを運営しておりますので、町民のみの利用とさせていただきます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

6番、中野正宣君。

○6番（中野 正宣） 副町長に反論ばかりして申しわけございませんが、ささやま温泉は、気軽に利用できる、生きがい、それから健康福祉だということで聞かせてもらいました。まあ有料にした理由は改修にお金がかかるであろうと、また、盗難もあるであろうと。反面、利用者に聞いてみると、応分の負担はしてもええんだと。こんなええ湯を使わせていただけるんであったら、応分の負担はいいんですよということを言ってみえます。そのようにすることによって、今多気町の住民だけしか使えないこの温泉水が、松阪市、明和町、大台町、近隣市町の皆さんにも利用していただけるということでございます。それから、大切な税金を使っていただいとる。これ起債もありますが、ふるさと基金を利用したんだと思います。残金を。竹下内閣のときに1億創生資金がありまして、

その中から残った残金を、資金を利用させていただいて、町民さんからいただいとるっていうたら、最終的にはいただいとるかわかりませんが、みんな公平に使えるもんだと思っております。それを、多気町民だけがこれを利用するっていうのはいかなものかなと。それで、回収につきましても、銀行にお話させてもろたら、私とこ回収に行くぞなど、というようなことも、努力してみえたのか、その辺も少し聞かせていただければと思います。

以上です。答弁をお願いします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） 先ほどふるさと創生で金をいただいたのを使ったと言われますけど、やはり、施設自体はそれで作らせていただきましたけれども、一応後の維持管理費っていうのはやっぱり町民の皆様方の税金で、運営させていただいておりますので、先ほど言われたのはちょっと間違いかなって私は思っております。

それと、使用料の回収っていうのは、その当時銀行とか農協とか、っていうふうなことは考えておりませんでしたので、お許し願いたいと思います。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中野正宣君。

○6番（中野 正宣） 考えとらんだっていうことは、ありがとうございます。考えていただかんだんだと思います。

次の質問に入ります。

町民の多くが知らない間に、ささやま温泉スタンドが閉鎖通告となりました。先ほど少し聞かせていただきましたが、廃止するに至った経緯はどのようなことであったか詳しい説明をして下さい。また、閉鎖することについて、勢和地域の区長さんに話をし、承諾を得たと企画調整課長の話であったが、勢和地域の区長さん方の話を聞くと、報告のみで閉鎖することに納得や承諾したこ

とは言っていないとの言葉を聞いた。どのような内容の話であったのか聞かせてください。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） 町民の多くが知らない間に、廃止することに至った経緯、との質問ですが、昨年6月6日津留を皮切りに、9月29日まで町内49の自治会で「ええまちづくり懇談会」を開催させていただき、ささやま温泉の利用状況として、利用者が年々減少し、維持経費も多くかかっており、29年3月末で廃止させていただきますと一応説明をさせていただきして、住民の皆様方をお願いをさせていただいたところでございます。

また温泉のあり方について、懇談会に出席をしていただきました749名の方にアンケートを実施させていただきました。そのアンケート結果は、72%（539名）の方が使用していないという回答をいただいております。

次に、勢和地域の区長さんに、どのような内容の話をとのことですが、28年3月18日に、ささやま温泉の利用状況を説明させていただいております。

その後12月1日にええまちづくり懇談会でのアンケート結果を報告させていただき、29年3月末で廃止をすると報告をさせていただいております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中野正宣君。

○6番（中野 正宣） 町民懇談会、749人。先ほども同僚議員から、懇談会こんな内容やって、20項目ぐらいの中で、一番話は、温泉は本当に関心がなかったと聞いております。それで、このなんで温泉に関心がないのかといいますと、行政が温泉に対して、町民に周知が徹底していない。後でも申しますが、これはほかの市町でございまして、ほとんどが福祉課が担当する事業でございまして。そして住民の福祉のためにやることとございまして、福祉課でやるところで誤りますが、うちの課は企画調整課でやるとということで、どうしてもその

周知が全然足りない。そして、健康にいいんだとここに書いてありますように、このように、二十幾つからの効能がある温泉でございます。その辺をまだまだ周知せずに、ほったらかしにしたということが原因ではないかと思っております。749人、これ町民にあわすと5%弱の方でございます。その方にアンケートを取って、それが主ですよってというのは、いささかおかしい。先般の中学校のときには、97%が反対というような結果も出ております。そのじゃあ温泉を利用しとる人がその中に何人おったんかというのも把握されて、その749の中に、温泉を利用されてない方があってこそ、本当に大切な方に、必要な方に、来ていただけるのはわかりますけども、全然関係ない人に、こういう話をされて、それで、「お金要るんかな、そうかな、そんならわしら使わんでええわ」ってというのが普通でございます。私どもに、例えば、町長肝いりの福祉のこともなくしたらどうやと、言えば、「私らは関係ないから、たぶんそうしたってんか、お金要るんなら」って言うかなと思う人もあると思います。そういう中で、関係ない人に話をした結果を、うのみにされて、利用者の声は全然聞いていないように思っております。利用者の方々から、どのように聞かれたのか。また、区長さん方の中にも、利用していただいている方もございますし、当事者、当時勢和村当時に、その温泉にかかわった区長さんも、おみえでございます。その方に聞きに行くと、本当に残念なことなんやと。でも、区長としては、町へ要望する仕事であるので、そんなに言えんわさな、というのが区長さんらの一同の話でございました。だから、本当に必要な方、これは明らかに福祉サービスであり、住民サービスであるんだと思いますが、それを全然聞かずして、全然関係ないところで決まっていたように思いますので、この辺について、もう少し利用者の話を聞いていただいたのか、聞かせていただければありがたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） 利用者の方の意見っていうことですけども、森荘へ行

ったときに、週2、3回使ってみえる方っていう方もみえました。その方一応東京から帰ってみえて、それで風呂をわざわざ直して、それで温泉利用できるようにされた。その方にも一応説明させていただいておまして、その方言われたんは、行政的に、その財政も維持管理費もかかる中で、利用者が減ってきてるんであれば、仕方がないかなっていう意見をいただいております、その方に。

それと、先ほど議員、二十幾つの効能があつてというふうに説明されましたけれども、温泉には、一応一般的適応とその成分によって、適応があります。言われておるのは、一般的適応症ということで、あそこのスタンドにも書いてございます。ただ、ささやま温泉の場合は、先ほど議員言われたように、「含二酸化炭素・鉄－ナトリウム－塩化物強塩・炭酸水素塩泉」ということで、あそこの泉質名が決まっております。その泉質名でいきますと、ささやま温泉につきましては、切り傷、末梢循環障害、冷え性、自律神経不安定症、うつ状態、皮膚乾燥症の子の6つに適応されております。っていうことで、一般の適応症とはちょっと違いますので、間違いだと思いますけども、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中野正宣君。

○6番（中野 正宣） 次行きます。

このささやま温泉を利用したこの事業、町民の中にはこの温泉の良さ、施設のあることも知らない町民もいる、どうすれば長期間、町民の役に立てるかを議論し努力していくのが設置者の責務であります。どのように運営努力をしてきたのか。また、事業の担当は、先ほど申し上げましたが、企画調整課でやっただけでございますが、企画調整課っていうところは、何かお金儲けのところばっかであって、住民のことにはあんまり違うんかなというところもございまして、町民福祉課や、商工の分野でもあります。ささやま温泉を利用した健

健康増進、そして福祉、医療費削減など、担当課ではどのような議論があり、そして町民にはどのように推進してきたのか。

また、環境商工課においては、ささやま温泉を利用した地域の活性化について、どのように努力されたのか。この縦割り行政ではなく、横のつながりをどのぐらい重視されていたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） ささやま温泉の良さ、施設のある事も知らない町民などもおり、どのような運営努力をされたのかという質問にお答えさせていただきます。

平成19年4月にオープンしました温泉スタンドを利用させていただくために、温泉コインの配布について、各戸へささやま温泉スタンドのチラシを配布して、利用促進の周知を図っております。

また、温泉スタンドの利用が始まってから1年後に、利用者のアンケートも実施をさせていただいております。

次に、どのような運営努力をしたのかという質問ですが、最初の質問でもお答えしましたが、常に温泉ポンプ状況を源泉揚湯設備制御盤にて監視し、長期間運営できるようにしております。

次に、ささやま温泉を利用した健康増進、そして医療費削減にどのように推進してきたかとの質問ですが、ささやま温泉の効能は、浴用として、先ほど言いましたように、切り傷、末梢循環障害、冷え性、自律神経不安定症の疾病の適応症となっており、高血圧・糖尿病といった成人病の効能は薄く、飲用には適さないことから、誤飲の危険もあります。

また、浴用利用に関しましても、塩分・鉄分が多いことから希釈しての利用、ボイラーでの追い炊きの禁止など、その取り扱いに注意を払わなければならない点が多く、健康増進対策における利用促進の議論の対象となりませんでした。

そして全国の健康増進・医療費の減少と、温泉利用を調べてみますと、成人

病対策として、水中運動・ストレッチ運動と温泉入浴を行う健康教室の実施等の事例があり、議員ご指摘のように、健康増進・医療費の減少に効果が上がったとの事例も公表されております。

次に、地域活性化について、どのように努力されたかとの質問ですが、町内の方であれば誰でも利用できることから、そのようなことは行ってはおりません。

また、ある事業所さんでは、ささやま温泉の開始にあわせて約8年間、足湯で利用してみえましたが、2年程前から中止をしてみえるということです。中止の理由は、施設の老朽化もありますが、温泉をくみに行かなければならないなど人員問題、さらに足湯施設での維持管理コストもかさんできて、足湯が集客につながっているとは思えないとの判断で中止になった。現時点では再開する考えもないとのことでございます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中野正宣君。

○6番（中野 正宣） 本来なら、福祉課あるいは、環境商工課課長からもお尋ねしたいんですが、時間がないので、副町長が一人でしゃべっておるんで、なんか副町長の話では納得できかねるところもございます。

そんな中で、先ほどの商工のことで言いますと、私どもには、波多瀬の元丈の館という足湯もございます。今無料でしとるんです。それで、お話させてもろて、先ほど言われましたように、切り傷、やけど、しもやけ、全くよく効くんです。なぜかと言えば、私もやけどをしました。それを本当にお医者さんの薬なしで治っていきます。大変効果が多い温泉であることは言うまでもございませんが、足湯も入れたらどうやと。足湯は無料ですからと。じゃあ機械が故障するからと。じゃあ足湯へそんなええ温泉で治るんであれば、100円取って、今まで足湯使つとる人は無料やでゼロですけども、1日100人、あるいは50人取れば、何千円か、何万円か取れるといことになり、その方々が、足湯を利

用して、良くなる。相乗効果が生まれるということですね。それから、それをまた、追い炊きポンプが傷むのであれば、それへ向いて、使っていただく。そのようなことも商工課では考えてくれたんやろか。そのようにすれば、波多瀬の方々も、足湯くらいやったら運ぶよ、と。確かに、運ぶ、20リッターで運ぶのは大変労力いることですが、10リッター2つで運べば、女性の方でも十分運んでいただけるわけですが。

そういうことで、また、うちには強い味方がございます。企業立地奨励金もお支払いさせていただいたとる万協製薬という会社がございます。その会社は、猪倉温泉、あるいは他の温泉の化粧水、あるいはクリームなどもつくってみると聞かせていただきました。そこで、化粧水やクリームできんやろか、できるかもわからんな、ということで、今研究もしていただいております。そのような努力をすれば、商工会の賀詞交換会の話ではございませんが、地域資源を有効にして、それは2億円かけた町民の財産でございます。その財産の穴をふたしたるってというようなことは、私は納得できないし、利用者も納得できないと思います。

そんな中で、もう少し、商工あるいは医療費削減、福祉についても、突っ込んだご答弁いただければ、考えていただけないかなということで、ご答弁いただければありがたいです。副町長と違う他の方でも結構ですので、担当者がございますんで、できたらお願いします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） ローション、万協さんにつくっていただいたということでございますけれども、実際これ、10年前から温泉スタンド活用しております、それでやめる3カ月前にローションに活用できるとかっていうふうに言われて、ありがたいお話なんですけども、実際、もうだいぶ以前からそのようなお話をいただいております、もっと温泉をずっと運営をできて、活用できたのではないかなというふうに思っております。

それと、現状の館で足湯で、っていうご質問だったと思うんですけども、私先ほど言わせていただきましたように、8年間、その事業所も足湯として無料で使ってみえました。それで、その今現在、その人の集まりっていうか「、足湯ではPR不足になってきたっていうことから、やめられたっていう事情がございます。ただ今回、元丈の館でお金を取られるというと、今は薬草湯という、あそこのメインがつくられたときが、元丈さんの出身地ということの中から、「薬草で」ということでさせていただいておりますので、それをまた温泉に変えるのかというとまたやっぱりあそこの施設作った趣旨的にもちょっとおかしなもんが出てくるんじゃないかというふうに思っております。できたらあそこは、薬草で私たちはお願いしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中野正宣君。

○6番（中野 正宣） 薬草について、薬草湯でいきたいとこのように。違うんですよ。「薬草温泉」。「薬草のある温泉」。これはオンリーワンなんです。オンリーワン。わかりますか。ここにしかない温泉ということです。それで、先ほど副町長も言われました、しもやけやあかぎれ、それからやけど、切り傷。全て本当に医療費なしで治ると約束できます、私は。だから、その薬草だけでいきたいんやと。町長も元丈の館は薬膳ということでたくさん利用していただいとるけども、私は、元丈をもっともっと発展させるには、温泉を利用して、波多瀬の方々も、無料で運んだらって言うてみえるんです。運ぶぐらいやったら。そのぐらいしていただけてますので、ぜひこれも利用していただけて、もっとはよから言ったらどうやっていうんと、今からでも間にあいます。ぜひご検討いただけるように、お願いしたいと思います。

じゃあ次行きます。

平成16年度施設建設当時、後年度も長く住民のために利用するとのことで起債も発行している。その時の思いはないのか。また、地中数百メートルにあ

る源泉ポンプ、先ほどからたびたび申し上げております源泉ポンプ。施設の中で一番大切な維持用部品であります。当時、後年の維持費軽減のために、必ず必要になるということで、2台買いました。1台は現在使っております。予備用品として1680万円を追加し、源泉ポンプ新品1台を余分に買い置いてあります。私は平成15年から議員させていただいておりますから、その間、多気町になっても、この源泉ポンプ変えた工事費は出たことがございませんので、残っていると思っております。監査のほうで聞いたらすぐにわかることだと思いますので。高額な町の財産であります。どのようになっているのか。また、使わないのであれば廃棄してしまうのか。その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） 後年度も長く住民のために利用するとのことで起債も発行しているという質問ですが、地方債の原則は、公営企業の経費や建設事業費の財源を調達する場合等に発行できることとなっており、長く利用するためのもものではございません。

次に、予備用備品として源泉ポンプ新品が1台購入してあるが、使わないのであれば廃棄するのかという質問ですが、中野議員は、温泉掘削工事が実施された平成15年から、勢和村の議員をされてみえたので、内容はご承知だと思っておりますが、質問の中に予備用備品1680万円とありますが、当時の源泉ポンプ設置工事費のたぶん半額で計算されて見えるのかなと、1台当たりのポンプは。実際、ポンプ自体の価格は、高額でありますけども、1260万円で、ポンプ設置費が840万円ございます。

また、余分に買い置いた高額な町の財産であるがとのことですが、この温泉ポンプは外国製の油田用のポンプで、故障したとするとやぐらを設置して750メートルのところに設置したポンプを抜いて修理を行いますが、専門業者がおらず、すぐに修理をすることができなく、何カ月もかかる事から、すぐに交換

ができるように、予備として1台購入しております。

そして、使わないのであれば廃棄するののかとの質問ですが、温泉施設とあわせて、ポンプも売却できないかと思っております。

売却するときは公募をいたしますので、是非、中野議員も参加していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中野正宣君。

○6番（中野 正宣） 中野議員に買えって言うてきた。実を言うと、私平成16年度の主要施策の事業成績というのを残しておりまして、その中には、確かに源泉ポンプ2台分、予算額が3642万9000円。それから、決算額は3360万円。起債が、この機械に3300万、一般財源から60万と、というような決算が出ております。またこれはエオネックスという会社で、今現在しておるところでございます。そういうことで、私は起債がその当然後年に使うためにと、私は解釈しておりましたが、副町長は、いやそうじゃなくて、行政の場合はそういうことでやるんだということでございますが、私は後年も使えるように、今もたぶん支払いしとると思っておりますが、後年の人も負担していただくために、しておるものでございますので、是非とも使っていただければ、と思っております。

いろいろ話をしておりますしても、時間だけ経ってきてしまって、次の質問に入れたい。

次に、維持費と利用頻度の件でございますが、現在町民のみが無料で温泉水を利用している、先ほど申し上げました。利用者の話を聞くと応分の負担は必要と認識しているとの声である。ささやま温泉スタンドの利用を有料化し、近隣市町の人たちにも周知し、利用していただければ、この優良なささやま温泉、多くの人たちの健康増進、そして利用増につながり、また、医療費の削減（節減って言っている）にもつながる。そして、施設の維持管理費は十分確保できると考えるがどのように考えられますか。また、地方創生の面からも、これは残すべきだと思いますが、どうですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） ささやま温泉スタンドの利用を有料化し、近隣市町の人たちにも利用していただければ、施設の維持経費が確保できるのではないかと質問ですが、有料にしても現在の維持経費が捻出できるとは思っておりません。逆に今まで無料であったものが有料となると、利用者は減少するのではないかと考えております。また、大切な町の税金を近隣の方たちに使ってもらうのはいかなものかと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中野正宣君。

○6番（中野 正宣） せせこましい考え方で、多気町だけで使うっていうのは、あまりにも姑息すぎると私は思います。また、利用者を近隣市町の方々にも使っていただく、当たり前のことです。是非とも、もう一度ご検討いただきたいと考えております。そのことによって、医療費が削減になり、町長の言われる健康寿命も必ず延びます。なぜかと言えば、それを温泉スタンドまで持ちに行かんなん。行けるだけでも、仕事として、生業として、する場合、健康寿命は必ず延びると考えます。そんな中で、先ほどの100円にすれば、近隣市町、いわゆる飯高温泉も昔は20リッター300円でした。これは、古江の方々が、私も取りに行っったんやと。あるいは「さるびの」へも買いに行っった、という人がたくさんみえますが、今はささやま温泉でそれを利用させていただいておると。反対に、松阪市は、多気町の約10倍ございますので、ざっと計算しても、10倍って言うたら、すごい数字でございます。その5倍にしても、それから明和町、大台町からも来ていただけたらと思います。コインについても、今は防犯ビデオもあり、銀行もありますので、利用者の応分負担をし、利用者の方々も、利用すればできることでございます。是非とも残していただきたい。

それから、一度廃止してしまうと温泉の再開には多額の費用が必要になると聞いた。この地域で唯一の温泉スタンドであります、このすばらしい多気町の宝物、そして、財産である高泉質のささやま温泉。今後とも住民のために名温泉としても残すべきと思うが良い発展的な考え方はないかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） 一度廃止してしまうと再開には多額の費用がかかると聞いたという質問ですが、温泉施設を止める場合には3つの一応方法がございます。

1つ目としましては、そのままの状態に放置する場合。2つ目が、施設やポンプを水洗いして放置する場合。3つ目が、施設を水洗いして、タンク等へ水を入れた状態にして置く方法、の3種類があります。

いずれにしても、再開する時にはメンテナンスが必要となり、経費がかかることには間違いのないと思っております。

次に、名泉としても残すべきと思うが良い発展的な考えはとのことですが、今まで答弁をさせていただきましたとおりでございます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中野正宣君。

○6番（中野 正宣） ありがとうございます。副町長に聞いてとっても、何かのりくらし逃げるだけで、発展的な話が出てこないように思いますので、今度は町長に聞かせていただきます。

町長は今年の文字を「活」の漢字であらわされました。働く場の確保の思いを話されているが、「活」の中には「生き・生き」にも通じると思うが、ささやま温泉利用者もこの温泉で「生き・生き」してみえるのは御存じですか。住民福祉施設であるささやま温泉の閉鎖通告により、利用者が寂しい思いをして

おり、財政優先の弱者切り捨てとの声も聞かれる。また、利用者からの要望書も町長宛てに出ていると思います。それについての対応について、読んでいただいたか、そのことについてもお尋ねしたい。それから明らかに住民サービスの低下でございます。知事は、今年予算の中で、住民のお金で、先ほど副町長も申されましたが、住民のお金でと住民の信頼から私たちは成り立っているんだと。だから住民サービスを低下してはならないと。今度の厳しい財源の中でも住民サービスは低下させないということで、知事は企業優先、昨年も企業誘致、工業団地のほうに5億円を出して、また今年も5億3000万を出される話を聞かせていただいておりますが、働く場の確保より、今住んでいる人が、本当に住民サービスの低下になってはだめではないか。住民が「生き・生き」とできるように、町長はその方々も税金を払い、国民健康保険も払い、介護保険も払って、本当に純真な方でございます。是非とも町長からこのことについて、聞かせていただければ、ありがたいと思います。

以上です。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 私のほうからお答えをさせていただきます。

私と中野議員はたぶん温泉に対する思いは同じぐらい強いと思ひまして、自分は温泉大好きで、中野議員と同じかそれ以上ぐらいの思いで、あの三重県内もちろんですけども、県外の施設もほとんどのところ、私ちょっと暇な時期がありましたんで、町長する前ですけど。また福祉センターをつくる時にも、あれは薬用ミネラル温泉っていうのをつくりました。これも自分担当で、やったんですけども、何とか温泉をつくりたい、ということで、温泉に対する思いっていうのは全然変わりません。これは健康に悪いっていうのは誰もおらんと思ひます。先日、NHKラジオで、言うてましたけども、この近くでは榊原温泉がまず1番やと。っていうのは、皮膚の病気とか、特に若返り、そういったことにも非常に効果があるということを言われておりました。こんなこともあり

まして、ささやま温泉も塩化泉ですけども、非常にいいと思います。ただ、今まで副町長とやりとりされましたけども、一番の今回の原因というのは、なぜ閉鎖または売却にしたほうがええっていう、いわゆる行革審議会、ちょっと行革審の中で温泉ことわかってみえるんかっていうのは、これはちょっと中野議員訂正をしてもらわんと、行革審の方に非常に失礼になると思います。行革審の皆さんは、行政改革をすんのにどうすればいいかということ審議されとるんで、中身の細かいところまでは入っておられないと思います。ただ、今回、去年からこういう方針でいきたいっていうのを住民の皆さんに示させていただいた一番の大きなんは、10年前に温泉をくみ出しとった湯っていうのが、ご承知やと思うんですけども、1,208 トンやったんです。今その15%しかもうくみ出してない。そうすると、1人利用者がくみ出す量がだいたいポリ容器20リッターを1人一缶っていうのはたぶんないと思います。だいたい見られとると思いますけども、5缶から多い人は10缶くらいやられてます。これから割り出しますと、10人ないんです。1日の利用者が。私もあの今回の中の議員の要望の中の1人に会わせてもらって、現実を聞かせてもらいました。「俺利用しとるんで、町長やめやんといてくれ」という思いもありましたけども、その隣におみえになったかたは、「俺ら全然つこたことない」と。こういう方もみえました。今議員おっしゃられましたように、町民の税金を使ってやんのに、だいたい1万5000人の町民の中の10人くらいが使ってみえる温泉施設に、250万を超えるお金をかけてするのが、住民サービスになるんか。っていうのが、今回の行革審の答えでありましたし、我々もこういう方向でいきたいというのをお示しさせてもらいました。中野議員の言われることも本当によくわかるんですけども、わずか250万、たかが250万かわかりませんが、そんだけの経費をかけるのであれば、農業にも福祉にも使えれば、もっと多くの皆さんにそのお金を還元できるのではないかと、こういう方向でやられました。私の思いとしましては、副町長もちょっと申し上げたと思うんですけど、できましたら、「売却または廃止」となるとる「売却」のほうで中野議員中心になってい

ただいて、そういう組織をつくっていただいて、あそこを継続してやっていたければ本当にありがたいと思います。でないと、町民の皆さん、「じゃあ俺たち 10 人ぐらいのもんだけでも町がそんなお金回してくれるんかよ」って出てきたときに、それ皆対応してかなあかんっていうと、とてもじゃないけども、うちの今の財政状況から見ましたらできませんので。もっと多くの皆さんが活用されている施設であれば、これはまたもう一度考え直して使わないかと思っていますけども、1 日平均 10 人未満、全くの 5 缶ぐらいの利用者でいきますと、数人の利用者に、割り出しますとなります。199 トンしかないんで、年間。それから考えますと、ちょっといかなもんかといことになりますので、こういうことをやっていきたいと思います。温泉施設については、入ってするところにつきましたは、多気の湯もありますし、熊野の湯もありますし、ちょっと足伸ばせば榊原もありますので、そういうので活用していただければありがたいなと思います。あと、町営でそういう施設をやつとるのはほとんどが経営状況苦しいということで、さるびのについても、あきののゆ、これは奈良ですけども、僕もここ好きなんでよく行っとなんですけども、今もう皆民間に代わってます。それから嬉野温泉っていうのもあったんですけども、メトロポリタンっていうゴルフ場の上ですけど、これももうなくなりました。こういうことでやっぱり維持費がかかるのと、やっぱり多くのところにそういう温泉施設ができてますので、利用者も減っているということもある。ただ、元丈と比較をされましたが、元丈は薬。言うたら薬用泉ですので、くみ出しとかそんなものはかかっておりません。維持費がかかるんで検討してくれということに今回なりましたので、ぜひまだこの行革審でも出てますように、できたら中心になっていただいて、お金を受けていただいて、維持継続をやっていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（西村 茂） 当局の答弁が終わりましたが、もう時間が残り少なく。

○6番（中野 正宣） 先ほど 10 人と言われましたけど、風呂で使うので、ふ

ろでは家族で5人、7人って使うから、それ町長1人で使うという意味ではございませんので、ご理解賜りたいということと、玉城町は一般財源から2300万出しております。

それから、大紀町は阿蘇温泉に540万出しております、年間でございますが、それからふるさと温泉も町も出しておりますので、よろしくしていただきたい、ご理解賜りたいと思っております。

先ほど言うていただきましたように、今後、この温泉については、どっか売却先を考えるということでございますので、我々議員にも是非ともお声かけいただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

次の質問をしようと思ったけど、あまり副町長の話が長すぎて終わってしまいましたので、これで締めます。

○議長（西村 茂） 中野議員、それは理由になりません。

○6番（中野 正宣） はい、ありがとうございます。

○議長（西村 茂） 自分の質問の配分が悪すぎます。もう少し時間を有効利用してください。

これで中野議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩とします。

（ 10時03分 ）

（ 10時11分 ）

（4番 木戸口 勉幸 議員）

○議長（西村 茂） では休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

2番目の質問者、木戸口勉幸君の質問に入ります。

4番、木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） それでは私は1点の質問であります、市場性の高い有機農業の推進につきまして、質問させていただきます。

消費者の食の安全が急速に高まる中で、化学肥料や農薬をできる限り控えた

有機農業は、国におきましても平成 18 年に有機農業の推進に関する法律の施行もありまして、全国的な展開を見せているところであります。有機農業は化学肥料の使用を少なくし、草木、畜産などの堆肥を使うなど地域資源循環型農業であります。このことから環境への負荷をできる限り低く抑える効果も期待でき、環境保全や今後の農業ビジネスの展開は勿論のことではありますが、昨今の消費者の安心安全ニーズに対応した農産物を供給する上で、有機農業は重要な農業施策の取り組みの 1 つと考えておるところであります。

有機農業の推進に関する法律では「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、農業生産に環境への負荷をできる限り低減した農業生産の農業をいう」ということであります。現実的には果樹や野菜づくりをする上では特に農薬を全く使用せずに栽培することは不可能に近いことは周知のとこであります。

そこで 1 点目の質問に入ります。

当多気町における化学肥料や農薬を少なくした有機栽培に対する認識と農家の取り組み状況についてお尋ねをいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） ただいまの木戸口議員の質問にお答えいたします。

本町の有機農業農家数の広がりですが、有機農業推進法にいう「有機農業により生産される農家」としては、1 件でございます。有機として栽培されている農家は、6 件確認はしております。有機農業により生産された生産物に「有機農産物」との表示ができるのは、「品質の基準と表示の基準」を規制している有機 J A S の認定を受けた農産物に限られています。本町において有機 J A S の認定生産者は、1 件確認しております。有機 J A S の規格では、生産を行う補助に関する基準をはじめ、播種から出荷までの全ての段階についての基準が定められており、有機 J A S 制度は、任意の比較制度であります。広域流通や大口の市場外流出を目指す場合には、有機 J A S 認定を取得することが販

売を有利に行うことで有効であると思います。しかしながら、化学的に合成された肥料及び農薬を使用する通常の農業に比べ、病虫害等により収量・品質の低下が起きるとか、労働時間や生産コストの増加を伴う農業であり、今後、技術的課題として、収量・品質の向上を図る技術、安定生産のできる技術、労力軽減技術等、課題は山積みではありますが、慣行農業も有機農業も、農業と捉えて推進していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） ただいま、農林課長から縷々答弁をいただいたわけですが、有機農業の生産者は、ちょっと聞き取りにくかったんですが、1戸、実施農家は6戸というふうにお聞きをいたしたところではありますが、非常に個人的にやっとするのはもう少し戸数があるというふうに私は認識をしておりますが、この調査の方法はどういった形で調べられたのか。さらにですね、私は、その有機農業の良さっていうのは、常々、私は認識をいたしておるわけですが、いわゆる農林課長は、いわゆる農業振興課長でもありますんで、要するに有機農業のいわゆる良さの認識、是非有機農業を進めていくというその姿勢がこの中では聞き取りにくかったわけではありますが、この有機農業に対する、これはいいことは間違いないんで、これの認識度をですな、お尋ねしたい。さらに、先ほど言いましたように、この調査方法、どういった形でこの6戸とか1戸とか、調べられたのかを再度お尋ねをいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） ただいまの有機農業の農家数の調べでございますが、有機農家の方につきましては、非常につながりがりまして、そのつながりの中で、何軒か尋ねるときに、その数がどんだけつくってみえるんかっていうことで、その有機農業の方は仲間意識が強いついていうんか、グループがありまして、

そのグループの中で調べさせていただきました。それで有機農業はええということなんですけども、反面、非常にリスクの伴う農業でございまして、かなり、有機農業っていうんかそういう有機 J A S 規格で進めてくとなると、非常にハードルの高いものでございまして、有機農業をやる気のある農家の方がみえましたら、県とともに応援していきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） 少し聞いとる点からそれとるように思うんですが、J A S とかそういうのはまたあとで聞くとしてですね、その有機農業のいわゆる良さっていうのは、個々に考え方もあるわけですが、やはりそのいろいろと全国的な展開を見せとる有機農業というのは、必ずしも全然、その悪いという人も中にはあるわけですが、それは手っ取り早さとかいろいろある中で、非常にものを育てて、おいしく食べられると。いわゆるできたものが非常にこうミネラルが非常に多く入っておりますんで、おいしいという、これもまた後で申し上げますが、そういったその利点をですな、答弁をいただかんと、いわゆるリスクというのは伴わんと思います。J A S に認定する場合はいろんなリスクが出てまいります、その J A S 認定と、有機農業の良さが混同しとるように思うので、その辺をさらにですね、またこれから先、もっといろいろと有機農業を振興していく上でですね、研究検討を是非お願いをしたいというふうにお考えしております。

同じく1番でですね、私は、町長にも是非お伺いをしたいというふうにお考えしておりますのは、新聞でも、かなり出てございまして、多いときは2日に1回の割合で、新聞、夕刊三重等にも載っております。アクアイグニスのこと为中心であります、そんな中でですね、必ず有機農業が必要やということも、私もいわゆる11月にありました商工会の基調講演等のアクアイグニスの社長の話も聞いて同感をしたわけでありまして、いわゆる多気町のトップとしてですね、

「有機農業はこうや」という町長としての認識度をですね、是非お聞きをしたい。有機農業のリスクとかそういうのはのけといてですね、有機農業を進めていく上で、町長はこういうふうには有機農業を捉えとんのやということを、町長のほうからご答弁をいただきたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 今回木戸口議員のほうから有機農業について、俺のほうから質問をするということで、以前にもお聞かせいただきました。自分もアクアとは別ですけども、町長にさせていただいてから、多気町の農業に力を入れていこうということで、今回も全体の予算を下げる中で、農業団体などのところへの助成金っていうのは下げておりません。特に個人の農業者っていうのは非常に、ちょっと置いといてですけども、今町のほうでも、農地集約化、それから農業生産団体も集約をして、集落営農の促進っていうのを図ってますので、こういったところへの団体補助金、っていうのは、今下げるよりも逆にプラスのところも今あります。その中で。農業やっていただきたいその人たちには、是非その中で、議員おっしゃられたような、有機農業、その化学肥料ばかりを使わず、そういった農業をやっていただきたい、こういう思いが以前から議員と同じようにありますので、やっていきたいと思ってます。この中でも出ておりますけども、草木やら、それから畜産についても、生ごみについても。そのままだまは使えませんので、堆肥化して、もみ殻なんかも混ぜて、有機生物を入れて、田んぼへまける状態にして、それを活用した肥料として、使っていきたい。ただ、草なんかを抑えるについては、これは東京農大の先生も、以前も私言ったと思うんですけども、おっしゃられてますように、残留農薬の期間があればそれで、それ使わんことにはやっていけやんやないかということで、これはもう同じやつやと思うんです、いつも。もとななる土づくりのための肥料っていうのは有機でできた肥料を使っていければ、一番気になっております今、日本の子供たちがアレルギーやら、そんなんが非常にふえてきたっていうのは、昔

からの農業やなしに、化学肥料で活用したものが、原因になつとるんかなって
いう思いもある。私は研究者ではありませんので、そこまでは研究したことは
ありませんけども。自分たちの子供のころは、これも有機肥料の一種やと思う
んですけども、自分とこの田んぼへ、人間のうんちゃんやしっこを活用して、
田んぼへまいて、やっと思ったと思うんです。あのころにはあんまり今みたいな
アレルギーやらそれからアトピー性のなんちゃらかんちゃらってというのはな
かったような気がするんですけども、今もう本当に多くの子供たちがそういっ
た部分を、大人もそうですけど、悩んでおると思いますので、今議員おっしゃ
らたように、なつとか多気町の農業を少しでもこういうのに変えていきたい。
これはアクアの社長が講演されたのを聞かれたって言われてますけども、その
部分にもあらわれていると。自分らの年代の者は皆、ほとんどそんな思いでい
ると思います。ということで、ただ、一番難しいのは、これに係るリスクとコ
ストがかかると思います。課長が言いましたように、多気町で今そういうのを
認定されとるのは1件の農家ですけども、この方ももう非常に高齢のかたであ
りますので、これからこういった方のつくられたものは、もっとうPRでき
るようにしていければ、多気町の農業を、特に有機農業についての力をいれて
こうっていう人がふえてくるのではないかと思います。

町のほうで、あともう1つ応援していかなければならんのは、そういったや
つの応援と、あと販路、要するに出口をいかに広げていけるか、この辺の力を
JAさんっていうよりも、いろんなところの皆さんの力を借りながら、やって
いかなければならんなと思います。有機でつくられた、例えばお米であると、
今1俵1万円から1万4、5000円までやと思うんですけども、有機のやつはぜっ
たい2万から3万くらいで、それでもはけてくということ聞いてますので、
そういった部分で、広げていければ、これは町の役目かなと思っております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） 町長からも答弁をいただいたところでございます。ありがとうございます。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

次に、化学肥料や農薬を多く使用することで土の中の微生物が少なくなり、ミネラル不足に結びつきます。植物はミネラルを必要とします。植物の生命を支えるたんぱく質はミネラルによって作られております。化学肥料を削減可能な有機栽培に不可欠なのは1にも2にも土づくりであります。有機農法は植物に大事なミネラルを循環生成させます。土づくりは農作物生産の基本でありまして、熟成した堆肥で作られた自然に近い土づくりをすることが有機農業の原点であり環境にも優しい農業であると言えます。

さらにですね、いわゆる付け加えて申し上げますと、山には自然の樹木が多くありますが、なぜ多く育ち、これといった病気にもならない。それはですね、自然の力で育って、樹木の根や腐植土で絶えず循環をして、土が程よく腐食をすることで、元気に育って病気もないということでもありますので、果樹や野菜も全くこれが当てはまるわけであります。そういったことを申し上げたかったわけでありまして、土づくりの大事さっていうのはここにあるわけです。

そこで、質問をいたすわけではありますが、先ほども申し上げましたようにですね、なぜ市場性の高いというのは、アクアイグニスというのは、新聞等にも載っておりますように、店舗数が50店舗を予想されとると。それと、入込客が800万人とか、とてつもない大きな数値が載っておるわけではありますが、その3年後に控えたアクアイグニス出品など、市場性の高い、いわゆる「ほんまもん農業」としての慣行農業から転換を図り、いわゆるアクアへ出品をしていくために、有機農業を志向する農家をどのように誘導して、行政としてどう取り組んでいくのかを、まずお伺いをいたしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） 2つ目の質問にお答えします。

3年後のアクアイグニスの商品等を考えますと、慣行農業から有機農業への転換生産者がふえるとか、新規就農者の有機農業への希望者がふえることが考えられます。

アクアイグニスは、記者発表において、有機JAS認定機関を入れてのレストランへの無農薬栽培の提供をうたっております。有機JASの認定は、非常にハードルの高いものでありますが、今後、需要がふえることが見込める中で、有機農業を、農業振興の一環として県等と協力し、相談協力体制づくりを行っていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） 今、農林課長の答弁によりますと、県と相談して、いろいろと話をしてですね、それから進めるということですが、一番主であります、農家との話し合いというのが全く欠けておりますので、まず、農家はどのような希望を持っておるのか、農家はどのように考えておるのか、どうしてほしいのか、というのが一番先決な問題でありますので、まず、手始めとしてですね、やはり農家の意向を十分にくみ取って、それを進めるというのが、やはりその多気町のいわゆる農業振興の中でのいわゆる有機農業を取り組んでいく、まずスタート地点であるというふうに私は考えておりますので、こういったことの進め方を、私の質問の趣旨に答えていただくためにもですね、再度、この農家との話し合い、農家とのいわゆる有機農業をどうしてくということをお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） 今現在、有機農業の推進も大切ですが、有機農業も慣行農業も、農業と捉えて、そういう組織体制づくりは大事であるというのは、確かに私も思います。その中で、いろいろ団体等もあります中で、それを有効に利用しながら、組織作りをしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろ

しくお願いいたします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） さらにですね、次の項目ともどうしても、有機農業という質問でありますんで重なってくるところもあるわけではありますが、具体的に、やはりそのお答えをいただかんと、話し合いをどうするのかっていうのは、私はこうしてくんだという姿勢をですね、是非示してほしいというふうに思うわけではありますが、4月からはですね、組織も変わりました、今は、農林課であります、4月1日からは農林商工課ということに相成るわけであります。農林商工課となりますと、いわゆる農業のブランド化とそれから流通を担う、6次産業化の担当課ということにも相成るわけありますので、そういった見地からですね、いわゆる是非とも6次産業化のもととなる課になるわけありますので、いわゆる有機農業を強力に進める、こういうふうに進めてくんだということをお聞きをして、これもですね、まずまた町長にもまたお伺いしたいと思っておりますが、さらに、突っ込んでですね、その辺を再度お伺いをしたいと思っております。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） 農業全体で考えたときに、既存の農家、新規就農者の受け入れ、有機農業を志向する農家、または伊勢いも、前川次郎柿等の地域農産品の販路開拓や付加価値向のための6次産業化等農業の戦略等ができる組織体制づくりが、今大事ではないかと考えております。既存の組織である松阪地域振興協議会、多気地域営農連絡会、多気郡農業振興協議会等の組織をうまく活用しながら、県とも相談し、推進していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） 少し質問と答弁がかみ合わないわけではありますが、町長に聞きますと、答えは返ってくるかもわからないわけですが。私はですね、思っておりますのは、農家農家というふうに出すわけであるのは、やはり農家の意向を十分に聞いて、農家が期待できるような農業振興をやってくつてというのが一番、密接な関係を持つてということが、一番農業振興につながってまいりますので、その辺を申し上げとるわけであります。農協にも、営農指導という立場で農業を指導しておりますが、そんな中に、いわゆるいろんな団体がありますね。いわゆる生産者団体。それらの人らとの話し合いも当然出てまいります。いろいろ、先ほど出とるように伊勢いもとか、それからいろんな話も出てまいりました。そんな中でですね、いろんなこう団体の補助もされとるわけで、その中にいろんな組織もつくられておりますので、それらと、農協と、それから役場が、まず話をしてですね、それからあと、県と話をするのも結構であります。その辺がどうも、私の考えとはちょっと違うようにも感じますので、その辺をですね、さらにまた、町長にもまたお伺いをしたいと思います。いわゆる農家との話し合いをどうしていくのか、ということ、いわゆる町長からのトップダウンでも結構でございますので、そういう今申し上げたことを町長はどう考えているのかということ、をまずお聞きをしたいと思います。に思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 1番はやっぱりいかにそういう有機農業で「俺農業やってこう」という人たちをつかむか、が大事なんですけども。時間がかかると思うんですけども、その前に、若い農業者はどう考えとんのか、どうやってこうと思っとなのかっていうのを聞かなければならんってということで、以前にも、そういう、ただ集まってわいわいでも構わんで、そういう場をつくれって言うて、担当課に言っておりますので、もう今ちょっと確認をしましたら、これまで、1年間に5、6回若者たちが寄っていただいて、やっている。そのなか

ら、皆さんの思いを生かしていこうということで、今取り組みをしております。担当課にも私は言うておりますが、直接私、県の普及所の所長にも言いましたけども、多気町の農業これから私こうやってやってきたいんで、是非力を貸してくれということで、そういうお願いもしておりますし、一遍、愛農会っていうのが伊賀のほうにありますので、ここも有機農業で以前からやっていますので、ここ行って勉強して来いというのも言わせてもらっております。こんなことをやりながら、今木戸口議員おっしゃられましたように、今回新しい課の中にそういうのを入れましたのは、おっしゃられたような多気町のブランド化とそれから6次産業化のついて、つなげていこうということで、これは先ほども言いましたように、販路のほうの、要するに出口のほうは町のほうで考えなければならんって、こう思っています。それから、もう一つの町の役目としましても、いかに私のかかわるマスメディアを通じたときにPRしてこか、ということで、先般のサンセバスティアンの市長さんがおみえになったときも、ちょうどあの時は、NHKでテレビや多くのマスコミが来ておりましたので、多気町の特産物はこうやっとなのやっていうのを見てもらおうと思ひまして、担当課のほうに、どうしても伊勢いもを、とろろ汁を食べてもらえと、それから柿をこうやってしてやっとなの見てもらえ、食べてもらえというのをやりました。サンセバスティアンの市長に、とろろ芋、向こうでそんな食があるかどうかわかりませんが、とろろ汁をかけて食べてもらいました。これも非常にPRしてもらいました。今ちょっと柿について、道が開けてきたなと思ひますのは、柿酢でありまして、これも、柿ジャムもあるんですけども、それよりも普及がもっと図れるなど。これは生鮮で出せるやつは、これは木戸口議員ご承知のように、生でタイへ持ってたりしてはありますが、もう一方では、それが済んだ時期の柿をどうするかっていうので、ずっと言えんかったんで、今回まあ柿酢はかなりいけるかなと思ひまして、先般、市長さんがおみえになったときに、柿酢を、これは村林先生のほうが、炭酸で割るともっとおいしくなるというんで、炭酸入れて飲んでもらいました。これも非常にPRできまして、今、県のほう行っ

たり、東京行った時のPR用には柿酢を大いに売り出しをしております。こう
いうことで、6次産業化について、PRは町のほうの仕事かなと思って、JA
さんもいろいろ協力をしていただけるんですけども、直接出せるように、そう
すれば、少しでも安く、消費者に届けられるかなと、こんな思いで取り組みを
しております。また細かい部分について、こういう有機農業で進んだところ
があるというのがあれば、また議員のほうからご紹介もいただければ、ありがた
いと思います。ということで、よろしく申し上げます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） 先ほど来、私も聞いております中に6次産業化、町長
も6次産業化のということで、先ほども答弁いただいたわけでありましたが、も
のを加工してつくるのは、いわゆる6次産業ではなしに、農業のうちの2次産
業になるわけでありまして。付け加えて申し上げますと、1次産業は農業の生産
であります。2次産業は、1次産業でつくったものを加工したものが2次産業
であります。3次産業っていいものは、1次産業、2次産業の流通販売をし
たものを3次産業というのが、いわゆる農業を総称して、1次2次3次という
わけでありまして、全てを兼ね備えとるんが6次産業であります。そやで、加
工もしかり、流通もしかり、販売もしかり、それで、私が申し上げとる有機農
業も、れっきとした6次産業であります。これは単に一般的につくると言われ
る農業生産ではないわけでありまして、こだわりをかけて、それで付加価値
を付けて、いわゆる6次産業化となりますと、当然、どんだけかは、農作物が
高くなるわけですが、これはもう当然のことながらそうなる。これはもうそん
だけの6次産業化としてブランド化を目指したいいわゆる農産品であります
んで、それはもう当然そうなりますし、6次産業化というのは、そういうふう
に広くいろんな意味合いを持ったものが、6次産業化でありますんで、是非、有
機農業イコール6次産業化というふうに結び付けていただきたいというのが
私の質問の趣旨でもあります。

それから次に入りたいと思いますが、次に、有機農業に取り組もうとしている農家はどうか、先ほどとどうしても重なってくるわけですが、有機農業を実践的にやろうというのは、農家でありますので、役場でペーパーで机で考えとっても、有機農業は進みません。それと北出課長申し上げられました、県、普及所等も、これはもう立派な相談機関であります、まず、農家はその気になってやらんと有機農業は進みませんので、農家にどういうふうにして有機農業をやっていただくかということ。聞いてみますと、有機農業の志向農家っていうのは、かなり潜在的に多くあります。ただ、どうやってやったらいいのか、どういうふうにして取り組んだらいいのかっていうことが、口々に聞きますので、ちょっとしたアドバイスで、有機農業っていうのはぐっとふえるなというふうにも思います。さらに繰り返しになりますが、有機農業はですね、ものがミネラルが含んどって非常に甘くておいしい。糖度も高い。それと、どうしてももやっぱり、有機農法でありますので、農薬が少なくて済む。それで、果樹でありますと、いわゆる果樹の木の寿命が非常に長くなる、取れる期間が長く取れる、という子のものすごい有利なところがいろんな面でええ点がかなりあります。これもまあいろいろと人の話もきき、自分もそれなりに研究をしながらですな、きたことが、今申し上げとるわけでございますが、そういったこともわかっていただきたいというふうに考えております。

そこでですね、有機農業をやるということの中で、農家との話し合いの場っていうのが一番の不可欠な問題であります、課題や問題点を解決をしてですね、推進をしていくための農家サイドに立った、農家に委託をしてもええわけですが、これといった人を選定をしながらですね、そういった広めていただく推進員っていうのを、これどうしても要るなというふうに考えておりますが、その辺の考え方を伺いたいというふうに思います。

先般の一般質問でも、地方創生という面です、お尋ねをしたわけですが、地方創生をこう見てみますと、これも中では伊勢いもとか次郎柿等々、いわゆる地方創生として取り組まれているのは、よく承知をいたしている中で、予算

的な大部分は、委託費というのが27年28年度ですな、大きく予算がみられて、これも国からきたのが3月のぎりぎりですな、繰り越さんならんっていう事情もあったわけですが、大変大きな3600万という委託費が計上され執行されたわけでありまして、これをいわゆる有機農業の、いわゆるやる地方創生ということに当てはめた場合ですな、そんなに多くな金は要らんわけでありまして、例えばもう話し合いをしたり、そういう場を持ったり、それでそういう組織がつくったときに、どんだけかの助成をしてくというの、テコ入れのいわゆる予算として一番効果がるというふうに私は考えておりますが、いきなり大きな堆肥センターをつくるわけでもありませんし、大きな施設が必要なわけでもありません。個々にですな、いわゆるアドバイスをしながら、小さなものから始めてですな、できるのが多く考えられますので、そういったことを、一緒に相談をしながらですな、有機農業のとっかかりを付けていただきたいというふうに考えておりますので、そういったことをしていくための農家サイドに立った進めていく推進員というのを設置しては、というふうに考えておりますが、そういったことの推進員に対する当局の見解をお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 私のほうからお答えをさせていただきます。

今おっしゃられましたように、有機農業について、推進費ということですけども。推進員も推進費も多少ともなってくると思っておりますので、両方とも含めてですけども、今ちょっと初めの途中で言いましたけども、それらの機関と一遍相談をしながらどういった取り組みが一番いいのか、スタートの母体、1つは今言いましたように、若い人たちのわいわいガヤガヤ集まるかというのとはつくってありますので、それをもとにですな、取り組みをしていきたいし、推進の費用についても、今言われたように、僕はお金そのものはそんなに多くかからんと思っております。スタート部分については、是非、そういうのは一遍検討していきたい。検討っていうか、前向きに進めていきたい、と思っておりますので、

よろしく申し上げます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） 町長から非常に前向きで、非常に積極的な答弁をいただいたんで、非常に安心をしたわけであります。敢えて言いますならばですな、先ほど言いましたように、大きな施設も何もいらなわけです。話をして、それで、いわゆるその小さいことから始まりますし、やれば本当に取り組んでよかったなということは、あとで必ず出てきますんで、その人らを何人かまず手始めにやってですな、その輪を広げて、それで、いわゆる有機農業を展開してくってというのが一番手っ取り早いし、わかりやすい。必ずやれる手立てなんですわ。はじめから大きなことを考えても。これはできませんので。そういったことの仲立ちに入っていただく人をつくって、それにはお金も要りません、そんなに。そういう人を選ぶことで、やはり推進して、広く広めるということがすぐ極端に言いますと、明日からでもできるということになりますんで、そういったことを十分やはりその担当課の農林課としてですね、考えていただいて、いわゆる先ほど来、たびたび申し上げておりますように、そうした人は必ずや、いわゆる農業組織の中にも個人的にやっとなる人の中にも、もうすぐ思いつくぐらいみえますんで、まずその人らの話しをすると、どんどんことは進みますので、難しいことを考えて、ペーパーをつくるんやなしにですな、とりあえずは、話をして、そこからスタートを切るともうどんだけか後にはも1歩も2歩も進んでくるというふうに思います。そういったことで、町長のほうも、是非担当課へのいわゆる指示等もしていただいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それでは、最後の項に入りたいと思いますが、市場性をたかめるということで、北出課長のほうからも、若干出とったと思いますが、私は、JGAP（ジェイギャップ）というふうに書いたわけですが、JGAPについての認識を伺いたいというふうに思います。

これはいわゆる他の表現等もあるわけではありますが、私の考えるところにつきましては、J G A P についての、認識について、お伺いしたいというふうに思っております。

J G A P は食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられる認証制度でありまして、農場や J A 等の生産者団体が活用する農場管理の基準であります。農林水産省が導入を推奨する農業生産工程管理の 1 つでありまして、農薬、肥料の管理など食の安全、環境保全に関する基準が定められております。平成 20 年にはですね、236 農場が認定をされておりましたんですが、そこから 8 年後の平成 28 年にはですね、3,950 農場あまりの農場が認証されております。有機農産品のビジネスに有利に展開するものと考えますが、県内の状況と今後の考え方につきまして、見解を伺いたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） ただいまの木戸口議員の質問にお答えさせていただきます。

日本 J G A P 協会に認証された個別・団体は、県内で 23 件。本町におきましては、現在ございません。

J G A P は、農場管理の基準であり食の安全、環境保全、労働安全の確保を目的としており、有機農作物は栽培方法の基準です。国の法律で、有機農産物は、有機 J A S 規格に定められており、農業の自然環境機能の維持・促進を図ることが目的です。有機農産品のビジネスに、有利に展開すると考え方の見解ですが、有機農業は、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことを基本とし、それに対しまして、J G A P は、基準に基づき、食の安全、環境保全に取り組むため、適切な農場管理の基準であり、農薬の管理、肥料の管理、水の管理、土の管理、放射能の管理といった、明確な基準が定められ、基準は全部で、120 項目にもなります。

最近国にしましても、G A P の導入に力を入れてきてまして、産地の安定した

経営を続けるためには、信頼性の確保、環境への配慮、事故防止等への対策が重要と位置付け、特に、輸出への取り組み、東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給等、海外のお客さんに、対応するためには、GAPへの取り組みが必要としております。また、大手流通チェーンでは、GAPの取り組みを求める動きが出てきております。将来的には、GAP認証され、そのもとで、生産された生産物が、当然のように流通する事態が近い将来くるのではないかと予想されます。

国は、平成 28 年度補正予算で、グローバルGAPやJGAPの認証取得を目指す方に、取得に必要な研修受講、認証審査等に係る費用の支援を打ち出しております。取得を希望する個別・団体等があれば、JAや県とタイアップしながら町としても希望者に支援や協力をしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） 縷々北出課長から説明、答弁いただいたわけですが、要は、お聞きをしますと、4,000 近く認証がある中で、三重県は 23 というのを、改めてお聞きしたわけですが、答弁の中身によりますと、有機農業とは少しちょっと違う角度から、こういう認証制度があるというふうに私は理解をしたわけですが、この 23 件というのはですね、非常に 4,000 という中では非常に少ないわけですが、やはりこの三重県としては、そういう動きっていいんですか、そういうふうな方向性にはちょっといとらんのかなというふうに私は今、思ったわけですが、まあ課長としてですな、このJGAPってというのは、やはりその有機農業とは少し違うわけでありまして、このJAS認定も、存在するわけですけど、そういったことの中で、農産物をいわゆる一般的な農産品と比較をしてですね、JASを受けたり、それから、JGAPに認証されたりして、付加価値を付けて高く売れてですね、やはり農業振興につながってくわけですが、そういったこととは、ちょっとこう違うんやというこ

とを、さらにまた、付け加えて答弁をいただきたいと思いますが、この 23 件非常に少ないので、私はこれはちょっとはてなで、なぜかなというところがあります。っていうのは、多くある県も存在すると思います。農業県で、例えば愛知県とか長野とか、山梨っていうような農業の中心となる県、さらに九州は農業で大きく成長したわけでありましたが、そういったことが私は考えておりますが、なぜ、三重県はこういったことで、数多くある中で、少ないのか、この辺をちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） 三重県がよその県とおくれとというのは、ちょっとなんでおくれとるかっていうのは、認識をしておりますが、オリンピック・パラリンピック、前回のオリンピックから J G A P でつくられた農作物しかつくれんということらしいです。1日3万食からいるっていうことで、これは日本ではとてもやけど賄える量と違いますので、急いで推進しとるみたいです。三重県も今回、今年に入ってからですが、それに力を入れてきて、この間も、県の人に来ていただきまして、うちのほうでも説明していただいたところです。ただ、その私もちょっと勉強不足で申し訳なかったんですけども、松阪で、G A P 認証を取ってみえる農家の方がみえまして、ちょっとお話を聞きに行ったんですけども、非常にハードルの高い、書類見せてもらっただけでも随分の書類で管理されてみえる。それで、新規に幾らの投資がいと、それで2年に1回に再承認受けるのにお金がいと。それでパッと見たらその J G A P のために、1人職員がいるぐらいの量です、ということをお聞きさせていただきました。非常にハードルの高いものでございますので、これはもう大きな法人とか、団体とかで賄ってかなできんもんやと思っております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番(木戸口 勉幸) さらにお聞きをしますとですね、ハードルの高いとか、お金がかかるとか、すごい書類をつくらんならんとか、聞いておりますと、あんまりええ点がないなというように思うわけでありますが、ええとこがなければ、こんなに200から4,000になるわけないんで、デメリットばっか聞いても仕方ありませんのですが、メリットも数多くあると思います。県がこれから進めていくんやということでもありますんで。数多くあるメリットの中で、これとこれとこれは非常にGAPを受けたらものすごいええんやという点があればですな、是非課長の口からお聞きしたいなと思います。

○議長(西村 茂) 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長(北出 博人) 一番最初に、一番のメリットは輸出やと思います。海外では、グローバルGAPといいまして、そのGAPを受けたそういう管理ンことのでつくられた農業に対する農産物が当たり前のように流通しとる国がようけありまして、それに対して、輸出で日本もJGAP、これジャパンGAPなんですけども、グローバルGAPにあわせてその品質を同じ規格のものにするっていう動きもあるみたいです。まず一番は輸出やと思います。

以上です。

○議長(西村 茂) 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番(木戸口 勉幸) 輸出というメリットがあるということで、理解をしたわけでありますが、いずれにしてもですね、そのGAPにしろJAS認定にしろ、やっぱり多気町の農産品はこんなに素晴らしんやというものを認証するということがやはりその市場性を高めてく上では、非常に大事なことでありますので、この点についても、また、いろいろと研究をしていただいでですね、そういうことの実施ができるような形で、取り組みをいただきたいというふうに思っております。

質問項目は以上で終わりました、まず付け加えてまた町長にもまたお聞きを

改めてするわけでありますが、くどいようでありますが、アクアイグニス3年後、その中には三つ星レストランもできるというふう聞いております。その中でいつもこう話の出てきますのは、有機農業の農産品だということでありますので、それがですね、多く需要のある中で、よその市町が多く供給をしていくということのないようにですね、是非多気町の農業振興の中で取り組んでいただきたいし、有機農業はそういった意味で不可欠であるということを考えておりますので、最後に有機農業に取り組む決意をですね、町長のほうからお伺いをして、終わりたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 木戸口議員のほうから、特に今後の取り組みについて推進していくのに、わずかでも予算的な形でどんなになるんかということも言われましたので、是非その部分についても、答えていきたいと思っております。そのことが、多気町の有機農業、有機をやろうとする農業団体をつくっていく基礎になるのかなと思っております。ちょっといきなりは無理かと思うんですけども、徐々にやってきたいと思っております。最初、私が思っておりますのは、集約型農業のほうから取り組みをとということで、なかなか土地利用型の中で、全部有機にっていうのは量的なこともあるので、ちょっと時間的に無理かなと思っておりますけども、集約型でやるのであれば、取り組みは意外と進んでいけるんじゃないかとこんなことも含めまして、やっていきたいなと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（西村 茂） 以上でよろしいか。

○4番（木戸口 勉幸） 以上で終わります。

○議長（西村 茂） これで、木戸口議員の質問を終わります。

(9番 松浦 慶子 議員)

○議長(西村 茂) 続きまして、3番目の質問者、松浦慶子君の質問に入ります。

9番、松浦慶子君。

○9番(松浦 慶子) 9番、松浦慶子。よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、私は、2項目を1問1答方式により、質もさせていただきます。1つ目は、農業の今後はどのように、2つ目は、地方公会計と公共施設等総合管理計画策定の進捗状況は、についてお尋ねいたします。

まず1項目目、農業の今後はどのように、について質問させていただきます。もう先ほどから、木戸口議員のほうからもたくさん質問していただいたので、繰り返しのようにはなると思うんですが、是非ご答弁よろしくお願いいたします。

今年1月27日発行の夕刊三重に掲載されました、「アクアイグニス多気に誘致 多気町と友好締結で三つ星レストラン」「スペイン、世界一美食の町サン・セバスティアン市」との大きな見出しでした。ですので、もうすでに住民の方々も含め、皆さんにおかれましても周知されていることと思います。

昨年12月の議会定例会におきまして、平成28年度一般会計補正予算で企業誘致活動費、調査旅費として90万円が計上され、全員可決承認したところでございます。また、12月22日の全員協議会で町長から報告を受け、1月10日から15日までの日程でスペインのサンセバスティアン市を訪問し、食の交流や多気町の食のアピールができるようしたいとお話でした。そして、今年1月30日の全員協議会において、渡西後の報告と報道の事前報告を受けました。

その時の資料によりますと、「三重県の食材で美食の町を目指す多気町 食のリゾートアクアイグニス多気」と題した、三重県と多気町とアクアイグニス共同の記者発表のものですが、その中に「周辺地域の生産者が無農薬栽培」の表題の用紙がございました。

そこには、日本を代表する料理人と海外の一流シェフとして4名のお写真と名前があり、施設内のレストランでの米、野菜、果物、卵など年間の使用量を提出する、そして周辺地域の農業生産者と、三重大学、行政、有機JAS認定機関が、施設オープン後レストランに無農薬栽培を提供するために取り組む、そして素材にこだわる料理人たちからは憧れの地域となり、生産者は直接いい価格で顔の見える販売ができる、そして世界一の美味しく健康そして安心な食の地域を目指す！とあります。

ここで本町として一番大事なことは、多気町内の農業生産者や、食の生産者、担い手をどのように導いていくかということではないでしょうか。

1つ目の質問に入ります。

スペインのサンセバスティアン市を視察された町長と企画調整課長にお伺いいたします。

渡西されて、どのようなことを調査し、多気町にとって何か得られることはありましたか。それはどのようなことでしょうか。所感をお伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 失礼します。ではまずはじめに、私より、答弁させていただきます。

スペイン、サンセバスチャン視察の報告という形で、答弁させていただきます。

10日から15日の間実質は、向こうでは2日間ほどの日程だったんですけども。まずはじめに、12日にですね、昼から三つ星レストラン「アルサック」の姉妹店として活動されております、ロンドンにあります「アメスタ」というところをまず視察。ここは一つ星のレストランでございました。これを視察させていただいた。そして13日は、朝からサンセバスチャン市のほうで、まず「ルイス・イリサール」料理学校という学校を関係者一同で訪問させていただきました。ここは、市内で有名な料理人11人の内の1人の方が学校長をやってお

られまして、その先生、あと生徒の方も含めて懇談をさせていただきました。この 11 人というのが、そのサンセバスティアン、10 年間で一気に世界一の美食の町と言われるもつくりられた方というふうにお伺いしております。そして、うちの町にあります相可高校もあちらへご紹介いたしまして、あとはアクア多気計画の話もちろん、こちらからお話ししまして、非常に関心を示していただきまして、「今後、相可高校との連携をしていきたい」であるとかまた、アクア多気のほうへも、例えば学校のほうから卒業生を派遣して育てていきたい」そういったこともおっしゃっていただいたところです。

そのあと、次にサンセバスチャン市のゴイア市長様をほうもさせていただきました。今回の内容、訪問について説明をさせていただきました。聞くとところによりますと、事前の情報にもあったんですけど、世界中から引く手あまたの町であると。どことも提携をしたいというお話をいただいておったようであります。なかなか事前の情報ではなかなか難しいだろう、ということは覚悟の上で、お伺いしたわけなんですけども、誠意が通じたのかどうかはわかりませんが、見事友好証へのサインをいただいた。「サインしましょうか」ということをあちらから言っていたところでもあります。これが非常に大きい成果でありまして、今後は行政同士のまず連携を、それを引き金にしまして、そしてそれを民間交流へ進めていく、発展させていくという大きなきっかけがつけられたのかなと。なかなか遠方ですので、行政間同士では非常に難しいところはあります。例えば子供たちを向こうへ届けるとか、逆に来ていただくっていうのは、非常に難しいと思いますけど、大もとの連携によって、あとは民間をまず活発にお互いが交流できるように持ってこうっていう狙いができるのではないかとこのように思いました。

そして、その後ですね、先ほどちょっと述べましたけど、スペインでも特に、一番有名と言われております三つ星レストラン「アルサック」というお店を訪れました。そしてそこで、事前にゴイア市長さん、要するにサンセバスティアン市長と友好提携を結べました、というお話をさせていただいたら、非常に驚

かれたと言いますか、喜んでいただきまして、特にここの創業者の方、もう 70 代の方なんですけど、あと実際の、娘さんですけど、支配人やっておられる方と、いろんな懇談もさせていただきまして、特に事業者側、辻口パティシエも参加していただいたんですけど、その辺からもアクア多気計画への非常にお願いいたしましたところ、前向きに非常に、検討すると。「我々としては、もちろん行けないですけど、ここで育った料理人たちを向こうへ送り込むという方向で検討します」と強く言っていただいて、これも非常にありがたく、そういうお返しいただいたというところでございます。

今回の訪問は、非常に、大変遠方ですね、待ち時間等も入れましたら、20 時間ぐらいかかる非常にきつい工程ではあったと思っておりますけども本当に先ほども申し上げましたように、難しいと言われておりましたサンセバスチャン市との提携ができるという大きな成果もありまして、大変良かったのではないかというふうな思いで、返ってきたところでございます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9 番（松浦 慶子） 長い旅お疲れ様でした。三つ星レストランに行かれたということで、お味はどのようなお味でしたか。町長いかがでしょうか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 私のほうからも、質問の中が町長はどんな調査で行かれた、その部分について、目的は、果たしてどれほどの人気のある食なんか、よく言われる、世界の美食の町と言われとるんですけども、どんなもんなんかな、というのを一遍見てみよう、ということで、また地域食材なんかも、どんなに活用されてるのか。

行きましたレストランっていうのは三つ星で半年前まで予約がいっぱいで、1 食だいたいいいので 3 万円くらい、っていうので、私ではとても日本へもし

つくっていただいたても、行くことはほんとに1年に数えるくらいです。その前に、行くのにもう二度と行きたくないなっていうくらい長い時間かかりました。それから体調を壊しました、ぐらい長かったです。先にそれをちょっと一言。やはりもう年重ねてからは、エコノミーで行くのはもうつらいなと思いました。11時間飛んで、それからまた3時間飛んで、また1時間となりますと、どうしても、たぶんここにおみえの人のほとんど、一部は違うかわかりませんが、十何時間同じ姿勢でっていうのは答えました。ということで、向こうへ着いて、確かに人気があるお店で、ああいうのが日本へ来れたらって言いますと、それはなぜかと言いますと、アクアができて、そういう向こうの三つ星ができて、日本人が果たしてそんなにしょっちゅう行けるのかなと思いました。その一番の思いはやっぱりインバウンド。外国からのお客さんが世界の人たちが来てもらうのには、やっぱりそういう店がないと、行かんと思いました。多気町へ来ていただいて、それをどう成功に導いていくかっていうのはやっぱり私の思いの中には、地域の食材を活用してもらいたい。というのがありますし、これは、北勢のほうは、よく言う、放っといっても町はよくなってくと思うんですけど、これから南っていうのは非常に厳しいので、私は中南勢地域の活性化の拠点になるということで、今回このサンセバスティアンについても、提携をして、そういう施設をつくっていければと思います。それにはやっぱり、民間の力を活用しなければならんっていうことで、今回、アクアイグニスが動いてくれて、っていうことで、その部分へ財政的な大きい町は負担はできませんけども、応援できる部分については町はもう100%の応援をしていこうということで、今取り組みをさせてもらっております。ということで、食につきましては、今、筒井のほうから細かく言いましたので、中身については、ご想像にお任せしますが、おいしかったかどうかっていうのは、皆それぞれ、味覚の感じ方が違うと思います。けども、正直言いまして、おいしかったけども、日本の食は日本の食でいいところあるな、とも思いました。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） ありがとうございます。

そしたら次の質問に入ります。

この資料はですね、企画調整課から出されたものですが、有機JAS認定機関といった言葉があります。多気町として有機農法についてどのようなお考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） 先ほどの木戸口議員の答弁と重なるところがありますが、ご了承願いたいと思います。

現在県下で有機JAS規格を取得してみえる方は、21件で町内では、1農家が、取得してみえます。

有機農業は1つの栽培手法であり、食の安全安心が、言われる中で、PRには非常に良い手段と思われませんが、農業者や有機農業に対して持つイメージの中には、環境に優しい、自然と共生する農業、というプラスイメージとともに、病虫害等により収穫・品質の低下が起きる、労働時間や生産コストの増加を伴う農業というマイナスイメージもあります。有機農業の課題は、良品質で、安定生産が可能な有機栽培技術の確立、生産の低コスト化による価格の安定と再生産が可能な収益性の確保、有機農産物に対する消費者の理解増進と販売期間の拡大などであり、全体として、有機栽培技術の確立は、大きな位置を占めております。

慣行農法から有機農業への転換初期の農業者は、多くの技術的課題を抱えています。有機農業の普及も農業振興の一環と捉え、相談や協力を行っていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（西村 茂） 答弁がおわりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） ありがとうございます。

私も多気町内ですね、有機農法をされてる方たちに何軒か農家さんを回らせていただきまして、いろんなお話を聞かせていただきました。いろんな流通をもうそれぞれで持ってられる方もおられましたし、お年寄りの、高齢者のご夫婦で、もう自分たちが食べる分だけでいいんだ、っていうふうな、自分たちが食べる分はやっぱり農薬・化学肥料を使わずにつくったものを食べたいっていうふうなお話をされてました。しかし、このアクアイグニスのそういったところにもし出したりできるのであれば、野菜をですね、自分たちがつくったものを出荷できるのであれば、ぜひやりたいなっていうふうなお話もいただいております。そういった方たちをですね、歩いていただいて、どれだけの方がそういう思いを持ってられるのかっていうことをですね、調査していただいて、それをアクアイグニスのそのレストランのほうにつないでいってくださるおつもりはあるのか、そこのちょっとお考えをお聞きしたんですが。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） 先ほど、木戸口議員の質問にも答えさせてもろたんですけども、アクアイグニスのレストランでの栽培する野菜っていうのは、有機JAS規格に基づいて栽培された野菜やと思います。この辺で有機JASと普通の慣行栽培でつくった野菜等は、アクアイグニスの市場っていうんか、そこら辺のところで販売は可能やっていうことは聞いております。ただ、そのレストランで使うだけのそういう有機JASの規格を取られたっていうことになってきますと、非常にちょっと難しいっていうか、準備も期間も随分要りますし。ここに言われる、先ほど松浦議員が言われる有機栽培をしてみえる方っていうのは、ほとんどが規格を取ってみえない方で、ただ、独自の販路を持って販売してみえる方がほとんどでございます。そこら辺で、僕もちょっと話を聞いてきたんですが、ほとんど、そういう普通の市場の流通とちごて、個別に持っている販路で販売してみえる方がほとんどです。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁がおわりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） もちろん大きな販路を持ってられる方もいると思うんですね、その大きい販路を持ってられる方に私もお聞きしたんですが、有機JAS認定っていうんですか、その基準がですね、全く化学肥料じゃなくて、天然系の肥料も使っていいっていうような、規格になってるそうなんです。だから、自分たちがつくってるほうはもっと、そういうものも一切使ってない、言うならば、有機JAS認定を取る野菜よりもっと素晴らしいものを自分たちはつくってるんだっていうふうに自負されておりました。ですので、もっといいものを多気町内でつくってられる方がたくさんみえるんですね。そういう人たちを是非ですね、アクアイグニス社長さんなり、そういう方たちとつないでいただいでですね、そういったお話を是非していただきたいと思っております。その辺はいかがでしょうか。やっていただけますでしょうか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） なかなか難しいところだと思いますけれども、独自の販路で、相談があれば、していきたいと思えます。ただ、有機栽培っていうのは、そのJAS規格に入るとる有機栽培っていうのは、農薬や化学肥料をついたらあかんっていうこと違いまして、適切な範囲で、成分も適切に管理された中では基本的には農薬を使わない農法っていうとてますが、使えんっていうわけではないので、そこら辺はよろしくお願いします。

○議長（西村 茂） 町長。

○町長（久保 行男） 木戸口議員のときにも僕お答えをさせてもらったと思うんですけども、わずかな量のものからでもええで、活用していきたいと。先週ですけども、質問の中でもちょっとあったんですけど、例えばふるさと村でも、そういうものを僕はおいてくれと。多気町にそういうものを、JAさんの名前

出してあれやけど、JAさんにおいてもらっただけなのは、それはそれでいいんですけども、例えば多気町のふるさと村行ったら有機、減農薬のものしか置いてない、そういうのを多気町はこれからやってきたい。今言われたアクアについてもそうですけども、アクアについても、そういう化学肥料や農薬をあまり使っていないものをこれから使うんやというのをこれから多気町は打っていければなと思ってます。でも今は、独自でされてる方がおりますので、ちょっと木戸口議員の時もお答えしたんですけども、そういう方たちを集めて、わいわい座談会をやって広げていければ、というのが小さな一歩につながるのかなと思ってますので、よろしくをお願いします。

○議長（西村 茂） 答弁がおわりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） 先ほど木戸口議員のほうからのご答弁でも、町長のほんとに心強い答弁をいただいたので、わいがや形式で、そういった取り組んでお話しもされてるってということなんですけども、是非ですね、町長がリーダーシップを取られて、先進地のところに視察、先ほども紹介あれば、っていうことだったので、ちょっと私2つほど調べてきましたので、是非。宮崎県東諸県郡綾町、ご存知だと思うんですが、もう。発祥の地ですよ、有機農法の。それとこないだ教えていただいた大分県臼杵市ですか。これも土づくりから市が全部先頭きって土づくりからされてるってことなので。是非それだけの町長のお気持ちがあるのであれば、リーダーシップ取って、そのぐらいの勢いでやっていただきたいなって思っております。それも先ほどオリンピック・パラリンピックの話がありましたように、グローバルGAPだけじゃないんですね、3つくらいあるんですね。有機野菜でないとダメ。あとは農福連携なものでないとダメっていう、この3つのグローバルGAPのこの3つの指標がございまして、是非ですね、これに向かってですね、町がどんと変えていただくようなことを期待しておりますので、是非、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 私も町長に就任させてもらったころから、特に有機について、減農薬、それから土づくりについては進めていきたい。これ6年経ったんです。7年目に入るとるんです。なかなか前向いてびゅうっとは進まない。っていうのは、コストが結構かかる。なかなか大きな圃場でやるっていうのはなかなか時間かかる。今、施設の中で、ちょっと言いましたように、集約型でやるところについては、土づくりはそんな大きな面積じゃないんで、いいんですけども、やはり、大きな例えば、レタスをしようとかキャベツをしようとか、それから大豆をしようとかいうのになると、大きな圃場になってきますので、この土づくりについて、何らか堆肥を例えばまくんではなしに、やっぱり発酵させて、おが粉とか、そんなんと混ぜたりとか、それからさいぬかと混ぜたりとか、そんなんをして、やっていければ、もっともっとうまい堆肥ができてく。これをするにはなかなか時間がかかるんで、この部分について、これからいろいろ勉強していきたいし、そういうところで、皆さんと一緒に、前向いて進んでいければ、と思っておりますので。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） 先ほどの北出課長からのお話もあったようにですね、国の今年度の予算の中に是非そういう補助金なんかたくさん入ってると思うので、それをしっかり調べていただいて、使えるものはたくさん使っていただいたらいいんじゃないかなっていうふうに、そこを調べていただきたいなと思っております。

そしたら、次の質問の入らせていただきます。

③番ですね、多気町内の農業生産者の意見の把握はどのようにされていますか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） 農業生産者の意見等の把握は、現在農業生産者の組織で、10 組織の部会がございます。その会議に出向き意見を聞いたり、多気町にある集落営農組合 14 組織への会議の参加等を実施し、また、営農組合の推進を図るべく希望があれば集落に出向いて意見等を聞いたりしております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9 番（松浦 慶子） どこかの全協のときにですね、アンケートを取られたっというふうなことをちらっとお聞きしたんですが、それはどういったものだったんでしょうか。目的とそのどういうふうな、どんな答えが出で、どういうふうな分析されたのかっていうことをお尋ねします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） あれは創生事業の中で、うちとしては、前川次郎柿、伊勢いもの推進を図っております。特産物ですので。それについて、その家族の状況や、今後どう考えているかっていうアンケートをさせていただきました。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9 番（松浦 慶子） ありがとうございます。

そしたら次⑤番のほうに入らせていただきます。

新規就農者支援の現状についてお聞かせください。また、今後どのように支援されるのかお考えをお伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） 新規就農者の支援の現状についてでございますが、

現在町内で新規就農者として受け入れている方は、13名。今後を予定をされて、具体的な就農相談を行ってみえる方が3組ございます。

支援につきましては、補助金としましては、準備型と経営開始型がございます。準備型につきましては、研修という形で2年間、経営開始型は、5年間の支援が受けられます。経営開始型の5年間は、半年に1回、経営計画から経営の聞き取りを行い、助言・指導等を県と市町村から受け、支援がなくなった後も、安定的な経営ができるよう努めていただいております。

次に今、後どのような支援をしていくのかでございますが、問題があれば、相談もし、できることは支援もしていきたいと思っております。現在3組の方が、就農予定ですが、その方たちもしっかり支援していきたいと思っております。また新規就農の取り組みについても、県内外の収納フェアに積極的に参加をし、28年度実施した空き家対策も含め、農業体験フェア等も実施しており、多気町を実際に見てもらい、農業も体験していただきました。今後も、多気町に多くの方が永住、新規就農していただきますよう、推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） ありがとうございます。

先日ですね、ちょっとある方から、この3名の中の方なのかどうか、私わからないんですが、多気町に移住してきて、新規就農でいきたいというふうなお話で、役場を訪ねられて、相談されてたらしいんですが、なかなか話が進めてもらえずですね、どうなってるんだ、みたいなお話をいただきました。移住者の方っていうのは、どなたもご存じないわけですよ、やっぱり頼るところは役場でしかないわけですので、今後、そのようなことのないように、しっかり対応していただきたいというのとですね、あと、もちろん空き家の定住のことを促進にもなりますし、地域とのコミュニケーションも取っていただいて、また子供さんがおられたら、またいろんなことがプラスアルファになってきま

すので、是非スムーズにたいおうしていただきたいと思っております。

この新規就農で一番問題になるのかな、と思うのは、研修が終わってですね、それから町外に行かれたりとか、町外で農業されたりとか、そういうふうなことって、研修要綱の中に入ってるんでしょうか。その取り決めみたいなのはあるんでしょうか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） この研修2年間の間には、国からの150万の補助と、プラス町単で90万を支援しております。基本的には多気町で住んでいただくということで、それは、その研修だけしてもらってよその町へいってもらったら、何の事業かわかりませんので。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） そしたら、そこはきちっと縛りがあるってことではないんですね、ありがとうございます。

そうしましたら、時間が来てしまってるんですが、2項目目に入らせていただいてよろしいですか。

地方公会計と公共施設等総合管理計画策定の進捗状況は。

昨年9月議会定例会で、私の一般質問いたしました公会計と公共施設マネジメントについて、再度、進捗状況をお伺いいたします。

私は今年の1月19日から20日に、滋賀県の研修所へ自治体財政の健全化判断の見方ということで、勉強してまいりました。

釈迦に説法かと存じますが、2006年に北海道夕張市が財政破綻したことを契機に、自治体財政健全化法が2007年に制定され、一般会計の収支だけでなく特別会計や公営事業会計、一部事務組合会計、地方公社にわたる全ての会計を含めた財政の健全性を示す4項目の指標が設けられました。

本町においては、平成 26 年度財政資料までしか今現在分析はされておられません。類似団体との比較は 4 項目とも平均値あたりなので問題はないと私は考えております。

①つめの質問に入ります。

そこで、総務税務課の森川副参事にお伺いいたします。

本町における平成 26 年度の財政において、健全化判断比率の 4 項目から分析されたことはどのようなことでしょうか。お願いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

総務税務課副参事、森川直昭君。

○総務税務課副参事（森川 直昭） お答えをさせていただきます。

平成 26 年度決算におきましては、健全化判断比率の 4 項目のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、及び将来負担比率が該当なし、実質公債費比率が 7.6%で早期健全化基準の 25%を下回っております。

これら 4 項目の比率は、法律の規定により平成 19 年度決算から算定されており、本町は、いずれの項目も該当なし、あるいは改善傾向にあります。

したがって、本町の財政状況は、一定の健全な状況にあると考えます。しかしながら、今後、医療保険をはじめとした社会保障費の増大、老朽化した建物及びインフラ施設の更新や長寿命化にかかる費用の増大など、歳出予算の増加が見込まれます。一方、これらの財源となる歳入予算においては、町税や地方交付税などの一般財源の減収が続き、地方債の増加で、建設事業の財源を補うことが見込まれるため、健全化判断比率の数値が悪化することも予想されます。

ソフト、ハードを問わず、各事業におきましては、緊急度や優先度などを考慮して実施していくことが必要と考えますが、将来を見通して、そのための財源の確保をしっかりと行っていくことが重要と考えます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） ありがとうございます。

この先だって勉強させていただいた資料なんですが、総務省のホームページから引っ張り出してきた資料でございます。ここの文言については、森川副参事が、記載されているということをお伺いいたしまして、これは多気町のホームページには出てるんでしょうか。同じものですね。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

総務税務課副参事、森川直昭君。

○総務税務課副参事（森川 直昭） 当然総務省のホームページから見ていただくことも可能ですし、本町のホームページにも載せております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） 同じものですか。分析のこの言葉も載っておりますか。

この類似団体との比較のグラフとかですね、総務省のほうの類似団体との比較っていうのがすごく見やすいんですね。これを「見える化」っていうことで、多気町のホームページにも是非載せていただきたいなっていう思いの趣旨で質問させてもらってます。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

森川副参事。

○総務税務課副参事（森川 直昭） お手元でございます資料は総務省のほうへ提出したものでございます。途中県のチェックも受けておりますので、総務省に載せているものと全く同じものを本町のホームページにも掲載しているはずですので、同じ内容でご覧いただけるかと思えます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） ありがとうございます。

そうしましたら②つめに入ります。

過去に建設された公共施設等の老朽化で、これから続々と更新時期を迎える
と予測されますが、そこにも厳しい財政状況があります。

これまでの膨大な公共施設等を固定資産台帳への整備においては、大変なご
苦労があると思いますが、公共施設等総合管理計画策定の進捗状況と完成目標
時期をお伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

森川副参事。

○総務税務課副参事（森川 直昭） 本管理計画につきましては、国のほうで全
ての地方公共団体に対しまして、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立
って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、この公共施設等総合管
理計画を平成 28 年度末までに策定するよう要請がございます。本町におきま
しては、今年度に集中的に作業を進めまして、過日、策定をしたところでござ
います。内容の詳細につきましては、後日開催されます議会全員協議会にて、
ご説明をさせていただきます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9 番（松浦 慶子） ありがとうございます。

そうしましたら③つめ。

地方公会計においても、財政の「見える化」を実施するために発生主義会計
（複式簿記）をこれまでの現金主義会計（単式簿記）を補完する取り組みが必
要だと言われていています。

この取り組みの進捗状況と今後どのような公会計を目指していくのかのお考
えをお伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

森川副参事。

○総務税務課副参事（森川 直昭） 地方公会計につきましては、本町は平成 28
年度決算より導入を予定しており、そのための発生主義・複式簿記の導入と町

全体の固定資産台帳の整備を現在、進めております。

議員ご指摘の財政の「見える化」とは、発生主義を取り入れることにより、現金主義では見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報の把握が可能となり、複式簿記を採用することで単式簿記では見えにくい資産・負債といったストック情報の把握が可能となり、これらが、財務書類として作成されることとなります。今後、これらの財務書類を予算編成等に活用し、限られた財源を「賢く使う」取り組みを進めてまいりたいと思います。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） そうしましたら、これまでの予算書と並行して見せていただけるっていうことで、議会のほうにも提出して。どういうふうな書類として出てくるのかなっていう、イメージがわからないものですから。その辺をお伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

森川副参事。

○総務税務課副参事（森川 直昭） この地方公会計におきます財務書類といわれますのは、議員ご存じだとおもいますが、いわゆる決算、その1年間どういう町として活動してきたという、結果を示す書類でございますので、当然今後は決算審査ですか、例年9月の議会でされてるかと思いますが、そういう時期に提出をすることになってくると思います。

ただ、もう1つ、いわゆる予算ですね、予算のほうにつきましては、現行国にも地方の財政制度もその部分については変更はございませんので、予算書が変わるとかですね、予算の審議が変わるとかいうものではございませんので。ただ、予算を立てるためには、今まで先ほど申し上げたように、過去において1年間どういう活動をしてきたか、どういうストックがあるかというのがこの地方公会計によってより把握しやすくなりますので、その部分を控えて今後どうしていくかというのを予算に反映するという意味でも、この地方公会計と視

点も役割は十分あるかと思われます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） そうしますと、9月の決算のときに目にするっていうふうなことでよろしんでしょうか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

森川副参事。

○総務税務課副参事（森川 直昭） この議員がおっしゃられている地方公会計の複式簿記を取り入れた形、あるいは固定資産台帳をきちっと整備した上での財務書類っていうのは、28年度決算から取り組んでまいりますけども、実はそれ以前にですね、決算のときも決算書類の中にもございますけども、決算統計という国の調査がございます。これははっきり複式簿記を取り入れたものではございませんけども、要は1年間どういうふうな形でやってきたかっていうのを、決算の内容をさらに詳しく分析したものなんですけど、それをもとに、実は、財務処理というものも作成をしております。本来のきちっと資産を全部把握した上ではございませんので、決算統計上の決算額をもとに、導き出しているものでございまして、実はこれも先ほど申し上げたように、町のホームページにですね、財政の部分にその財務書類を掲載をしておりますので、また一度ご覧いただければありがたいかと思ひます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） ありがとうございます。

そうしますと④番に入ります。

これから公会計改革や公共施設等総合管理計画策定などの作業するにあたって、職員のレベルアップを図るための仕組みなどのお考えをお伺いします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

森川副参事。

○総務税務課副参事（森川 直昭） 地方公会計の整備や公共施設等総合管理計画の策定におきましては、特に財政担当職員に、財務書類作成や複式簿記の知識、建物やインフラ施設などの固定資産台帳を役場全体で把握する能力、そして、財務書類や固定資産情報を予算編成等に活用する能力が求められております。

これらの知識の習得や能力の向上に向けましては、役場内での研修の実施、及び作業マニュアル作成等を行うとともに、外部機関での研修にも積極的に参加をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） 先ほどその固定資産税の、固定資産台帳の中にですね、償却資産も兼ねているのでしょうか。ちょっと戻ってしまうんですが、話が。固定資産台帳に金額とか取得金が出てきますよね。それがどのくらいの年数たってきたらこのくらいの価値になりますよという減価償却のその金額も出てくるのかどうか、教えていただけますか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

総務税務課副参事、森川直昭君。

○総務税務課副参事（森川 直昭） 固定資産台帳は、当然、どういう建物、それからいつ建築された、それから内容、建物のどういう構造であるとかいうのもあります。それから、さらにはインフラ施設も、全体的に把握しようということで、道路出るとか、橋梁、それから公営事業やってます上下水道関係のも含めてでございます。議員おっしゃられたのは、たぶん減価償却費の取り扱いのことだと思えますけども、減価償却費につきましては、当然固定資産台帳の中にどういう年にいくらで取得されたかという情報も当然入ってまいります。

それとの耐用年数との関係で、毎年減価償却費がこれぐらい発生してるとい
うことも、より正確に把握できるというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） それによって老朽化のいつこういうふうなメンテナンス
したほうがいだろうっていうふうな目安になってくると思いますので、だい
ぶ作業もしやすくなるんじゃないかなっていうふうに考えております。

最後の⑤番ですね。

限られた財源を先ほどおっしゃいましたように「賢く使う」取り組みが重要
視されているということで、住民1人当たりの行政コストの「見える化」を徹
底するマネジメントや地方交付税の算定方式を見直すトップランナー方式が
導入されるっていうふうなきいたんですが、その辺、多気町としてどのように
取り組まれるのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） それでは私のほうからお答えをさせていただきます。

行政コストの「見える化」っていうのや、地方交付税のトップランナー方式
につきましては、もう一部導入をされております。限られた予算を、いかに効
果的に、効率的に使うかっていうのが、我々に求められている、こう思ってま
す。今後、多気町の財政を継続的に安定的にしていくためには、やはり住民の
皆さんと一緒に、また議員の皆さんと一緒に、確かに、個々の部分については、
今日も一般質問でいろいろありますけども、この部分どうやっていうのあると
思うんですけど、やはり少しでも多くの皆さんに効率的に、効果的に使えるよ
うな予算配分、限られた予算がありますので、やっていきたいということで、
是非今後ともご理解とご協力を得たいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） 最後に、これから国の財政も厳しくなってくる中でですね、国からいろんなことをたぶん言われて、こういうことしなさい、ああいうことしなさい、っていうふうなことで、地方交付税に反映されてくるんだらうというふうに思っておるんですが、それが国の方針にあわすべく作業にどうね、膨大な時間がかかっていると、本末転倒なのかなっていうふうに思っております。

だから、もちろんそれが何のためなのか、誰のためにこういう仕組みが必要なのかっていうのをよく考えていただいているとは思いますが、是非ですね、チームワークを持って国の作業を進めていただければ大変ありがたいかなと思っております。そこでのリーダーシップは町長に是非大いに発揮していただきたいなというふうに考えております。

以上で終わります。答弁、結構です。

○議長（西村 茂） これで、質問を終わります。

以上で、松浦慶子君の一般質問は終わります。

これで、昼食のために1時まで休憩とします。

（ 11時53分 ）

（ 13時00分 ）

（3番 前川 勝 議員）

○議長（西村 茂） それでは、午前中に引き続きまして、会議を再開をいたします。

それでは4番目の質問者、前川勝君の質問に入ります。

3番、前川勝君。

○3番（前川 勝） それでは、昼から1番で質問させていただきます。

質問入ります前に、この議場に3人の方の今回でこの議場からもう来られない方がいらっしゃるの、今後の人生、他で活躍いただくことをお祈りいたし

ます。

それでは、私は1問1答方式で、2点の質問をさせていただきます。

1点が高齢者ドライバーについてということと、2点目は農業委員会の4決定事項についてということで、お伺いさせていただきます。

花粉症のためにちょっとかえが非常にハスキーな素晴らしい声なんで、聞きにくいことをお詫び申し上げます。

それでは1点目の高齢者ドライバーについてということで、特にここ最近の事ではありますが、高齢ドライバーによる重大交通事故が多くマスコミ等で取り上げられております。要因の1つとしてですが、なぜ75歳以上の免許保有者が平成17年に236万人であったのが、平成27年には477万人に増加しているということでもあります。

このようなことより警察庁の有識者会議は、「事故を減らすために」と一方的に免許の自主返納を促す取り組みを進めています。都市部では公共交通機関が便利であり、高齢者の病院通いや買い物が容易に行けるわけではありますが、当町含め田舎では大変不便であります。ちなみに三重県は、自主返納率が47都道府県中47番の1.22%と意外にも最下位でございます。

当町高齢者の状況は、昨年12月1日現在65歳以上の高齢者率というところではじいておりますところでは、31.3%、4,686人と約3人に1人が高齢者であります。ただ、75歳以上に関しましては、2,571人でございます。高齢者ドライバー問題は、当町にとり重要な問題であると思っております。道路交通法的には、75歳以上を高齢ドライバーとしているわけでございます。

そこで1問目なんですけど、3月12日の道交法改正、75歳以上のドライバーの認知機能チェックの強化により、免許の取り消しや停止、自主返納が増えることが考えられ、松阪署から公共交通網の整備の要望が出されているようですが、どのような要望なのでしょう。さらに、当町行政として、問題意識として認識されているのかお伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

総務税務課長、小林真一君。

○総務税務課長（小林 真一） ただいまの前川議員の質問にお答えします。

まず最初にですが、議員におかれましては、交通安全指導員として、また防犯連絡員として、町内の高齢者や小学生等の見守り、また、安全活動にご尽力いただいておりますことにお礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、まず、松阪管内の交通事故の情勢でございますが、昨年1年間で人身事故件数が699件、うち65歳以上高齢者による人身事故件数が251件。約36%となっております。町内におきましては、人身事故件数が29件、うち高齢者17件で、約60%近くとなっております。

多気町内の免許保有者につきましては、全保有者を調べましたら、10,567人、このなかで、65歳以上の方が3,093人、約30%の方となっております。さらに75歳以上となりますと、1,187人、約10%の方となっております。

そういった中ですね、今年3月12日より施行されます改正道路交通法につきましては、高齢者による重大な事故を未然に防ぐべく75歳以上の方は3年に1度の免許更新の際に必要なとされていた認知症機能検査、これを一定の違反行為があれば受けなければならなくなるなど、現行の制度と比べ、早期に認知症を発見することができるようになります。

しかし一方では、行政処分によって免許を執行する方、自主的に免許を返納する方の増加が考えられます。

松阪警察から昨年12月27日に警察署長が来られ、「高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備に係る取り組みの推進について」ということで、お願いをされました。

この中で、多気町が独自に取り組んでおります「福祉移送サービス」。この制度について、非常に高い評価をされておりました。

今後、高齢化社会が加速していく中で、町といたしましても、重大な事故を未然に防ぐ取り組みは、重要と考えておりまして、高齢者が集まる「さわやか広場」などの機会について周知しているところでありまして、また老人会等に

おきましては、体験型の交通安全教室や講習会への参加を促していきたいと考えています。一方では、認知症の疑いのある方については、免許証の返納を働きかけるなど、関係部署と連携を強化していき、高齢化社会に向けて安心安全な町づくりを実現していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 松阪署から署長さんがいらっしゃったということで、それは中身についてどういう具体的にお願ひされていったのかなど。またそれが当町としてやれるのかなっていうところ辺、ちょっともう一度課長、どういうお話で、町として対応できるのかどうかっていうことを伺いたいと思います。

それで、認識はしているということなんですけども、今も、お話されたさわやか広場、老人会等にはっていうことなんですけども、これは以前よりそういうところがあって、されてはいたのかなっていうふうに思うんですけども、今ここで高齢者の子の免許保有者も10%、1100何人ということで、75歳以上ですね、そういうことで、高齢者の方が免許を持ってられる方が非常に増えてきたという段階で、やはり、今までじゃない違う段階へ入ってる対応をしていかなきゃいかんのかなっていうふうに考えます。

この2点ちょっとお願いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

総務税務課長、小林真一君。

○総務税務課長（小林 真一） 松阪警察署が来られた際にはですね、多気町において、実施しているコミュニティバス、エリアタクシー、この移動手段にむけた取り組みは、運転に不安を有する高齢者が運転免許証を返納しやすい環境の整備や高齢者の移動手段の選択肢の拡大につながり、交通事故の防止にも寄与するものと考えております。こういったことを言われております。

また、「多気町におかれましても、地域の実情に応じ、持続可能な地域交通

網を形成し、高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備に係る取り組みを推進するなど、地域の住民の福祉の増強に向けた取り組みについて、格段の配慮をいただきますようお願い申し上げます。」というふうな文面になっております。あと、公共交通につきましては、後段の質問にも出てくると思いますので、担当する部署のほうからそれにつきましては、お答えをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 答弁としてはなかったんですけども、以前とは違う、高齢者の人口が増える、免許の所有者が非常に増えとるっていうところは認識していただいてですね、やはり今後、その辺のこともやはり考えていく対策として、課長のほうでつかんでいていただきたいなっていうふうに思います。

②番目の質問に入ります。

この29年度に町民バスの運行改善が予定されていますが、高齢者ドライバーの今後を見据えた対応になっているのでしょうか。なっていないのであれば、考える必要があると思いますがいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） ②問目の質問に答弁したいと思います。

ご存知のとおり、町営バスは三重交通の路線バスと同様の道路運送法に基づいた運行方式での、いわゆる「公共交通機関」であります。

29年度に利用状況確認ということで、ある一定時期、秋ごろを考えておりますけど、このときの土日運行を実施いたしまして、実際どれくらいの町民さんが週末にバスを利用されるか、という調査を実施する予定でございます。これまでの町民さんから、かなりご意見もあって、これを反映するものでございます。ただ、これはあくまで高齢者ドライバーの今後を特に意識したものとはし

ておりません。観光地へ実際は土日行かれるのかということの前々から要望が出ておりましたので、それに対応するものでございます。

ただ、半年ほど前からなんですけども、この町営バスは三重交通側のほうで、いわゆるノンステップバス、乗り降りのところが、階段がないタイプですけども、それらを導入いたしまして、いわゆるユニバーサルデザインを考慮した弱者対応ということで、すでに導入していただいております。

また、すでにこの町営バスの制度といたしまして、高齢者対応用としまして、70歳以上の方を対象に、乗車料金は一般の方の半額というようにさせていただいております。前川議員がおっしゃいます、高齢者ドライバー対策、取り組むということであれば、いわゆる公共交通機関、町営バスだけではなくて、今すでに動いております、高齢者の移送サービスであるとか、これはある町ですけど、福祉バスであるとか、いろんなことを含めた総合検討がこれからは必要となりまして、今後、近隣市町の動きを見ながら検討すべきところは検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 今すでにやられていることプラス、秋ですか、具体的には10月11日に土日の運行を試行するというのを言われたかと思うんですけども、それはそれで、土日の買い物にしても何にしても、その辺で役立てられるのではないかなと。現実的にこれまでの中で、今回、今年は3,800万という高額な税金を投入するわけで、これまでも、多々問題として、意識として出てまいりました、財政負担が非常に多いのではないかという、それから国の補助金も減りつつある中で、そういう意味では、町民にとっても大変なことではあると思うんですけども、やはり、節約はせなだめだけど、充実もせなあかんと。非常にこう難しい選択の中で、やっていかなきゃならんのだろうなというふうに思います。今おっしゃった町営バスのこれですね、図。これによって、ここ

にも書いていただいています、70歳以上、障害者の方等は半額ですね、200円が100円ということで、これは今に始まったことではある意味ない、多気町としての当初からの取り組みであると、当初ていうか決まった段階ですね。の取り組みで、行っていると。今回新聞等でも皆さんも見られたかと思えますけども、松阪市もコミュニティバスが半額にする、3月1日からですね。明和町から町民バス無料化ということを取り組まれると。ただ、今の話、財政上も含めて無料にするのがいいのかそうかっていうのは非常に難しい部分あるわけですけども、そういうことも行われる。それから、三重交通も、3月1日より半額になると。これは全県的にですね。三重交通もその半額になると。これは高齢者ドライバーの少しでも免許証自主返納の手助けになるようにという配慮のもとのことになっているわけですけども、そういういろんな自治体もいろんな努力をされているということです。

それで、今のちょっと、もう一度テレビ見られる方もあるかと思いますので、土日運行についての正確な、もうちょっといつごろからどのぐらいの期間で試行していくのかっていう部分、もう少しちょっと詳細にお話いただきたいと思えます。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） この秋と申しましたけど、まだ、はっきり詳細はまだ決めてはおりません。1カ月間にするのか2カ月間にするのか、その辺はまだ定かではないんですけど、いわゆる観光シーズンである10月11月ごろをターゲットに。ただ、基本的にはルートはあくまでそのままにして、それによって、どれぐらいの方が実際に乗られるのかということを確認してみたいと思っております。ルート変更となりますと、やはりまた公共交通会議に諮って運輸支局側の確認も要りますので、これはちょっと手続きが時間がかかりますので、そういった形で、実際に本当にどれぐらい乗っていただく方があるのか。ただ、一方ではですね、逆に土日になりますと、医療機関はお休みに

入ってしまいますので、そこはどれだけ減るのか。あくまで試行ですので、それで決定ではなくて、それを1つのデータとして出して、今後のあり方について検討していきたいというものでございます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） いずれにしても、観光が目玉ということのお話ですけども、この土日、病院は休みですけど、買い物に出よかということもあるかと思えますので、それはそれで進めていただいたらいいかなというふうに思います。

それでは次の質問へ入ります。③番目です。

②番の問題とよくってというか、町民バスの関係の中でのエリアタクシー「でん多」の使用状況はどのようになっていますか。全協で少し聞いたわけですが、多気地域・勢和地域とエリアを取っ払うような話もあったかと思うんですけども、相互乗り入れがなく使い勝手が悪く改善が望まれるが、どのように考えられるか、お伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） それではエリアタクシーに対するご質問ですけども、これも同じように、29年度に、バスと同じタイミングによりまして、相互乗入れ、いわゆる今現在は多気地域は多気地域、勢和地域は勢和地域というふうな片刃になっておりますけども、それを取り払って、端から端まで行けるような形で一度試してみようということで、この予算もその総額の中に計上しておるところでございます。これもやはり、特に勢和地域の方からたくさん声が上がっているというところでその辺を反映して、やってみようという1つの試行ではございます。また、利用状況につきましても、平成25年の10月から実施いたしまして、おかげさまで、わずかですけども、右肩上がりで利用客はふえてきているというところでございます。ただ、1つ疑問点っていいですか、

問題点もございまして、今現在町営バス、幹線バスは多気地域から勢和地域まで、勢和地域から多気地域まで。当然相互走っておりますけど、これに対して、影響が出るのではないかという懸念です。タクシーのがそれはもうはるかに便利だというふうに考えておりますので、全てそちらへ乗り換えられるのではないかと、それによってバスが大きく減ってしまうのではないかっていう懸念もありますので、それらもちょっと見ながら、この試行運転をやってみたいというふうに考えておりますので、それについては慎重に考えていきたいというところです。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） この本当にでん多っていうのは確かに乗り勝手がいい、相互乗り入れなくてもですね、されているということで、利用者がある意味どんどんふえとるんで、この資料をもらった中に載ってとるけど、やはり毎年ふえていってる状況が見られますので、ただ、こっちへはあまりにもどんどん費用が掛かっていくと、確かにおっしゃるように、幹線バスとの方の兼ね合いもいろいろ出てくるのかっていう部分はあるわけですけども、でもこのここで問題が起こることはですね、問題と思うことは、幹線バスで200円が100円になってもですね、今度は1本になればいいんだけど、高齢者の方が言われるには、行って帰ってこなきゃいかんで、倍いるんだと。そうすると、お買い物するのに、非常に、今は分かれてるから仮に高齢者のひとが、100円としても、100円と300円で400円だと。それで帰るのもまた400円だから800円要るんだと。そうすると往復800円要ると非常に高齢者の方、年金生活されている方にとっては非常に高額であるということをおっしゃっている方もありました。だから、その辺が一方方向どこでも乗れたとしても、300円の倍の600円。端から端までが300円なのにかちょっとようわからんですけども、行って帰って来ると600円という、600円いるんだということをやはり高齢者の方、それは年

金で、3万とか4万とか月額その人たちにとっては非常に、それが月何回使用できるかっていうと、非常にそれはもう大変苦しい、本当に身を削る生活をしている中での600円が非常に高いと、いうお話もございました。ただ、どこかでどなたか言ってらっしゃった、必要なものは払わなきゃしょうがないのは分かるですけども、まあその辺が、今後の行政としての対応の中でどのように考えられるのかも、考えていただければいいものかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 議員ご指摘のところはよく我々も理解しております。これもまだはっきり決め手はおりませんが、そのでん多の区域の撤廃ですね、これも、試行的に300円ではなくて、やはり実態に見越した料金でないと試行ならないのかなということで、もう少し上げてみて、やってみようかっていうふうには考えております。やはり距離が長くなります。たくさんお客さん乗っていただくことはありがたいんですけども、それだけタクシーを拘束する時間も増えます。そういった関係もありますので、ただ、そうしますと、先ほどの話で、往復でさらに負担はふえる。そういうデメリットはあります。ですので、片や、議員からもお話ありましたように、全体の経費の問題、嵩んでくるところもありますので、その辺はさっきも申しましたように、あくまで試行ですので、1回実態を見た上で、その辺も今後検討しなければいけないということで、ちょっと今日のところはその辺で答弁を控えさせていただきますと思います。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 今後、この試行のところで値段的にも上がるというお話をされたわけですけども、そのどうしてもこういうものを使わなきゃいかん世帯っていうには、家族の方がいる意味、ご息は外へ出られて高齢者しかその家

にいないという状況下の方が多いのかなというふうに思うんですけども、そんな中で、確かに採算をなるだけとっていくためには、値段は上げなきゃいかん部分もあるんでしょうけども、その辺は是非ですね、年金生活者にとっては苦しい部分もあるのだということは、理解いただいて、いろいろといい方策を考えていただきたいなというふうに考えます。

それと、このエリアタクシーの相互乗り入れも、一緒のように、町民バスと一緒に 10、11 月というところの試行という、その時期だけご発言いただけますか。お願いします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） これもまだ、はっきりと決めておるわけではございませんけど、バスは2カ月間余りと申し上げましたけど、でん多につきましては1カ月にとどめるかもわかりません。

すごい利用があればですね、乗る距離によっては、その出していただく以外の料金は全部町負担になりますので、その辺も見極めながらですから、ちょっと期間は1カ月になるか、ちょっとその辺はまだ、はっきり申し上げられませんけど、時期的には、同じタイミングでやりたいというふうに考えております。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） やはりどうしてもそういうものを頼らなきゃダメなんだと、ないという人たちをある程度、優先じゃないけどその人たちんびターゲットを絞った何かこう決め方をされていって、誰でもがそういう恩恵を受けれるっていうことになると、これもやっぱりお金がたくさん要ってしまうかなと思うので、その辺のちょっと線引きも必要かなというふうに思います。

次の質問へ入ります。

④番といたしまして、高齢者が車に乗れなくなったとき、まず、困るのは食べ物の買い出しではないでしょうか。まずは家族、親戚が手助けをするのは当

然なのかもしれませんが、すでにこの買い物に関して、個々では行われているかも分かりませんが、町全体なり区なりで、買い物ボランティアのシステムを構築してはどうでしょうかお考えを伺いたいです。

さらに、病院通いについても同じことが考えられますが、容易に病院に到達できる公共交通の充実が最大限の対策であると考えます。2番、3番の質問とかぶるところもございますが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民福祉課長、山口新一君。

○町民福祉課長（山口 新一） それではですね、今の高齢者等の交通施策の関係でございますけども、やはり、高齢者全体をですね、支援するっていうのは、一般公共交通施策でお願いするしかないと思うんですけども、福祉のほうで、今取り組んでおることを、少し状況を説明させていただきますと、先ほど総務課長が申しあげましたように、ボランティアの福祉移送サービス。これは非常に高い評価を受け取るんですけども、それとですね、今直接関係はないんですけども、民生委員さんが給食サービスを、今安否確認を兼ねてやってみえるんですけども、その給食という部分でですね、今、町内の飲食の事業者さんのご提供もございましてですね、社会福祉協議会のほうで、独居老人の方でございしますが、食事の提供サービスをですね、お迎えをさせていただいて、提供させていただくと。食事だけやなしに、交流も含めて、やらせていただいとるんですが、その帰りにですね、同じ社協さんのバスに乗っていただいとるんですが、町内の買い物をですね、できるところに行きましてですね、また、買い物もして帰っていただいとるというような、これ試行的にやっとするんですけども、そういう取り組みもですね、やり始めていただいております。こういうサービスを使いながら、何度かそういう部分でですね、補いたい。福祉のほうではそういった部分で補いたいという部分と、もう1つ、先ほど前川議員が言われました、三重県の交通安全協会のほうでですね、今取り組みをしています、免許証を返すですね、先ほども言われましたけども、免許証の自主返納サポート三重という

ことで、これは全県下ということで、三岐鉄道、それから三重交通グループ全部ということですが、利用料が半額になるということが、この3月、今月からっていうことで、やっていただいておりますもので、そこら辺も活用願う中でですね、県のほうからですね、高齢者福祉に何か応援できないかというような包括的な援助ということで、要請も受けておりますが、特に今のところですね、私も福祉のほうではですね、そういうことも今後、考えてかなあかなんということは、考えております。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 福祉的に社協さんで食事と買い物を手伝いをしていただいとるということを試行的にやってる、これも試行的。という中で、ちょっと私もボランティアということで、調べてみましたら、隣の玉城町で、「ちょっと有償ボランティア」というのがありまして、これ社会福祉協議会が町の委託を受けてっていうか独自でやっているものです。またそれは玉城町社協で聞いていただければすぐわかると思うんですけども、これは買い物のボランティア。だから、ボランティアの人が、買い物をしてきて、それでチケットで動かして、現金じゃなくてチケットで動かしている買い物の手段のようでございます。僕は玉城町社協へお伺いして聞いてきて資料もずっともらってきたんですけども。是非一度あれだったら研究していただくのも、近くにあるので、買い物のそういうことをしていただくのも1つかなと。だから心配されることはいろいろあったそうです、これ。要はこういう有償ボランティアなので、その道路運送法とか、有償になるとその辺が絡んでくるようなんですけども、いろいろ県へ確認したりいろいろして、全部それはクリアされたようでございます。そういう意味では、一度この玉城町の「ちょっと有償ボランティア」、これもうネットでも見られますので、是非見ていただいて、当町でもそんなことがやれるのであれば、それは自分がやはりお願いする分には少しはお金を、おかず代

が1,000円やったら200円くらいやったかな、200円か100円の買い物の手間賃を出すというようなこともされておりますので、これまた研究していただければ、参考にしうまく多気町でも使うことができればいいなというふうに思います。

それから、今ちょっとおっしゃっていただきました、免許証返納すると運転経歴証明書を発行するというこの件につきましては、どこかの方がですね、これを発行してもらうにはその行って発行してもらわなきゃいかんし、有償だったかな、なんかとにかく、そのこと自体が非常に面倒だとか、大変だとか、高齢者の方もあったように伺っておるんですが、その辺、課長いかがですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民福祉課長、山口新一君。

○町民福祉課長（山口 新一） 三重県のやっている交通安全協会のほうの取り組みなんですけど、まずその誰でも利用できるわけではなくですね、やはり、最初に届け出みたいなんをしていただくということを聞いております。これにつきましては、運転経歴証明書をご提示いただくというその手続きやと思うんですけども、これはやはり、ちょっと簡単ではないっていうことはないんですけど、手続き上、どうしてもそれがないとですね、この制度を誰でも利用できるわけではございませんので、それをつくっていただいて、ご利用いただくということです。特にですね、その証明書をつくっていただくと、いろんな証明にも利用できるということも聞いておりますので、それ以外にもご活用できるということで、是非ともですね、そういう届出して証明書をですね、つくっていただいて活用いただくっていうのも1つやと考えておりますので、最初はどうしても手続き必要になりますけども、それはやはりやっていただかなあかんということでお願いしたいと思います。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） ちなみに私は免許証をみんな返すのがいいというふうには

思っくらんのですけども、ちなみに、これは2月25日の新聞で、県の運転免許センターが日曜窓口をして、これを受け付けるっていうようなことが新聞に載っておりましたので、それで写真入りであったわけですけども、一番最後に書いてある、「家族がいろいろと面倒を見てくれたおかげで、最後まで事故をせずによかった」と返納された方で、90歳の方なんですけども、そういうお話もある。全て返納できる方、できない方があるので、その辺は難しいとは思いますが、そういう状況もあります。

次へ入ります。⑤番目でございます。

高齢者事故防止の対策として、車の安全装置「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」が4万円ほどであるようです。購入費用の補助を考えられるお考えはございませんか、お伺いします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民福祉課長、山口新一君。

○町民福祉課長（山口 新一） それではただいまの前川議員の「車の安全装置」についてということでございます。こちらの方につきましても、多気町の高齢者福祉の担当ということでお答えをさせていただきたいと思えます。

車の安全装置につきましては、高齢者を含めたドライバー全体の不特定の方が対象となってくるわけでございますけども、例えば、私どもがやっております障害者等の特定の方の自動車改造という助成とは、少し違いましててですね、福祉で対応するっていうのは非常に困難ではないかなと考えております。

国のほうも、昨年3月ですが、策定しております第10次交通安全基本計画の中にですね、先端技術というところの活用という推進の部分もございましてですね、「衝突被害軽減ブレーキ等」というような装置の義務化等もですね、うたわれておるといこともございましてですね、国を挙げて、そういった対応をしていただきたいというようなことで考えております。

そしてですね、高齢者福祉としてできるという部分につきましては、先ほど冒頭でですね、総務課長のほうからもお話してもらったんですけども、さわや

か広場とか、あるいは老人クラブのですね、中で、毎年交通安全教室・講習をやってみえますもので、この間もちよっと会長とお話させていただいてでうね、今回特にこういうような新聞やらテレビでやってるような衝突事故が多いので、そこら辺の部分をもうちよっと細かくですね、かいつまんでですね、やっていただくような研修もやってもらったほうがええなというようなことで、話もしております、また、総務課の交通安全のほうの担当を通じましてですね、ご依頼もさせていただきたいと思っております。そういった取り組みをふくしのほうとしてはさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） この問題っていうか、この部分は、どっちかっていうと、福祉ではない、総務のほうの補助の問題なので、総務のほうかなというふうには思わないではありません。今は自動ブレーキはこれは世界で進めるというような方向も当然新聞も出ておるわけですし、日本でも今発売される新車の台数の半分以上がもう自動ブレーキを搭載したものであるというようなことにも変わっていております。ただ、それは新しい車を買われるのはいいんですけども、買えない部分の話をなんとかカバーできないかと。しかも、その高齢者、その65からがそういう対象っていうのは、これは非常にあれなので、75歳以上の対象者に絞った形のことをしていくという考え方もあるのではないかなというふうに思います。ただ1つ、一番の僕は問題だと思うのは、多気町の農業を支えている高齢者の方が非常に多い。軽トラックですね。ミッションだから安心だと、安心っていうか、少なくともトルコンよりはいいのかなって思わんわけではないですけども、この軽トラックの対応っていうのは非常に高齢者の人が多く、多気町の農業を支えているという部分を考えたときに、この軽トラに何らかのそういう措置が付けれることがあるのであれば、非常に今後、多気町のいろんな意味の施策の中で、「おお多気町頑張るとるな」という

ふうなことになるのかなと思わんでもないですが、町長いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 確かに軽トラックを乗られてるのは高齢者の方が多いと思います。今それについての取り組みの考えはないかということですけど、正直言いまして、今それについて町のほうで取り組みというのは考えておりません。今それだけの答えしかできません。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 突然の町長へ振ったわけですけど、取り組みは今考えていないということですけども、ただ、高齢者の方がそういう形で今後多気町で何か起こった場合には、大変やはり、それはかわいそうな話なので、是非その辺をやはり行政としても少なくとも少しずつは考えなどには持っていただきたいという、私は願望がございます。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 私今考えてないっていうのは、それやったことによって良かれと思ってやって、もしそれでまた事故が起きたとか、何かあったときに、それ見ろということになると思うんで、今私は取り組み考えてないということを申しあげましたんで、往々にして良かれと思ってやったことが、結果的にマイナスになるっていうことが多いので。

やはり検討しますわっていうことになりますと、どう考えたんやっていうことになりますので、今あえてそういうところへ勇気をもって予算付けてやってこかっていうことは考えていないということで。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） このブレーキを付けるという装置、ある自動車の部品屋さんなんですけども、あったんですけど売れに売れてで、今全然間に合わん状態になつとるっていうことです。だから、町長のおっしゃる意味の分からんではないですけども、やはり、それは町民のある意味安全を守るっていう意味を込めて今すぐ考えないんですけども、頭の中へ置いておいていただきたいなということで、お願いしまして、次の問題へ入ります。

続きまして、農業委員会の決定事項についてということで伺います。新規就農者の促進と農地の荒廃化防止のため、農地の売買や貸借の場合の下限面積を50アールから30アールに引き下げたことと、空き家対策の一環として、空き家と農地がセットで購入、貸借の場合は下限面積が1アールと決められ28年4月より進められているわけです。

そこで、下限面積を50アールから30アールに引き下げ1年を迎えようとしているが、どれだけの効果が予想され、実現が見られたのか伺いたいです。そのことにより、これからの課題を掴む事ができたのかも伺いたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） 前川議員の①つ目の質問にお答えします。

30アールルールの効果の予測ですが、当初、議員が言われるとおり、新規就農者の促進と荒廃農地防止のために要件の緩和を行いました。新規就農者が現在町内において、13名で、今後予定されている方がほかに3名みえますが、新規就農していただくよう推進が進めば、今後もこのルールを利用される方はふえると予想しております。

昨年より現在までのルールを利用された方は、現在2名の方が利用され、2筆が動きました。1筆は売買、もう1筆は使用貸借でございます。

これからの課題については、農業振興地域を適切に管理しながら、また、農地転用等の許可についても、十分農業委員会で吟味していただき、適切な管理を行っていきたいと思います。また、このルールを利用していただく方、新規

就農者等の推進も行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 次の質問をお伺いします。

下限面積引き下げたわけですが、新規就農者が増加並びに荒廃農地が再生された農作物が作られるよう願うところなんです、空き家セットも含め啓発活動が見られないというふうに私は思うわけですが、どのような広報等の啓発を行っているのかお伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） ②つ目の質問ですが、新規就農者については、支援等受けられる方は、必ず農林課窓口にみえます。そのときにこのルールは説明しております。また、移住による空き家の利用については、企画課へ相談にみえますので、そのときに説明をさせていただいております。

また昨年の4月に開催した区長会においても、説明をさせていただいておりますので、ご理解のほど、よろしくお伺いいたします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 支援は農林でやったり、来てもらうっていう人であったり、それから企画であったりっていうことですが、それは来られた方に対してであって、外向きにこういうことを多気町はやっていますということをやるとはだめなのか、やってはいかんのかも含めてですね、外向きに出さなければ、情報として発信されない。っていうのは空き家バンクでその情報発信しているのかっていうたら、してない、ということだったと思うんですけども、それを情報を発信することがだめなのか、それかもう気がないのかどうなのか、っていうことをお伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） 。大きく広める広報もええと思うんですが、ただ、多気町地内で、全域っていうわけにはいきません。部分的に決められた字でしたこの3反ルールっていうのは対応ができませんので、かなりその細かく来てもろたときに、この地区はっていうふうに説明せんと、全体ができるっていうふうに発してしまうと、非常に誤解を招くところがありますので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 先ほど農林課長答えましたように、空いた地域的な制限等がございますけど、その整理、きちっと説明がつくのであれば、情報発信しないっていうわけではございません。それにつきましてはこちらのほうで答弁させていただきます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） おっしゃいますように、そうかと思うんですけども、それは明記すりゃいいことだと思いますので、是非たくさんの方が利用いただいて、新規就農者も含めて多気町に移って若い新規で農業してやろうっていう方が来ていただけるような宣伝っていうか、効果出せるようなこともしていただければとどうかなというふうに考えます。

次の質問に入ります。

不動産売買の対象になり、地権者が思いもよらぬ被害を受けない対策もあわせて考えるのは当然ではあるわけですが、現状からの課題をお伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） ③番目の質問ですが、不動産売買等の対象になり地

権者が被害を受けない対策ですが、このルールを行うに当たり、当然そのような問題も話し合い、県とも相談いたしました。30アールより小さな面積での検討もいたしましたが、議員が言われるような問題も含め30アール以下の面積を設定した場合、その危険性も大きくなるのではないかとの考えから、この面積で設定した経緯もございます。何にせよ、現在も今後もやはり、農業振興地域の適切な管理と農地転用の申請が出れば、慎重に審査し許可を出すか出さないかを協議することが大事であると考えます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） その辺農業委員会として、しっかり慎重審議を進めると。

とにかく不動産屋さんが介入をしてですね、売る側の農家の方が大変な問題を抱える、抱えなくても心情的にもう大変な思いをされる、近所からどうのこうのとかですね、そんなことにならんようにですね、是非これは農業委員会さん、課長、先頭に立ってですね、きちっとしていただきたいなというふうに思います。

次の質問へ入ります。

④番といたしまして、空き家と農地セットで下限1アールからの売買・貸借の実績はどうでしょうか、お伺いいたします。その中で、これの課題として浮かび上がったことはないのか、お伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

農林課長、北出博人君。

○農林課長（北出 博人） ④番目の質問でございますが、空き家と農地セットの下限1アールのルールですが、これにつきましては、移住される家屋について、ほとんど家庭菜園的な畑が存在し、家は、所有できても、農地が持てない等の問題があり、荒廃を防ぐ対策として行ったものでございます。課題として浮かび上がった問題は、空き家の所有者と農地の所有者が同じ方でない場合の

取り扱いました。しかしながら、所有者が違っても荒廃を防ぐ対策としては、問題がないという考えから、所有者が違っても所有はできるという考えに至りました。それと、実績についてでございますが、5件ございました。全て、売買によるものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） この件につきましても、一緒のようなお話をいただけたかと思うんですけども、空き家対策、本来、空き家対策は企画っていう部分になってくるかと思うんですけども、農地のことなので、農林ですけども、その辺やはり、その前に言わせてもらったやはりたくさんの方に入ってもらうためにはその辺も非常に周知宣伝というか、していただいてですね、たくさんの方が町に来ていただくような努力も非常にしていただきたいなというふうに思います。

議長、最初の問題の、一言ちょっと言わせていただいていいですか。自主返納の件で。

私、この件で、自主返納をしたほうがいいよという部分のこと、安全には気を付けるんは、当然なんですけども、いろんな特典を付けて、自主返納を迫るのではなくって、やはり、要は高齢者の生活に支障をきたさない環境を整えてこそ、初めて返納が成り立つこととっておりますので、町長お考えがないということだったんですけども、その辺も踏まえて、是非今後の対応としていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（西村 茂） 答弁は。

○3番（前川 勝） ありがとうございます。結構でございます。

○議長（西村 茂） よろしいな。

これで、前川勝君の質問を終わります。

(10番 坂井 信久 議員)

○議長(西村 茂) 次に5番目の質問者、坂井信久君の質問に入ります。

10番、坂井信久君。

○10番(坂井 信久) それでは、ただいまから、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回、1問1答方式で、2点の質問を通告をいたしております。1点目につきましては、バイオマス発電企業と公害防止協定について。それから2点目につきましては、企業誘致と情報公開について、いわゆる行政の見える化の問題でございます。この2点についてお伺いいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、まずバイオマス発電企業と公害防止協定について、お伺いをいたします。

昨年11月頃、クリスタル工業団地内にあるバイオマス発電企業の操業中に発生したと思われる黄色い煙が立ち込める事象あったと、最近地域の関係者の方と懇談する機会がございまして、お聞かせをいただきました。

その後、この問題について、町担当課の説明会が地区で持たれたと聞きました。これは2月4日に持たれたそうでございますが、その説明会では地元地域は、逆に町や企業に対してやや不信感を持った方が相当数おられたように聞いております。

その理由につきましては、公害防止に関する説明に納得すべき内容がなかったというようなことをおっしゃっておられました。

例えば、美化センターにおきましては、例えば煤煙では年2回ほど定期的に煤煙濃度、あるいは硫黄酸化物濃度ですか、窒素酸化物、塩化水素などの測定をして、その結果をセンターの運営委員会に提出をして、その検証を図るなどしております。その結果について、当然排出基準がございまして、その基準

値以内になっているかの判断ができるようになっております。

先般行われた地元説明会では、一切そのような数値的な説明はなく、三重県の条例に基づいてやっているというような説明があったと聞いております。

それぞれの排出規制基準があると思いますが、その様な数値的な説明も一切なかったというふうに聞いております。私はあくまでも出席しておりませんので、私がきいた話をしておるわけでございますが、数値的な説明はなかったとこういうふうに聞いております。

私は、バイオマス発電事業所の知見は持ち合わせておりませんが、偶発的に発生した煤煙につきましては、測定することは非常にできませんが、定期的に煤煙を測定し、その結果を関係地域に説明する義務があると考えます。これは私少しいろんな話を聞きますと、いわゆるリアルタイムでこのごろは測定ができるというようなこともできておりますので、そうなおるかはわかりませんが。

このような先端企業が多気町に立地していただいたことは、多気町にとっても大変喜ばしいことでもありますし、私自身も素晴らしいことであるというふうに思っておりますが、それゆえに地元信頼される企業であってほしいと思っております。その仲介的な立場である町行政機関が様々な知見を持って、地元や企業に説明や指導を行うことが大切と考えます。

以上のことを踏まえて関係質問をいたしますのでどうかよろしくお願いをいたします。

①番、地元地域で説明された三重県の条例に基づいて検証しているとのことでございますが、その県条例の内容について、ご説明をお願いします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

環境商工課長、谷村朗君。

○環境商工課長（谷村 朗） 最初に、今回の事象の経過をちょっと述べさせていただきます。

昨年 11 月 16 日、中部プラントサービスの多気バイオパワーにおきまして、

ボイラーへの木質チップの供給不良が発生し、地域の方から煙が流れており、臭いがあり、目やのどに刺激があるとの連絡をいただきました。当課と企画調整課の職員が現地に赴きまして、確認いたしました。その後、町より発電所に対しまして、原因究明と対策を迅速に行うよう指示をさせていただきました。その後、西山の役員さん等に対して、これらの点について、説明をさせていただきました。先ほど坂井議員言われたように、2月4日には、西山公民館におきまして、西山の住民の皆さんに対して、中部プラントサービスバイオマス発電所の排気等の対策に関する説明会を開催いたしました。

初めに、当日の経過をご説明をさせていただきます。

同社からの説明後の質疑応答の中で、ある住民さんから、町に対して次の2点のご質問をいただきました。1点目は、「公害防止協定を締結しているのか」、2点目は、「公害防止協定には、排気に関して具体的にどのような基準値が記載されているのか」とのことでありました。

当課から、次のように回答させていただきました。1点目につきましては、「締結しております」、2点目につきましては、環境各項目に関する基準値が法律や県条例で規定されている場合には、「公害防止協定」に具体的な数値を記載することはせず、「何々法、何々条例を遵守する」という趣旨の記載を行うというのが一般的なやり方であります。中部プラントサービスと締結しております公害防止協定におきましても、「大気汚染防止法及び三重県生活環境の保全に関する条例に定める環境基準を遵守すること」と記載しており、その旨回答させていただきました。この住民さんからは、「公害防止協定に具体的な基準値が規定されていないのはおかしい」とのご質問を重ねていただきましたので、再度、同趣旨の回答をさせていただきました。

続いて、別の住民さんから、「担当課は、そのようなことも把握しないで説明会に来ているのか、不勉強である」とのご意見を言われ、この件に関する質疑を打ち切られ、次の事項に移っていったという経過であります。

大気につきましては、大気汚染防止法のもとに、具体的な基準値は同法施行

規則で規定されております。

ばいじんにつきましては、300 ミリグラムノルマル立米、グラムであらわすと、0.30 グラムノルマル立米であります。それから、窒素酸化物いわゆる「 NO_x 」と言われておりますが、これは 250 p p m であります。硫黄酸化物いわゆる「 SO_x 」であります。これにつきましては、各施設ごとに排出基準を算出するための計算式がございますが、ちょっとややこしい計算ですので、これを p p m に換算いたしますと、この発電所におきましては約 800 p p m に相当することになるかと思えます。

①点目のご質問に対しては以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○10番（坂井 信久） 経過について詳しく説明いただき、ありがとうございます。直接私もその会議に参加をいたしておりませんので、あくまで聞き及んだ話の中で進めておりますので、若干そごがあったりするかわかりませんので、その点はよろしくお願いをしたいというふうに思います。

今、谷村課長のほうから数値的なお話をいただきまして、私はなぜそういう数値的な話をですね、その場でしてあげなかったかなと、いわゆるその異論案法令に基づいて、大気汚染防止法だとかですね、今おっしゃった県の生活に係るそういうふうな中に、数値的な基準があるんで、その時におそらくあそこの機会では私が想像するには、リアルタイムでずっとはかることができるんだらうというふうに思っておりますし、そしたら、11月6日のその時間帯の数値をですな、そのときはこの数値でしたと、基準値はこの数値でした。だから上回っておらんだらですね、上回っておらん、だから問題はなかったとかですね、そういうお話が非常になかったので、あくまでもその県のいろんな法令に基づいてやっておるとこういうお話が一方的にされたというようなことを聞いておりますので、非常に地域の住民としては、不安になったと。というようなことだらうと私は思っております。

そこで、お伺いたします。

これ①番②番も答えていただきましたので、③番についても公害防止協定は締結をされておるとこういうようなことになっておりますので、もう少し確認のためにお聞きをいたしますけども、③番目のその防止協定ですね、内容について、いわゆる1つの法令に基づいて約束事をしてやっておるということであればですね、その話の中で、そういったやり取りの中で、その数値は基準値の中の、なぜ発言ができなかったのかですね、そこら辺のことだけ、少し。そこを非常に地域の方は疑問に思っておられます。ただ、どういうことかと言いますと、相当数値が悪い数値であったんとは違うかとは、そのために数値を町はあえて言わなかったん違うんかと。そういう相当数オーバーした悪いデータがあるのではないかと、こういうふうに疑心暗鬼になっておられる。そのことが一番の今回の私は確信だということに思っておりますので、なぜその数値がですね、今おっしゃったような、法律で決められておる数値が発言できなかったのかですな、そこについて、少し何かあれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

環境商工課長、谷村朗君。

○環境商工課長（谷村 朗） 最初の質問者の方のご質問は、公害防止協定に具体的な基準値が書いてあるはずだからそれを教えてくれというご質問をいただきました。それに対して、法律、県条例等で定めておるものは、それを順守するという書き方をしておりますして、この公害防止協定についても、そのように書いておりますという回答をいたしました。そしたらまた重ねて同じ質問ですね、それはおかしいと。何か基準値が書いてあるはずやから、それを言うようにという指示でしたので、また、同じ回答になってしまいました。そしたらもう1人、次の質問者の方がですね、坂井さんが言われたように、疑心暗鬼になられたのか、あるいは、担当課が不勉強だ、その方は担当課として不勉強だという言い方をされましたけども、だからもうこの話はもうこれ以上いいんだとい

うことで、そこで打ち切られてしまって、次のテーマにすぐ流れていきましたので、うちとしては、その次にこう説明しようにも、説明させていただくことができなかつた。その結果、そういうような不信感を持たれたということは、非常にもう少し、くどいぐらいにご説明させてもらったほうが良かったのかなというふうな反省をしております。ちなみにそのときは、各環境項目に関する規制値等の資料も全部持っておりましたので、もしそれを具体的に法令の話になりましたらですね、お答えをさせていただきたいと思って、準備しとったんですけど、ちょっとそういう流れにはなりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○10番（坂井 信久） だいぶいろんな、その経過についてですね、私のほうも理解をするようになってまいりました。

続いて、ご質問いたしますが、そうしますと、この④番目の問題なんですが、例年、その公害防止協定の中にはですな、1年に1遍、そのいろんなことを報告するっていう、その地域にですな、例えば美化センターでしたら、運営委員会へ提出をして、2回検証をします。そういうことがですね、1年に1遍だとか、あるいは決まった時期に、そういう資料を提出をして、そういうふうなことはされておられないのかですね、その防止協定の中に、そういう条項っていうのはないんかどうか、そこら辺はどうですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

環境商工課長、谷村朗君。

○環境商工課長（谷村 朗） 公害防止協定の中には、町が求めるときに、調査に応じて、データをだすというような書き方がしてありますが、その後ですね、中部プラントと話をしまして、定期的にデータのほうを町に届けますというふうな話を言っていたいておりますので、それをですね、地元のほうに、どういう形で示していくか、これはちょっとまた、中部プラントや地元さんとも相

談をしながら決めていきたいと思います。

いずれにせよ、そういうような形で、相談をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○10番（坂井 信久） ただいまの答弁に対してですね、是非私はそういうことを今後地元と詰めていただいて、毎年一定の時期についたらですね、その1年についてのいろんなデータなり、資料なりを届けると、こういうことを是非私はしていただきたいと。特にこういう問題が起こったあとでございますので、やはりそういったことをしないとですね、やっぱり放置をすると、さらに信頼関係っていいですか、行政当局あるいは企業とですね、地元とが、やっぱりそごが生じてまいりますので、是非それは私はやっていただきたいというふうには、そこら辺、どうですか。やられるお気持ちありますか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

環境商工課長、谷村朗君。

○環境商工課長（谷村 朗） 今その方向で、考えておりますので、また具体的なことは今後詰めてまいりたいと思います。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○10番（坂井 信久） どうぞその方向で進めていただきたいと、こういうふうに思います。

それで次に進みます。

現在町には環境保全条例がございまして、その中には環境保全審議会の設置がうたわれております。ただし、私の知る範囲ではですね、最近十数年間設置をされておられないのではないかというふうな認識をしております。設置されておるかわかりませんが。これについて、現在どのようになっているのかですね、少し説明をお願いをしたいと、こういうふうに思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

環境商工課長、谷村朗君。

○環境商工課長（谷村 朗） 環境保全審議会につきましては、これまで、毎年度1回開催しております。平成27年度までは、年度末に開催してまいりましたけれども、この時期では、せっかくいろんな議論をいただくんですけども、それがすぐ翌年度に生かすということには、もう予算も全部動いておりますので、なかなかならないということで、1年前の審議会の席次をちょっと皆さんにご相談をさせていただいた上です。今後は、年度初めに行おうという方向に変更になりました。したがって、平成28年度末のこれまでやってきた審議会是一次ちょっと飛ばしまして、29年度の早い時期に行うということで、審議会の席上で了解をいただいたような状況でございます。

それから、この会議におきましては、毎年度、町全域で実施しております水質等環境調査の測定結果や、あるいは美化センターの環境項目測定値の報告、環境関連予算の説明、その時点における環境に関する課題等について報告し、ご協議をいただいております。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○10番（坂井 信久） 時期は違いますが、今やっておられることは、以前から私は継承をさせていただいておるとそういうふうな形で進めていただくことが結構やと私は思います。その中にですね、私のこの後出てまいります、専門的な方、そういうふうな知見を持った方がですね、おられるのかどうか。どうですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

環境商工課長、谷村朗君。

○環境商工課長（谷村 朗） これは三重大大学の農学部の専門の教授に入っておりますので、専門の方も全体の議論をリードしていただいております。

すので、よろしく申し上げます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○10番（坂井 信久） そこで、お尋ねをするわけですが、今回問題になった、事案が発生したというようなことにつきましては、先ほど課長の説明にもありましたようにですね、審議会にお諮りをしてですね、その問題を解決を図る、あるいは方向性を出していただく、議論していただく。ということを実はやっておりました。

過去においては、町内で科学製薬企業より緑色の薬液が200リッター流れたという過去もございまして、警察機関やとか地元が来まして、大変な騒ぎに実はなったことがございました。そのときにも関係地元地域も3字に及びましてですね、非常に混乱をしたわけですが、当時のこの審議会の会長であります松阪大学名誉教授であるます吉田弘一氏らによる尽力によりましてですね、的確な方向性を導いていただき、それによって問題解決したと。機関は半年ぐらいかかりましたんですが、そういうようなことも解決したと、故いうふうな例もございまして、私は今回このような事案が発生したときにですね、まさに環境審議会に本件を図っていただいて、そのように問題解決、地元の方も納得していただいけるようなですね、方向性を出していただくと。その指導を受けてですね、行政機関が動く。地域といろいろそこら辺で解決を図る、あるいは信頼を取り戻すということが私は必要だということに思っております。たまたま吉田先生の名前を出しましたので、名誉のために申し上げますと、吉田名誉教授はシャープ誘致の際の様々な環境基準を定めていただいたり、助言をいただきました多気町の大恩人でございます。これは久保町長らも特にシャープの水の排水基準につきましては、特別な基準を設けていただきまして、いろいろ議論していただいて、当時に非常に助けていただいたと、こういうふうな方でございます。こういった方に入らせていただきまして、ですね、当時は解決をしたということもございまして、是非私は、今回のことが、今

開催ができやんということでございますのでですね、次の早々の私は新しい年度に入りましたらですね、この問題を審議会をお諮りをして、どういうふうな方向をして地域へこれから説明していくのか、どういうふうな解決策を探っていくのかですね、是非ご議論をしていただくようにするのがいいと思うんですが、そこら辺課長の任期の問題もございますけども、是非ですね、課長の今のお考えの中を次される方に引き継いでくためにもですね、課長がこういったことについてどのようにお考えになっておられるのかですね、少しお聞きしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

環境商工課長、谷村朗君。

○環境商工課長（谷村 朗） 環境保全審議会につきましては、環境保全条例の第17条におきまして、「自然環境及び生活環境の保全に関する重要事項を審議するための諮問機関である」と規定しております。坂井議員言われますように、次回審議会におきましては、今回の案件について、報告をさせていただいて、専門家のご意見も含めて、ご指導賜りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○10番（坂井 信久） それでは次に進めたいと思いますが、先ほどの問題とも関連するわけでございますが、いずれに対しましても、今回発生した問題について、どのような解決策を講じていくのかっていうことでございますが、今谷村課長含めて、答弁をいただきましたので、これにつきましては、あくまで環境保全審議会にお諮りをして、そこで方向性を出していただくと、こういうことで是非、間違いのないような正しい方向でですね、そういった答申を踏まえて、地元地域に説明をして、またあるいは企業にも指導するなりして、ですね、やっぱり信頼関係に努めていただきたいというふうに思います。これは答弁いただきましたので結構でございます

最後になりますが、町長にこれはお尋ねをいたしたいと思います。

これは昨年 12 月議会によりまして、29 年度当初、この 4 月より組織再編が図られまして、環境課がなくなり町民課に統合されると、いわゆる町民環境課ということにもうすでに決定をいたしておるわけですが、これについて、私個人的には、私以外の方も、いろいろ当時の全員協議会の場で、ご意見を申し上げました。私以外にも数人の方が、これについて大変憂慮しておられたというふうに、私も認識をいたしたわけですが。

私がこの話を聞くときにですね、4 月から町のほうも組織もこういうふうには実は 12 月になっておりますというふうなお話をしたら、それはまた困るやないかと、さらに今でもこういうふうな行政のですね、地元とうまく信頼関係が持てやんのに、さらにその環境のほうは薄まるんではないかと、いうふうな心配をしておられ、そういう話をしておられました。

したがって、私はこれについてですね、特に、この多気町にですね、今後進出される企業も多いと思います。クリスタルタウンにさらにたくさんの企業が来ていただく、またこれについても町長も一生懸命企業誘致をしていただくわけですが、環境課がないというようなことが驚かれるのではないかと、いうふうに思っております。私も前回の議会でも申し上げたようにですね、企業誘致を町政の柱とする取り組みにおきまして、県下一の多気町の政治姿勢やですね、町長の環境への取り組みへの考え方そのものが、私は問われるようなことになるのではないかと、いうふうに心配をしておるわけですが、もちろん企業誘致につきましては、私も県の産業支援センターや企業立地課の職員も知っておりまして、非常に多気の久保町長のその企業誘致にかけるですね、一生懸命やっておられる、あるいはそのノウハウ、知見、そういったものについて、非常に評価をされておること、私も十分聞き及んでおります。それゆえにですね、私はその企業誘致と環境っていうものは切り離せないというふうに考えておりますので、やはり、この行政の環境部門っていうのは大切にですね、育て育んでいかないと、いかんというふうに思っております。

そういったことからですな、さらに、この先端産業がクリスタル工業団地に来ていただいておりますから、どうかこの件についてですね、町長か環境課をなくして、町民環境課にするということについてですね、町長の所見、前回にもお聞きをしたわけですが、町長の所見とですね、組織再編について再考なされる考えはないのか、再度お尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 坂井議員のほうから、環境のほうについて、ちょっと憂慮されました。ただ、議員のほうからいただいた一般質問の時期と、若干ずれがあったんで、ちょっとそのような質問をされましたと思いますけども、一応町のほうでは町民環境課ということで、環境について、いささかも手を抜くとか、その思いは全然ありませんので、逆にもっともっとこれから力を入れていかなければならんなとも思ってます。

私の気持ちの中に、自信もってやっとなのは、とにかく企業さん来ていただいたら、当然公害とかそんなんが発生してはならんので、そのために今まででも経過として、多気町のほうではシャープができてから、ずっとモニタリング継続してやっております。これは大気質、水質、騒音、それら以外にも、動植物、それから河川の底質、底の土質ですな。こういったことに影響が出てないかもずっと継続してただ、その部分については、1年か2年、隔年になる課もわかりませんけども、そんな調査も継続してやっております、特に河川、それから河川の環境と企業の排水溝から出てくる排水基準については、県の条例よりもさらに厳しい上乘せをさせてもらって、多気町の河川を汚さないように、これは今度来ていただく大きな企業さんも、皆含めてそうですけども、そういう取り組みをさせてもらってるんです。ちなみに、国の環境基準っていうのは、櫛田川においても、かなり緩い、それに上乘せをして、県では排水基準については20ppmにしようということになってます。これは伊勢湾の総量規制の関

係もありますので、さらに厳しい数値で取り組もうというのが、多気町の今シャープさんが発端になりましたけども、その基準に基づいて、10 p p m以下にしよう。これはBODですけども。あと、窒素分、N値の値についても、さらに厳しくしようということで、5以下になっと思ったと思います。こういうことで、多気町につきましては、現在も続けて、例えば、河川であれば 11 カ所の大きな河川で調査をしております。継続調査で毎年です。それから、大きな池につきましても、調査をやっております。それから、あと、地下水についても、継続して調査を進めております。ということで、企業さんが立地していただいて、その後、多気町の全ての環境施設に影響のないように、継続して調査をやっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○10番（坂井 信久） 今町長がお話されましたように、来ていただく企業については公害は原則発生をしないというような前提でお考えになっていただいとると、こういうふうに思いますが、実はシャープにおきましてもですね、そういう前提で来ていただいたわけですが、先ほど私申し上げましたように、緑のその液が流れた、あるいは私が環境課時代にですね、シャープのいわゆる発電機ですね、いわゆる自家発の発電機の、いわゆる最初のエンジンをかけるときに真っ黒な煙が出たということで、これも地元の五佐奈区からですね、いろいろお話をいただきまして、煙突のほうに私数百万のお金をかけていただいて、煙が発生せんよというふうに指導して、そういうふうに改善をしていただきました。いわゆる当時そういうふうに思っておらんでもですね、やっぱりまさかっていうのが、この世の中は発生をいたしますので、やはり企業公害、私はないのが原則でございますし、できるだけないのがよろしいんですが、私は絶対ということはいきれやんというふうに思いますし、特にこれだけ立派は企業がたくさんきておる中でですね、そういったものを監視をしていくというのは大変な、私は業務が発生すると思います。また、臭いについま

しても、相可台の1人の方が、いつもそのお話をされて、直接県のほうへ電話がかかるといふことで、80万ほどかけて、家の周りにですね、機械を設置、24時間ですか、設置をしてやったというようなこともございます。我々が考えつかんようなことがですね、発生するというのがこの世の中でございます。ので、町長今お話されましたけども、必ずそうではならん、そうなってはいかんっていう思いの中でもですね、私は今さら課のほうについては戻りませんが、十分人員的にもですね、何やこんだけの体制でやれるんかと、実験登録から防疫からいろんな公害問題、あるいはごみ処理というようなこともできるんかというようにならんようにですね、そこら辺も十分配慮した人員配置をしたようなですな、新しい係あるいは課にしていきたいと思います。三重県の自治体の中にはですね、環境課と別にごみ対策課っていうのを設置をされとる実は自治体もございます。今は環境に対する、あるいはごみの問題に対する問題もですね、生活とかけ離れてはできませんので、力を入れておられる自治体もございますので、特に、そういうふうな今、課は戻りませんが、新しい係ができるだろうと思います。そこについても人員配置、いろんなそういうことも十分お考えになってですね、4月の再編に当たっていただきたいというふうに思います。町長そこら辺はやっていただけますんかいな。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 課設置につきましては、私どものほうで現状を見ながらということですが、今言われました、よそについては、ごみ処理のところもあると言われましたけども、それぞれの自治体の情勢によって違いますので、我々の町にどれが必要かっていうのは考えてやってきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○10番（坂井 信久） それでは、2番目企業誘致と情報公開について、この問

題について、お聞きをいたしたいと思います。

私は以前、議会の一般質問におきまして、某製材店の倒産について関連質問をいたしております。その時にも申し上げましたが、その件についても町からの情報は関係地域、いわゆる地元ですね、地元の大字の含んだ地域には連絡はあったものの、周辺地域には全く知らされておらず、新聞報道などで知りえた方ですね、大半であったのではないのかと思っております。

私は、企業誘致の件につきましてもできるだけ企業名など、いろんな秘密事項もあるんでしょけれども、これらの範囲から除くとですね、行政が行っていることについては公表していくことが大切なんだろうというふうに思っております。例えば、某製材店が倒産したことなど、町より企業立地奨励金が1億円補助金として支出されております。このことを鑑みましてもですね、当然であるというふうに考えております。

大切な町民からの血税の結果は、町民として当然とはいえ、知る権利が私はあるというふうに考えております。そのことが、さらに久保町政に対する信頼度が増すというふうに考えております。

当局におきましてもですね、過去において、やっぱり隠しておったことが全て今出てきたということになって、いわゆるその信頼は地に落ちておるわけですから、やはり、情報公開、あるいは「見える化」というのはやっていく。このことは私は必要だとかいうふうに思っております。ここにも書いてございまいしように、都合の良いことばかりではなくですね、やはりうまくいかなかった事案についても公開することが、私は何よりだというふうに考えております。このことがさらに、久保町政に対する信頼の私は増幅になるというふうに考えております。

そして、今進めておられてます、バイオガス発電の立地企業の件につきましても、お尋ねをいたします。

一昨年の議会の議員研修では、現地の発電現場に赴き、その状況を見学した結果では、臭気、騒音等は確認できず、先端技術の高さには驚いた次第でした。

私個人的な見解では、液肥での町内実証試験では、臭気支障があると答えた方はごく少数であるとの報告であり問題は少ないのではないかなというふうに思いました。

しかし、残念ながら数カ所の候補地である地元地域の了承が取れず、その進展について憂慮すべきものとなっているようですが、今後の取り組みをお尋ねをいたします。

以上のことを踏まえて、以下の質問の答弁を求めます。

私は、久保町政が発足をいたしてから7カ年を経過する中、様々な課題を克服されておられるとっております。ただ、1人ひとりの、もちろん人間でございいますから、考え方の違いがございいますので、全ての人の共感を得るということは難しいのですが、最大公約数の私は支持は得られておるといふふうに判断をいたしております。特に私から見ましても、この情報公開である、いわゆる「見える化」の問題が欠けておるのではないかなと。一番久保町政には私は欠けておるのではないかなというふうに思っております。先ほど、発言いたしましたように、企業誘致に関する「見える化」が必要だと考えますが、町長のこれに対するご見解をお尋ねをいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 坂井議員の①点目のご質問にお答えしたいと思います。

企業誘致業務の「見える化」に対する担当課の見解として、述べさせていただきます。

企業誘致という業務は、企業間におきます、そういう業界での動きであるとか、あと位置付けなど、さらにまた近年では自治体間の誘致競争など、その企業情報にかかわる非常に繊細な部分もございまして、その情報公開には慎重にならざるを得ないということは、ご理解願いたいと思っております。

ただ、そんな中でもこれまで巨額の町費を投じて造成してまいりましたクリ

スタルタウンの工業団地事業はもとより、ほかの場所での企業誘致を含め、議員の皆様がご心配いた抱くことは重々承知しております。そんなわけで今後、可能な範囲で、その状況等、町民の皆様へお知らせしていきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○10番（坂井 信久） 今おっしゃった、その誘致のほうについてはですね、私も十分理解をいたします。今非常に誘致についても競争が大変だろうと思えますし、企業のほうでも、その名前を出していただくことがですめ、やはり非常に懸念をするというようなことで思えますんですが、私が冒頭申し上げた、例えば、某製材所が倒産をして1億円が、いわゆる血税がですね、いわゆる水の泡になったと。さらに、おそらくこれは私の推測ですが、税金も1,000万単位で滞納になっておると、おそらく考えます。いわゆる経営破綻したわけでございますから。当然町税、固定資産税をはじめですね、いろんな税が滞納になっておると思えます。こういうような問題がやっぱり私は出すと。何かで広報の片隅へですね、「残念ながらこういう結果になったんや」ということは、やっぱり町民に知らせるべきだと、こういうふうに実は思うわけでございます。

これまだ多気町については非常に皆さん住民が騒ぎませんけども、場合によっては、これ損害賠償請求訴訟が起こされる可能性もあるわけです。企画課長らも、あなた自身にこの1億円の請求をされる恐れもある、私はそういうことを心配しておるわけでございます。だから、やっぱりそういううまくいかなかったこともですね、出すと。誘致に関しては私出せとは言いませんけども、結果について、こういうふうな結果はですね、結果として、重く受け止めてですね、何かの機会にこういうふうに広報の一角、隅にでもですね、そういうことを出していかんと、そういうことが起こり得ってはですすね、多気町の各々一生懸命やったことが、逆にあだとなることが私は心配をしておりますので、そ

こら辺について、以前もこれ少しこれ私全員協議会かなんかで言うたはずなんで、そこら辺はどうですか。

一切隠して、一般には隠してっていう言い方おかしいですけども、公開をしないと、結果について。そこら辺はどういうお考えで行われるんか、お聞かせ願いたいとお思います

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 私のほうから、それでは。

その坂井議員言われる倒産された企業さん、この部分については、倒産は当然は公開で出てますので、一般には多くの方に知られていると思います。で入札をされて、今度違う企業さんが入られるということになりました。その辺の部分も含めて、「あんたのどこ倒産したよ」と町の広報で知らせるべきものなんかどうか、も含めてですな、もう少しうちの弁護士とも相談をしながら対応をしていきたいと思えます。これはそれらしき、質問をされたときも、弁護士のほうから、「そんなことされたら大変ですよ、あなたが」って言って逆に坂井議員のほうにいつてしまうっていうこともありますので、慎重にやっぱり法的にかかったもんでありますので、それは対応していきたいなど、検討していきたいなと思えます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○10番（坂井 信久） 是非そこはですね、検討していただいて、何らかの方法で周知をするようにですな、企業名は出さんとですね、結果として私は企業は倒産したどうのこうのやなしに、1億円払ったと、これは多気町の税金ですんで、その部分のことをやっぱり1億円出して、頑張っていたくつもりやったんやけど、残念ながら倒産をしたと、こういう結果になりましたということは、私は報告しても全然問題ないんじゃないかなというふうに思っております。今取り上げますと東京都の石原知事さんがですね、570億ぐらいですか、損害

賠償請求訴訟を起こされとるんですわ。結局これは豊洲の問題についてですね、あの人の判断が。そういう場合もあり得るんで、そういうことがなっはせっかく一生懸命やったことがですね、まさに水泡に帰すところということになりますんで、私はやっぱり都合の悪いこともどんどん出してくほうがですね、そういうことが発生せんのではないかという、こういう心配をしておりますんで、是非その法律家と相談をしてですな、やっぱりその善処してほしいと。是非それは私思っております。昨年申し上げたように、某木材店の倒産については、その付属する在所の方は知っておられましたけど、私ら周辺の5字は。私いつも町政報告で回るんですけども、1人として知っておられる方おりませんでしたんで。「なっとよ」というようなことでございましたんで。なかなか新聞報道でも詳しく載っておらんだってということがあって、私は承知しておられる方が非常に少なかったもんですから、その部分のことを私は言えとは言いませんけども、町が出したですね、奨励金を出した企業が残念ながらこういう結果になったということを私は知らしめるべきではないかというふうに思っておりますんで、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

この件について答弁は結構でございますので、よろしくお願いたします。次へ進めます。

それでは、前段で発言しました企業立地奨励金の結果等については、そういうふうにやっていただきたいんですが、以前より、これは私旧来、町内で操業されておられました様々な小規模事業者からですな、町外から来ていただく企業との行政対応の違いにですね、ちょっと違和感を覚えると、あまりにも1億円最高出すということはもちろん1つの目的でっていう理解はあるんですけども、その他の商工業者っていいいますんか、これはあらゆる種類にもよります。自分とこの事業所を広げる、あるいは作業場所を広げるについても、「われらは何位もあらへんのや」と。そやけど、県外から来た人には最高1億円もその税金を使っただけということについてですね、非常に違和感を覚えるということ、これ私、複数の方以上にですね、お話を聞いております、こういう

ことがございますのでですね、やはり、その企業立地奨励金の結果については私は、町広報誌などで公開していく必要があるかと思えますし、この地元のもので、様々な小規模事業者に対して、今後何か、こういうふうな町からですね、何かそういうふうな支援をするっていうふうな今後検討される余地がないのかどうかですね、そこら辺について、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） ②点目のご質問ですが、ある一定規模、従業員20名の以上の町内企業さんで、構成されている「多気工業会」というのが1つございます。これは平成24年に設立されておるもので誤字ますけども、この中でですね、企業規模を超えた情報交換であるとか、企業間のマッチングを目的でいろいろ活動はされておる組織でございます。

そして毎年開催されております総会の場などにおきまして、町としての現在の取り組み状況であるとか、あとお話できることを報告させていただいております。また、工業会の参加企業さんに対しましてもですね、関連企業の紹介をお願いするなど、密接な関係でかかわっておると、そういったところでもですね、その某製材店さんもその企業さんであったことも含めて、できるほうこくは全部させていただいてるというふうに考えております。また、ほかに制度ができないか、っていうご質問ございましたけど、現在の多気町企業立地促進条例、ご承知だと思いますけど、この条例は多気町へ新たに立地する企業に対し、必要な奨励措置を講ずることにより、多気町の産業振興と雇用の機会の創出を図り、地域の発展に資する。そういったことで、1つの縛りをかけております。これにつきましても、近隣市町等々も県も含めて、皆一緒の考えでおりまして、確かに一定規模以上の範囲になるかと思えますけど、こういった趣旨で基づいておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○10 番（坂井 信久） おっしゃっておられることは非常にわかりますし。町内の中小の企業の経営者らも一定の理解はしとるんです。一定の理解はしておるんですけど、もう少し我々についてもいろんな考え方っていいですか、策を講じていただきたいというのが、正直な声ではないかなというふうに、私はそういうふう感じておりますんで、是非ですね、これは今後の1つのいわゆる賢いお金の使い方っていいですか、小池さんで言いますと、「ワイズスペンディング」って言います、こういうようなそれも1つの私は賢いお金の使い方だところいうふうに思いますんで、是非、これは町長にお願いしますが、今後やっぱり考えていただきたいと。例えば、うちの作業地を広げる、あるいは工場を拡張すののにですね、どんだけでもその費用の一部、土地の取得の一部負担だとか、そういうふうなものについてもですな、いわゆる町外から来た企業ばっかではなしにですな、やっぱり町内企業さんにもですね、いわゆる土地の拡充をする時には、一定の私は助成をするというようなことがなっとかならんのかなと。当然そこも個人企業でありますけども、雇用が発生をいたしておりますんで、是非これはお考えを願いたいというふうに思います。

答弁は今企画課長のほうからですな、いろいろ聞かせていただきましたんで、基本的な考え方は、私も理解をしておるんですけども、是非今後、私はですね、これをやっていただかんと、ますますそのうちへ立地していただいた企業と、旧来から多気町にある企業さんと、私はすき間風がますます吹くというように思っております。是非これはもう間違いない話はきいておるんですから、事実。それをやっていただかんとすき間風が吹くというふうに思っていますんで、お考えをいただきたいというふうに思います。

答弁は結構でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次へ進めます。

先般の全員協議会におきまして、町長は多気町に立地していただく企業の今後につきましては、「誘致」というふうな理解をしていただきたいというふう

に発言をされました。

そのことに対しまして、行政知見のある方より特定の企業の用地交渉などは問題があるのではないかというふうに私のほうにお話をされております。これは行政機関に勤めておられた方でございます。もう今年定年されとるんですが。そういう方が、私のほうにちょっと話がございました。

特定の企業を対象としない工業団地造成だとかですね、工業用水事業、あるいはそれに関連することなどにつきましては、これはもう当然必須科目でございますので、当然多気町がするということについては私は必要というふうに承知をしておりますけども、バイオガスの発電企業の用地交渉がうまく言っておらんわけでございますが、特定の企業の業務を行う、いわゆる用地取得に対してですね、町がいろいろそれに動くということは、本来的な行政業務なのかどうね、これは町長の政治判断っていうこともあるんですが、憂慮を私はしております。企業誘致には理解をいたしますけども、いわゆるその前のめりにならないようにすることが、また一方では大切だというふうに思っております。この点についての町長のご所見をお伺いいたします。

また、この件に対しましてもですね、行政の情報より地域の情報が早く出るというようなこともございました。したがって、その用地交渉が進まなくてということが実は少しはあるのではないかというふうに思っております。したがって私は、やっぱり行政からですね、より早く正しい情報を発信していただく。このことがですね、その大事なことでありますし、またうまくその交渉がまとまるということもあろうかと思っておりますので、是非この点についてですね、ご見解をお伺いをしたいと。特にこのバイオガス発電については数カ所、候補地が当たっていただければ残念ながらご理解いただけやんっていうことが続いております。そのことについては、行政よりもですね、その地域の声が先にその聞こえて、次の箇所の方々が、それについてご理解をしていただければやんっていうことが続いているというふうに思いますので、こういったことにつきましても、私はどうかなというふうに思いますので、こちら辺のご所見

についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） バイオガスの事業につきまして、その用地交渉に町がはい入るんはいかなものか、こういう趣旨ですか。議会の皆さんもそのバイオガス事業について、多気町これからそういう再生資源の町にしていこうということで、現地も見に行っていたと思います。決してそれ否定される方は少なかったように思います。町としても、その部分については、是非進めていこうということで、担当職員のほうも、現地のほうへ用地がまとまらないかということで、初めに話にさせてもらったと思います。ただ、残念なことに、産業廃棄物の処理場やないかという、そういう先入観も含めて意見が出まして、なかなかまとまらなかったということで、県のほうへ確認をしましたら、「産廃物とは言えない」ということで非常に、ちょっと難しい中間的な位置に属した施設であるということもありまして、なかなか用地交渉がうまくいきません。今後どうしていくかということについては、もうあと用地の関係まとめていこうとは考えておりますが、難しくなれば、ちょっと多気町での立地は難しいかなとも思っておりますが、木戸口議員の質問の中にもありましたけども、その中の1つの利用には、それが全部とは言いませんけども、有機農業の活用にもつながっていくなど。これはもう多くの議員さんも見られておりますし、現実に他の県、町では、活用もされております。できたら、私はそれを活用していきたいと思っておりますけども、やはり地域の皆さんの合意がなければなかなかむずかしい部分もあります。なかなかベンチャーの企業で多気町に、特に我々のような田舎町にはなかなか地域の住民とのかかわりっていうのが難しい部分もありますので、すんなりとはいかないとは思いますが、もう少し頑張っていきたいなと思っております。ということで、用地交渉については、かかわれる範囲でかかわっていきたく思っています。もしかしたら、この部分が非常に将来、効果のあるものになるかなとも思いますし、また一方では、なんやっつい

うことになるかも知れません。その辺の見極めっていうのは現時点では、私はプラスの方向に今思っております。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○10番（坂井 信久） 私も冒頭申し上げましたように、このバイオガスの事業につきましては、是非多気町へですね、来ていただいて、やっていただきたいと、私個人はそういうふうに思っておるんですけども、今申し上げましたように、そういう行政経験のある方がですね、そのたまたま私は失敗になったっていう話が先行したものでかどうかわかりませんが、そのいわゆる企業の仕事を役場の職員がしとんのかと、それはおかしいぞよというような方が1名私のところへ、ちょっと電話いただいた方が実はございます。これをたぶん知っておられる方だと思うんですが、そういうことで、その企業の特定の企業のことをですな、本来そこが用地買収やなんやせんならんことを役場がどうやというような言い方で、そういう見方をしておられる方も中には、町民の方の中にはありますんで、是非そこら辺をですね、前のめりにならんように、問題があと発生しない等にですね、お願いをしたいというふうに思っております。

この人間っていうのは、必ず昔から必ず同じ失敗を繰り返しをしてきております。このことわざにもございますようにですね、やっぱりその人間はこの歴史学ぶものが賢者、いわゆるもんと言われておりまして、経験を重んずる者は愚者やと。必ず失敗をすると。同じ失敗を過去からずっと見ましてもですね、その人間、私特に近世が好きですもんで、このいわゆる応仁の乱以降の、この近世の戦国時代から今までずっとかける、いわゆるこの政治やこの権力闘争、いろんなそういうものは必ず同じような失敗を、時にしておりますんで、是非そういうことがないようにですね、特に私1つここで懸念を申し上げますと、企画課長随分在籍が長いと。あなた自身は一生懸命やる方で、わたし個人は何も攻撃しておらんのですけど、1つの職責に非常に長いっていうことがいろいろ言っておられる方も中にみえますのでですね、やっぱりそういうふうな

失敗がないように。また膠着せんようにですね、是非私はやっていただきたいなど。今後もそういう気持ちでやっていただきたいと。そやないと失敗をしたり、いろんなことが起こるといふ可能性もありますんで、是非そのようなことがないように、やっていただきたいなというふうに思います。

この問題、それで終わります。最後の問題でございます。

最後に問題でございますが、実は行政チャンネルによります議会放送が議会終了後1回に実はなったわけでございます。これは町の方針によってです、そういうふうになったわけでございますが、実は、比較的年配者の方が、それも政治が好きだとかですね、その議会にあれを楽しみにしとんのやっという方が、比較的年配の方が多ございまして、「インターネットで全部その質問のも全部出とんのやんな」って言うても、「そんなもん俺らができたらそんなものお前テレビは見やへんわさ」というふうに私は言われまして、「1回では俺らビデオとるんも俺ら難儀せんならんぐらいなんや」と。そやでその何とかですな、2遍ぐらいしてもええんとかうかというふうなお話をいただきまして、たまたま、「見える化」の問題でございますんで、もう1回ぐらいですね、2遍ぐらいはやっぱりこの議会のあとに、この議会放映をお願いできんかということで、取り組みをお願いしたいということで、この件について、当局の答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 現在の放映方式に切りかえまして、ちょうど1年ほど経過したところでございます。この1年の間にですね、特にこういう形にしましてから、町民の方からですね、このことについて、特にうちのほうへは意見、苦情も含めてですね、いただいたことは今のところございません。そして、昨年6月から9月まで開催しましたええまちづくり懇談会でもですね、これにつきましては、特段なんらご意見も出ませんでした。そういったことも含めてですね、今のところ、そういった考えはございませんので、ご理解願

たいと思います。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○10 番（坂井 信久） 少し時間残っておりますんで。わかっておりますんで。もちろん1つの方針としてですね、広報が簡素化されたり、そのことについては私もいろんな意味ですが、議会の放映ぐらいもう1回してでもですね、経費的にもそんな問題ないんじゃないかと。またその町政懇談会に行かれた時に必ずしも全ての方が出席をいたしておりません。特に、高齢者の方になると、おそらくここに座っておられる方はですね、自分の支持者っていう方から、そういう言われるとなかなか反論できませんので、特にそういうことについてはこれはそんなこと1回でどうやというふうに私も先輩にあたる方ばかりでございますんで、なんとかもう1回ぐらいですね、議会の放映が2回ぐらいにならんかということをつきつけておられます。もちろん企画課長がおっしゃったことわかるんですけども、全ての方がですね、町政懇談会には出席はされておられませんので、そこら辺のこともいろいろ踏まえてですね、私はいろんな経費から見ても、もう1回するについても、そんなにお金がかからんのかなというふうに思いますので、是非この点についてはご検討いただきたいというふうに思います。検討していただく、全然検討はなしですか。答弁もしあれば。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

どうですか、時間も経ってきますんで。ありませんか。

坂井君。

○10 番（坂井 信久） そしたら、その方に「私がここでこう言うても、ちょっとも当局はそんなもの考えなしや」というふうに言いますんで、是非また検討をですね、町長も選挙も1年になってきましたんで、やっぱりそういうことも私は大事なことだろうというふうに思います。政治っていうのはそういう支持もございますんで、住民の支持もございますんでですね、やっぱりそういうこともやっぱり私は1つの自分の久保町政を広げる、あるいは信頼を勝ち得ると

いうことの大切だというふうに思っておりますので、是非これは、ここで答弁
要りませんけども、「あ、4月になったら2遍になったわ」っていうようなこ
とになるようにですね、期待をして終わります。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 以上で、坂井信久君の一般質問は終わります。

ここで3時まで休憩。

(14時51分)

(14時58分)

(5番 山際 照男 議員)

○議長（西村 茂） 休憩前に引き続きまして、会議を再開をいたします。

それでは、6番目の質問者、山際照男君の質問に入ります。

5番、山際照男君。

○5番（山際 照男） 5番、山際でございます。議長の許可を得ましたので、
通告にしたがいまして、1問1答方式で、質問させていただきますので、どう
ぞよろしくお願いいたします。

質問事項は、町長の政策・施策方針を伺いたいと思いますが、その副題で、
1つはささやま温泉について、もう1つは多気町勢和保健センターについての
2項目についての質問をさせていただきます。

お願いなんですけど、まあ1項目目の質問は、すでに中野議員が質問されまし
て、重複しております。私の質問に対してこの質問は中野議員の質問にすでに
答弁しましたよと、聞いていなかったんですかと、よくそういう言葉が発せら
れるようなことがですね、たびたびありますので、聞き逃しということもござ
います。そういうことでありますので、質問者のポリシーというか、思いつて
いうのもありますから、どうぞ、真摯な態度で答弁をお願いしたいと思いま
すので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。

多気町アクションプログラムで、ええまちづくりの基本構想でございますが、は、「住民と行政が共につくる安全なまち」「環境にやさしい自然豊かなまち」「地域の活力を生み出す産業のまち」などですね、7つの理念で展開されております。そこで、理念の一つであります、「安心した暮らしを支える福祉のまち」に関連した質問をいたしたいと思っております。この主要施策は、1つは健康づくりの促進、1つは「医食同源」のまちづくり、1つは子育て支援の充実、1つは地域福祉・社会保障の充実、1つは高齢者・障害者福祉の充実の5つの施策が示されているわけでございます。また、主要施策の「健康づくりの促進」の文中には「地域ぐるみの健康づくり活動」を推進しますとの文言が組み込まれております。

そこで、町民の健康に関連したという位置付けで次の施設について、考えをお伺いしたいと思います。

そこで1項目目のささやま温泉でございますが、ささやま温泉井戸施設は、利用水量と利用者の減少及び施設の老朽化に伴う維持困難のため本年3月31日をもって廃止ということになりました。当温泉井戸は、平成17年多気町との合併前、勢和村が片野地域の勢和中学校裏において約2億円かけて1,500メートル掘削して温泉を汲み出しております。町民のみが無料で利用できる温泉スタンド施設を設置したものであると私は承知しておりますが、「ささやまのいで湯」は、ご案内のとおり泉質は、炭酸水素塩泉で、神経痛、関節痛、五十肩、運動神経麻痺等、健康増進に適応する効能の多い温泉であります。しかしながら、塩分、鉄分の含有量が多いことから、最近の風呂でございますけれども、エコキュート風呂の風呂は、追い焚きする場合、釜を痛めるということで敬遠されがちで、そのようなことから利用者が減少したとおもっております。そういう結果、廃止という羽目になったと思っております。廃止の周知がなされた途端、存続の声がちまたで聞こえるようになりました。年寄りの方は、家の風呂で温泉に浸かれる癒しは最高だと、なぜ廃止なんだという言葉が多く聞こえます。そのよう中で、合併前の勢和村で施工されたものでございますけれども、

当初どのようなことから温泉掘削が始まったのか、1つ、ルーツを知りたいという考えもあるんですが、温泉掘削計画の端緒を伺います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの山際議員の質問について、今までの経過も踏まえてお答えさせていただきますが、質問の要旨が「ささやま温泉について」との質問でございますので、中野議員の答弁と重複すると思いますが、お許しを願いたいと思います。

さかのぼりますけども、平成2年の竹下内閣のときに、自ら考え自ら行う地域づくり事業、「ふるさと創生事業」として、各市町村に対し、地域振興のために、一律1億円が交付されております。

ふるさと創生事業を受けまして、勢和村の歴史、伝統、文化、産業等を生かして、創造的で個性的な地域づくりを行うために、村民アンケートをした結果、村の活性化のためには、第1位が「観光レクリエーションによる村づくり」となり、そのアンケート結果に基づき、観光ネットワーク基本構想を策定いたしております。

その基本構想に、重点拠点の整備計画の候補地として、丹生大師周辺、波多瀬・中山地区、櫛田川須原親水公園、高根地区、油田公園等の整備が計画をされております。その基本構想に基づき、平成2年に須原親水公園を整備し及び中山薬草薬樹公園の整備もしております。そして平成4年度からは、丹生大師周辺整備を実施しております。

ご質問の、当初どのようなことから温泉掘削が始まったのかとの質問ですが、平成8年度に完成しました「ゆとりの丘」、そして、ふるさと創生事業で整備されました「中山薬草薬樹公園」、「丹生大師周辺」の3つの拠点を中心に、ここに住んでみえる方々に喜んでいただき、また、安らぎの場として子供、若者、老人等三世代交流の場をつくり、相互に協力し合い連帯感を高め、ゆとりある、また、生きがいのある地域づくりをする目的のもとに、温泉掘削調査及び掘削

工事が実施をされております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） そういうふるさと創生の一環としてやられたということではありますが、生きがいの地域づくりというのも1つのあれが入っておりますので、そこら辺はやっぱり、きちっと目的にそのようなことで、お願いできればありがたかったかなというような今思っております。

そういう廃止って決まったんでありますから、深くは言いませんけども、次にですね、次に、温泉の掘削についてですけども、温泉を辞書で引くと、日本の温泉は、温泉法で定義されており、その定義にあわないものは温泉と称することはできません。この法律の中で「温度が25度以上か規定された物質を一つ以上含むもの」と定義されておるわけです。そのため25度以下の温度であっても規定された物質が1つでも基準以上含まれば温泉法で温泉として取り扱われますと。

そこで、ささやま温泉は、以前から温泉のある地質であるとは分かっていたはずだと思っているわけですが、そうすると温泉探査・調査をする必要になるわけで、温泉の多くは、岩盤に存在すると言われております。岩盤は一般的には水を通さない地層にあり、しかし断層などによって有効な割れ目がある場合は、その隙間に温泉を含んでいるということらしいです。温泉探査は、地下深くの断層を探すわけですが、それが重要な目的となり、断層を探すため、様々な物理探査が行われるわけで、例えば放射能探査、電磁探査、電気探査などで調査をして、温泉を掘る位置、深さを決定することが一般的と言われております。そこで、ささやま温泉の、温泉の調査期間と掘削開始年月、どれぐらいかかったかということですが、その期間をお伺いしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） 温泉の調査期間と掘削開始年月と期間についての質問ですが、温泉調査期間は平成14年12月5日から15年3月20日まででございます。そして、掘削開始は平成15年10月28日から16年3月31日まででございます。温泉調査につきましては、議員の質問にもありますように、深度を深く探ることができ、なおかつ広範囲な探査が可能な方法として、電磁探査測定を実施をいたしております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） 平成14年からその探査を行われて、15年に掘削を開始されたということでございますが、このささやま温泉はですね、その湧出量としては、結構出ております。

先般の報道でございますけども、道の駅飯高駅の温泉管の湧出量が激減しているというようなニュースがありました。枯渇するんじゃないかなって言うような報道もされております。掘削当初、この飯高の温泉は、掘削当初の湯量は分当たり12リットルと。最近では1リットルということで、新しい井戸掘削に着手するということで、あるという報道であります。1分当たり1リットルということですから、ずいぶん少ないかなというふうにおもいますが、それでも営業はできるということでございます。

一方、ささやま温泉でございますけども、知事報告から行くと、1分当たり41リットル湧出してる温泉であります。こういう温泉であつたら、枯渇するということはまずないだろうなというふうに私は思っておるんです。こういう分当たり41リットルも出る温泉を閉めるっていうことは、非常にもったいない。

外国人でいくと「モッタイナイ」というような言葉も出るんですけども、そういう感じを私は持ってます。また、その複合リゾート施設のそのアクアイグニスですね、温泉を掘るというような予定をきいておりますが、これは環境

影響評価方法書に対する知事意見が丹生付近は、水銀の原料の辰砂が採掘されておりました。辰砂っていうのは赤い土、岩です。この地域の辰砂には、ヒ素を含む鶏冠石を伴う可能性があるということを県は言っているんですけども、そういうことで、適切に調査をとる意見書が出ております。そのようなことからですね、アクアイグニスが温泉を掘ってその鶏冠石が出た場合には、これはもう温泉としては使えないわけですから、そこで、ささやま温泉は、今後、貴重な泉源になるのではないかと私は思っております。こういう貴重な泉源を潰してしまうっていうのが、そもそもいいのかというように今思っておるんですけども。

ところで、正確な情報ではないんですが、温泉掘削に要した費用が約2億円と聞いております。この正確な調査・掘削に要した決算経費をちょっとお示しいただきたいと思っております。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） 先ほどの質問の中に飯高の湯が1分間1リッターというふうなことで、先ほど山際議員のほうも41リッターささやま温泉出ておると。それ温泉成分分析表の一番最初の数値でございます。それは平成16年の数値となっております。現在合併してから27年10月に調査させていただいておまして、当初の温度26.1度、現在20.1度。それと湧出量につきましても、40リッター。多少ちょっと落ちてきとるという状況でございます。

掘削に要した経費、決算でっていうことでございますけれども、期間も入れて、金額だけ、どちらですか。

温泉探査委託業務につきましては、735万円でございます。期間は、14年12月5日から15年3月20日。温泉掘削工事費につきましては、9240万円。工事期間としましては、15年10月28日から16年3月31日。それで、揚湯設備工事費につきましては、6720万円、16年12月14日から17年3月30日。源泉ポンプの工事費につきましては、3360万円、16年11月17日～17年3月30

日までです。あと、周辺整備工事ということで、313万7000円ともう1点、周辺整備ってということでフェンスを設置しておりますので、192万円。工期としましては、16年11月17日から両方あわせて17年7月29日。合計で2億560万7000円の工事費でございます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） 2億500万何がしの金がかかるとるわけでございます。

非常にその経費的にも非常に地方創生資金でしたということで、ありますけども、2億っていう金で掘っとる財産ですから、直営を廃止ということはいかかなもんかと思うわけでございます。

町民のですね、健康管理並びに高齢者の健康、福祉の一環としての切り口で、今後いけないんだろうかと私は考えるわけでございます。行政のマネジメントからいきやこれは維持管理ってというのが非常にかかるわけですけども、今度は福祉ということで、存続することはできないだろうかということに、思っとなんですが、行革審の答申はこれはもう非常に尊重する必要かつ重要なのはわかります。しかし「福祉のまち多気町」の象徴としてですね、廃止を本位にして存続を考え気持ちはないんでしょうか。いかがですか、その点。お伺いしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） 「福祉のまち多気」の考えとしてってということで、先ほど中野議員のときにも答えさせていただいたんですけども、ここの温泉につきましては、「含二酸化炭素・鉄－ナトリウム－塩化物強塩・炭酸水素塩泉」ってということで、効き目のところで、先ほども言わせていただいたように、5つほどしか、やけどとか、切り傷、末梢循環障害、冷え性、自律神経不安定症に適用すると、ということで、運動とか浴用にはあんまり、その辺りの健康管理、

動くほうは使えると思いますけども、そのつかって体を治すっていうのは、ちょっと適さない。飲用も絶対できないということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） あの温泉のスタンドの前に行きますと、いろいろと効能がつつらと能書きが書いてあるんですが、覚えにくいほど、適応っていうんか効能が書いてあります。副町長おっしゃったのがそれが一番主なんだろうなという気はしますけども、この存続に関してはですね、議長宛とか、町長宛に、勢和地域の代表者から要望書が出ております。もちろん、すでに町長はご承知のことだと思いますが、この2月13日に、ささやま温泉スタンド存続を求める要望書が、議長に出されました。議会としてはまだコメントをしておりませんが、こういう文言でございます。

「日頃は、町行政また地区支援にご理解ご協力賜っていますこと深くお礼申し上げます。

今回、本年1月1日付けで、『ささやま温泉スタンド』が老朽化と維持困難との理由で『ささやま温泉スタンド』の閉鎖が多気町ホームページと『ささやま温泉スタンド』前面のビラ等により閉鎖通告されました。このことに多くの利用者の皆さんより困惑と不満の声が広がっております。この『ささやま温泉』は、含二酸化炭素・鉄－ナトリウム－塩化物強塩・炭酸水素塩温鉱泉で、効能効果は、慢性皮膚病、神経痛、筋肉痛等21もの病状に効果があり、また、高張性中性低温泉のため、温泉成分が、体により浸透する鉱泉として、この地域では最高の泉質を有する鉱泉であります。

また、『ささやま温泉』はおんせんの効能で住民の健康増進と福祉の向上のために開設された多気町の宝物でございます。

平成19年温泉スタンド開設以来、町民の皆さんに大変喜ばれ利用されており、特にこの温泉スタンドの利用者には、悩まされる病状に効果のある貴重な

施設であり、『ささやま温泉スタンド』を閉鎖されることに大変困惑と心配をしています。また、この施設一度閉鎖すれば、再開に相当な費用が必要になることも考えられます。このようなことから、『ささやま温泉スタンド』の閉鎖には、利用者から反対の声が多く寄せられています。

皆さんの声を十分ご理解いただき、貴重な地域資源である、『ささやま温泉』これからも住民福祉充実のため、閉鎖することなく活用し『ささやま温泉スタンド』が多くの方に利用できますよう、ご高配のほど、よろしくおねがい申し上げます。」とこういう5人の代表の要望書のくだりでございます。町長もわかっていたいただいとると思いますが。

こういう要望書が出とるんですが、町長この要望書についてご見解は、いかがですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 中野議員のときにもお答えをさせていただきましたけども、私は全くこれを否定するものでもありませんし、私は温泉は大好きですので、是非活用したいという気持ちがあります。ただ、中野さんのときにも言わせていただきましたけども、10年前に1,200トンを超えるような水量というか、使っていただいております。ところが今は、200を切ってます。これを割り出していきますと、実質人数10人もたぶん1日に利用してないと思います。これは、あらわれているのが、49自治会回っての懇談会の中で、使っていない方が、多くの方からそういう意見が出たと思います。これは、出てる人が少ないやねかって言うけども、全体的な意見の中でやっぱりそういう意見が多かった、ということで、先ほども言いましたように、全く私は温泉好きなので、否定することはありませんけども、その200数十万を超えるお金を使って、多くの住民って言われましたけども、その実質人数10人を切るような方々のためにそれをするかとなると、今度は、逆に他の町民の方から、もっと、ある議員の方が最大公約数どんだけの方たちが望んどのやというのと同じで、ど

んだけの人に効果があるのかというのは、やっぱり示していかなとあかんと思
います。ということで、是非中野議員、山際議員、お二人でこの、ちょっと言
われました多くの利用者があるって言われましたんで、その実数を今後行革審
も含めて、出していただいている意見の中で、「いや実際はこんだけの人が利
用しとんのや」って、やっぱり証明できるもんをして、議会の皆さんや町民の
皆さんにやはり示していこうとかそれも大事なかなと思います。

もう1つ、できれば、廃止っていうよりも、売却を検討っていうのが答申の
中でも出ておりますので、できましたら、山際議員のほうで組織をつくって
いただいて受けていただくと。それに対する若干の助成やそんなんは、またこれ
は町のほうで検討せなあかんかもわかりませんが、やっぱり存続していく
には、有料にしてどんだけかやってくということも一つの方法かと思います。
そやで、例えば、ある企業さんを一緒にやるとか、それから自分たちの有志の
中でその利用者も含めてやるとか。そういうことも1つの方法として考えて
いただくと嬉しいかなと思います。

我々行政預かるもんとしてしましては、先ほど、どなたかの質問の中にありま
したように、松浦議員やったかな、町の財政の中で、これからコストを図って
くのどうすんのや、ということもありましたんで、やはりできるだけ多くの人の
人に、少ない財源を効率的に、効果的に活用ということになりますと、ちょっ
とこの中で、これが生かせるんかなと私は思います。

くどういようすけども、自分が温泉切り捨てとかそんなことは全然思ってま
せん。何とか活用していただきたいなとも思います。せっかく勢和村時代の財
産でありますので。ということで、是非山際議員、いい方法で売却のほうで、
俺ら受けたるかという方向にできたら考えていただくとありがたいなと思
いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） 中野議員のときにもですね、中野議員に買っていただい

てってというような言葉出ましたけども、我々下々の者ですね、議員なり人間にですね、そんなような大それたことはできません。

それはですね、トップセールスで売りに行くとかですね、そういうようなことをやってもらえば一番ありがたいんですが、だいたい売却してきたらですね、予定価格っていうのが出てくるわけですよ。それが幾らぐらいになるんだっていう部分もありますし、今、国会で話題になっております森友さんっていうのがありますが、これは音読みでいくと「シンユウ」っていうふうになるんで、友達かなって思うときあるんですけども、そういうこともありますから、売却っていうたら、非常に値段がもちろん最初に出てくるわけでありますからね、そんな簡単にはいかんと思います。それでメンテナンスの部分も、そのやぐらを組んで云々という油田のようなことをやらんならんというようなことを聞きましたから、非常にメンテナンスにもかかると。そうすると売却費っていうのは非常に高くなるんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、それはまた3月31日以降の話なんですけども。

町長がですね、「医食同源」、食べて内臓を活性化する「医食同源」を推進されております。一方、外用薬ではございませんけども、温泉につかり関節痛や神経痛などを治す、いわゆる皮膚とか骨に外から効果がある温泉浴、いわゆる僕は「医触同源」って言うんか「触る」というようなことで、言うんですけども。「医触同源」で湯治もできると、こういう温泉のではないかと思うわけでございます。町の考え方はですね、解体費用が大で民間事業者を募集するということの方針でありますけども、温泉管理を委ねることか、それとも権利を完全売却することなのか、その内容をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） これにつきまして、一応平成27年8月から28年10月にかけて、行革審が開催され、10月3日に回答をいただいております。その答申に基づきまして、施設の廃止か売却につきまして、今後、3月以降に検討

していきたいというふうに思っております。先ほど言われました、売却の価格についても、まだ今のところ何も考えておりませんので、今後の課題だと思っております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） ということは、権利を売るんじゃなくて、委ねるんじゃなくて、もう完全売却というような考え方の方向に向いてるのということで理解すればいいんですね。わかりました。

高齢者を大切に、住みやすいまちづくりということで、くどいようですが「福祉の町」。何度でも言うんですけど、偏差値の高い福祉の町多気町ですから、多気町をアピールするには地元専用の温泉は必須の資源だと私は思っております。もうすでに遅しってということになるかと思えますけども、特に勢和地域はですね、生活拠点ゾーンという位置付け、要するに町長も中学校統合のときには、そういう勢和地域の生活拠点ゾーンだというようなことで、大きく声を上げられました経緯があります。そういう位置付けでありますから、地域資源を活用した持続できる町づくりとしての温泉ではなかったのでしょうかと僕は思うわけです。町営で存続していただいてですね、町民にも廉価でそして町の施設にも有料で温泉を使っていたかということではいかがなものかなというふうに考えたんですが、もうすでに答弁いただきましたので、この部分は伺うわけにもいきません。

最終的っていうんか、委託っていうことであればまた違うんですけども、完全権利を売却するっていうことであれば、よその物になってしまいます。最後のあがきになるんですが、中山間地域はですね、高齢者が多くなり、汲みに来ることも困難と思われまます。わたしは考えたのは灯油の配達のようにタンクで配達していただいて、そういうドアまで配達していただくというような提案をしたいなというふうに思っておりました。この考え方はいかがですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） 先ほどの質問で、汲みに来ることも困難と思われるっ
ていうことで、タンクで配達するようなこともできないかという提案をいた
だきましたが、この件につきまして、経費負担がかかるような提案だと思っ
ておりますので、今のところはできないという回答でお願いします。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） 福祉という切り口で私は考えたわけでございますけども。
多気町はですね、もうすでにシルバーの町ではないのかなというふうに私は思
っております。私も団塊世代の真ん中でございまして、久保町長がトップラン
ナーなんですけど、シルバーで世代です。多気町人口ビジョンを見ますと、2020
年は65歳以上が35%。3人弱に1人がシルバーっていうことです。こちら側
はシルバーで、ここに会議場に居る人は広く言えばシニア、こちらはシルバー
ですけども、向こうはシニアという考えなんですけども。中高年が入るシニア
とは、我々は言いません。今後はですね、多気町も、リンカーンの言葉で言
いますと「人民の人民による人民のための政治」ということとございませ
んけども、今後は多気町もですね、「シルバーによるシルバーのための政治」
が必要じゃないのかなというふうに思います。もうすでに多気町はもうすでに
シルバーデモクラシーに入っているということで私は思います。今後若い人
が増えれば別なんですけど。そういうことでありますから、一つ、もう一度
そのささやま温泉を何とか蘇生していただくというようなことを考えてい
ただければありがたいというふうに思っております。そこら辺はもう期待は
できないんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 何度も私申し上げておりますけども、私も温泉は本当に好きなので、何とか活用できないかとは思っておりますけども。以前にも、言っていたと思っておりますけども、あの温泉を活用して、これは私の選挙公約のときにも言うとしたやつですけども、何とかあのささやま温泉利用できないかっていうことで、事業者さんにも見せて、それで模型図までつくってもらって、当時の片野の西村区長さんにも協力してもらって、あそこへ施設を何とかっていう思いは、これは議員おっしゃられるように、中野議員も言われましたけども、何とか福祉に使えるか、こういう思いもありました。ところが、事業者のほうでは、収益が見込めない、集客が見込めないこういうことを言われまして、あそこでの事業は断念したという経緯もあります。

もともと町営でやろうっていう私は思いはありませんで、これはなぜかと言いますと、当時もう全国いろんなところで町営の温泉施設があったんですけども、全部破綻して、民営化または指定管理になっております。先ほども言いましたように、三重県下でも、ほとんどのところはもう指定管理、または民間へ、ということになっております。ただ、これは活用するには、他の方法って言いました、利用者をふやす方法しかないんですけども、なかなかそのあの温泉施設が一般家庭ってなると、家庭のお風呂の構造も変えなければならん、っていうこともあって非常に難しいところもあります。ですから先ほども言うてますように、何とか民間売却ができないかっていう今方向に変わっております。

もう1つは、万協製薬さんがなんかローションも含めて研究もされてるっていうこともありましたので、1つの望みはそちらへできないかなっていう思いもありますけども、なかなか今度はあの施設を今度維持運営となると、なかなか難しいかなとも思います。

それと、町民の方々がやっぱり温泉へ入ってもらうのにもう1つの方法は、今民間施設で結構温泉施設ありますので、そこで活用してもらいたいと思います。

それともう1つは、福祉の関係で、高齢者の健康づくりには、例えばさわや

か広場であったりサロンであったり、それから2次予防では、介護予防のほうですけれども、脳の健康増進やら、口腔の栄養教室やら、運動機能の向上やら、そんなんのほうにも特化をする。もう一方では、食の今言われましたように、食のほうで、できるだけバランスの良い食事をしてもらう、「医食同源」の町づくりをしていきたいということで、こちらのほうの事業もやっていきたい。ってということで、温泉が全てってということにはなかなか難しいというのがあります。福祉はいろんな分野の物を集めて、高齢者の方に活用してもらうように、私のほうは今考えております。

温泉の活用については、今は町のほうでこれをずっと維持管理してくのは一番の大きな要因は、利用者がたぶん極論をいきますと、本当に要望書を書いていただいた数人プラス何人かぐらいで、二桁の数字にはならんぐらいやと思いますので、その辺から考えますと、ここへそんだけの経費投入ってというのは難しいなと思います。自分にとっても非常に残念でありますけれども、今の利用状況から考えますと、やむを得ないかなと町の行政、また財政を預かる者としては厳しい状況であります。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） 町の健全財政を保持ってという部分が一番大事ですけども、そこら辺はですね、またいろんな冗費を節約していただいてですね、やっていただきたかったなというような気持ちが大でございます。先ほどもええまちづくり懇談会で、昨日者が云々って言葉がありましたけども、私はこのええまちづくり懇談会のそのアンケートですね、このテーマが11項目ぐらいあるんですよ。これへ1つささやま温泉っていうのが入っとる。だいたい上下水道料金の見直し、とかですね、「町営バスの運行のあり方」とか「学校統合に関する取り組み」とか、そういうのがだいたい頭印浮かんできて、その「ささやま温泉のあり方」っていうのが希薄になつとるような状況やったと思います。

こういう、今後ですね、アンケートを取られるんでしたら、やはり 2、3 の課題をですね、やっていただいて取っていただくのが、私はそれが親切かなというふうに。これでアンケートを取ったということでですね、やっていただくのはちょっとどうかなっていう疑問が湧いてきますんで、今後期待したいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 何遍も言うお気持ちはわかるんですけども、その現実的に利用で実態がその 10 人を超える程度の利用者しか今本当に活用されてないっていうのが一番大きい。これはアンケートあってもなかっても、その辺の部分にやっぱりかかってくると思います。それで、先ほどもちょっと言いましたように、もしこれから、またもう少し先で考えるっていうことやったら、町のほうとしても、地元へ行って、足を運んで、皆さんの意見を聞いたというところもあるんですけども、その間に、課としては 1,200 トンを超えるような水量から 200 トンを超えるような水量まで下がってきたと。今現実的に利用されてるのは、私のほうで直接聞かせていただいても、本当に多くの方がもう使っていないっていうのがほとんどでしたんで。そやで本当に町民の本当に何百人っていう方が活用されてるといえるのが出てくれば、またこれから考えなければならんと思うんですけども。10 人を切るような方々しか今利用されてない。ってこれが違うっていうのであれば、先ほど言いましたように一遍自分らの足で確認をしてもらおうっていうのも大事なことかと思えます。これはやっぱりこれから議員活動されてく中で、こうなんやねかというのをやっぱりいえる根拠になると思えますので。ささやま温泉がええっていうのはもう十分、関係職員もわかっとするし、私はそれ以上にわかっると思えます。僕はくどいようですけども、丹生の温泉へ冷泉ですけども、大師湯へはもう十何年って行ってました。そやで勢和地域にある温泉、あかんていうのは全然思ってません。是非活用したいと思えます。あれは真っ赤な岩の成分の温泉でした。たぶん私の思いではここ

におみえの方で顔合わした方はほとんどありません。職員は、もう退職しましたけども、山本君っていうのがよく顔合わしてました。自分はそうやってして活用してきましたので、あかんっていうことは否定もしてません。ええっていうことはよくわかります。それだけはちょっとわかっていただきたいと思えます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） 温泉に関しては町長は否定されないっていうことで、財政面の形でということです。そこら辺は理解をしたいと思います。

次の質問にはありますが、多気町勢和保健センターについて質問いたします。

土屋に設置されております、現在閉館されておりますけども、多気町勢和保健センターは、以前、町民福祉課のがん検診、総務税務課の税務申告相談、土屋地区の選挙の投票所、それから子育て支援、高齢者の活動拠点、障害者の授産所施設の一時的な賃貸、PTA会議の場所として使われておりましたことは承知しております。保健センターの建設年と耐震基準の関係で、クリアしているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

勢和振興事務所長、大松隆君。

○勢和振興事務所長（大松 隆） それでは山際議員の質問にお答えさせていただきます。

建設年次と耐震基準ということでございます。

保健センターはですね、昭和58年に建設されたものでございます。建築基準法ですね、現在の耐震基準はですね、昭和56年6月1日に導入されたものでございまして、それ以降に建築された建物でございまして、耐震基準には適合しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） これすでもう閉館されておるんですが、保健センターは地域にとって唯一のコンクリートの建物でございます。安心安全な避難所としても以前は指定されていたところでございます、それが、使用度が低いのと維持管理の費用、ここにも維持管理っていうのが出てくるんですが、維持管理の費用、年間約80万円。そのうち電気料50万円という内訳でございました。がかかるといふことで、平成27年11月に閉館、休館なのか閉館、休館していると思います。現在もそのままになっている状況でございます。この施設の大きな維持費用は電気料金でございました。これはレントゲンを使用していたことから一般家庭の料金ではなく、高圧電力の料金で高くなっていると考えられます。もちろんキュービクルもあります。それなら、健康診断に使わないのならば、用途を変えて家庭並みの電気契約にすれば安価になるのではと思っております。そのような考え方で通電していただき有事の際の非難所とか平素の地域住民の寄り合い場所とか、特に調理室も完備しておりますので薬膳料理の講習会とか、男の料理の講習会とかですね、そういう活用も可能じゃないかなというふうに思っております。それで、今後のあり方でございますが、用途なしで解体されるのか、センターを今後活用できるのか、そのあり方についてお伺いしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

勢和振興事務所長、大松隆君。

○勢和振興事務所長（大松 隆） まずですね、電気料金の件でございます。

こちらにつきましてはですね、ご存知のように、電灯の100ボルトとですね、それから動力のですね、200ボルトの契約がございました。100ボルトについてはですね、電灯でございます照明器具等でございます。それから動力の200ボルトについてはですね、エアコンなりをですね、動かしたるものでございます。おっしゃるように、100ボルトのみの契約であればですね、非常に電気代は安いというところでございますが、それであるとですね、エアコンが動かな

いという施設になりますので、使うほうからいうとですね、夏とか不具合が生じるのではないかなというふうに思っております。

現在の状況はですね、ご存知のように、中電との契約はですね、解除しております状態でございます。ただし、1つですね、前も説明させていただいたと思うんですが、外部からですね、発電機を持ってきてですね、コンセントにつながるとですね、中の電気がつながるようになるところで、例えば、発電機につきましては、振興事務所の防災倉庫にありますので、その私らも実験したわけではございますが、それを持ってつないだら、中の電気がですね、全てとは言いませんけど、つくようになると、いう状態でございます。

それから、センターのあり方というところでございます。

これにつきましてはですね、27年9月29日の全協でも説明させていただいたと思うんですが、建ってから33年経っておる建物でございますが、先ほど申しましたように、耐震基準は問題ないというところで、まだまだ活用できる建物であるということもございますが、使用頻度が非常に低かったというところですね、おっしゃったように費用対効果を勘案してですね、現在は一時的に休んでおる状態やというふうに思っております。

1つですね、問題点ございますのは、浄化槽がですね、単独の浄化槽でありますし、それからほとんどは使っておらんだんですけど、中のバクテリアがあかんとかですね、もう1点はですね、水漏れをしとったということがありますので、今はですね、底を抜いてしてありますので、浄化槽は使えない状態やと。ただ、施設を使うようにしようすればですね、今の状態でいきますと合併浄化槽をですね、据える必要があるのではないかなというふうに思っております。

その辺の条件面はあるんですけど、条件面の合意があればですね、どなたかにですね、賃貸料はいただかなあかんと思うんですが、借りていただくのも1つの方法やなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） そうするとキュービクルは作動してないんですね、今。そうすると、エアコンの動力が200ボルト、それから普通の100ボルトということでもありますけども、これ休館っていうことで今そういう部分で、行政財産という、普通財産にもう変わっとるんでしょうか。どちらですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

総務税務課長、小林真一君。

○総務税務課長（小林 真一） ただいまの質問なんですけど、ここにつきましては、現在行政財産としての扱いにしております。普通財産にはしておりません。休止っていうことで、そのようになっております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） 行政財産ということで、今休館という位置付けになっておるんですが、今後、どういうふうなっていうあり方についてははっきりした答弁がありませんでしたけども、正直言うて、どうするんですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民福祉課副参事、三木弘隆君。

○町民福祉課副参事（三木 弘隆） 検診について私のほうから、行政財産ってことですんで。検診の利用についてお答えさせていただきますと、従来、議員ご指摘のように、勢和保健センターでがん検診等を実施させていただいておりました。平成23年4月より、子育て支援センターが勢和保育園に移転ということもございまして、平成24年4月より、乳がん検診、子宮がん検診を勢和公民館で実施に変更させていただいております。この件につきましては、もともと三養地区での乳がんと子宮がんの検診につきましては、受診率が非常に低いことございまして、勢和地域全体の受診者さんのほうが受診率が高いってこともございまして、今までそこに子育て支援センターがありました

ので、ちょうど子供を見て、子宮がん検診、乳がん検診、若い方でございますので、していただくのには便利だったということもございまして、子宮がん、乳がん検診をそこで実施させていただいておったんですが、なかなか子育て支援センターがなくなりますと、検診してみえる間に見てもらう人もなくなりました。その関係で、がん検診は、メリットが少なくなったということもあって、勢和公民館のほうが近いので、ということで、まず検診事業については減らさせていただきます。

また平成 26 年から胃がん検診も、そこでやらせていただいたんですが、胃がん検診につきましては、医師の立ち合いが必要ということになりましたので、国保の定期健診にあわせまして、実施ということになったので、三養地区の保健センターを利用してのがん検診は減らさせていただきます。それら以外の肺がん大腸がん検診については今も庭先をお借りして実施させてもっておりますので、敷地利用という点からはがん検診はそのまま存続させていきたいと思っておりますが、現実問題、電気等もございませんので、利用については、要検討というところでお答えさせていただきます。

○議長（西村 茂） はい、答弁がありますか。

副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 先ほど、振興事務所長も説明したと思うんですけども、あの施設につきましては、暖家さんで隣保育所使っていただいて、夏休みになりますと、預かっていただきたいってということで、1 カ月単位で一応借りていただいております。ただ、あの施設について、暖家さんのほうへ提案させていただいたんですけども、この施設買っていただけませんか。一応言わせていただいたんですけども、浄化槽自体が昔ので古いと、それで新しくしなければいけないと 1,000 万くらいかかりますので、その段階で断られたっていう現状もございます。町といたしましては、借りていただく方があれば、賃貸したいなっていうふうに思っておりますけども、賃貸がないようであれば、将来的には、取り壊しも必要かなっていうふうには考えております。

以上です。

○議長（西村 茂） 残り時間、もうありませんので、質問を終わります。

以上で、山際照男君の一般質問は終わります。

（7番 中森 一秀 議員）

○議長（西村 茂） 続きまして、7番目の質問者、中森一秀君の質問に入ります。

7番、中森一秀君。

○7番（中森 一秀） 最後の質問者となりました。中森でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

私はこのたび、議員の有する発言権、一般質問権に基づき、通告は議長の許可を得ましたので、総括方式により、次の2点について伺います。

1点目は、納得できない「4月からの町水道（下水道）料金の値上げ」。町民の合意は得られたか。ということに関連して、それから過年度からの留保金の存在とその用途は。という点で1点でございます。もう1点につきましては、町企業立地促進条例及び施行規則に基づく奨励金制度あり方の見直しを。というテーマで町長に質問をいたしたいのでよろしくお願いをいたします。

去る平成28年12月定例会におきまして、町議会は平成29年4月1日からの水道料金と下水道使用料金の値上げ案を、賛成多数で可決しました。それぞれの超過料金を値上げし、しかも本年の4月1日から実施するとのものでございました。

議会の議員全員協議会での説明を、町広報紙の1月号の記事、11ページでございますが、それをそのままこの説明に置きかえさせていただきますと次のような要点となります。

料金改定が必要な理由として、水道事業は皆様、声は町民のことでございま

す。皆様の料金で賄うことが原則ですが、料金収入だけでは事業を運営することは困難なため、町の一般会計から税金を繰り入れています。また、近年の節水型機器の普及、節水意識の向上や人口減などにより、料金収入の増収が見込めなくなってきました。今後、老朽化した施設の更新や耐震化事業に取り組み、云々と記述しています。

当局は、今回の広報紙の紙面で町民の皆様へのコンセンサス、合意が得られたと思っていますか。絶対的多数の町民の理解が得られたと言い切れますか。私はノーグッドだと考えております。

また、過日開かれたええまちづくり懇談会に出席した少数の町民が納得できる水道料金値上げに対する収支計画（案）や料金改定の算定数値の資料の提示もなく、このような脆弱な値上げ理由では、合意は成立するはずもないと推測をしております。

そして、値上げ理由の1つとして、町長は9月議会の答弁の中で、熊本大地震の被害を引き合いに出して、大災害に耐えられる安全安心なインフラ整備の必要性に触れていますが、しかし勢和地区の水道施設は全て新しくなり、多気地区の浄水施設も10年ぐらいしか経過していない現状で、さらに付け加えるならば多気町の場合は、他の市町村に先駆けて下水道工事も全て完了し、その下水道工事にあわせて集落内の全ての水道管が新しくなっていることなどとあわせ、これら給水管等施設をさらに耐震性の高い新しい給水管に布設がえられることが、町民の負担を求めてまでやるべきことではないと考えます。この事実との整合性を適切に説明できるのか疑問が残りますが、しっかりと町民に対し、解かりやすく説明をお願いしたいと思います。

また、間近な年から工事に着手するという事になれば、推定10年以上の大工事となるのが必至で、かつ莫大な公費と町民の血税の充当、また町民のライフラインが一時的にでも停滞することに大きな不安を感じます。

当局は、この大工事の費用とする約60億円の算出を、実際どのように積算したのか、工期を何年程度かかるとみるのか、さらに国・県等の補助金の見込

みはあるのか、お尋ねをいたします。

町長は、9月議会の一般質問者に対する答弁のくだりで、「現在は、町民の税金を水道事業に投入している。これを、（これは税金のことです。）少なくしなければならない。」と答えています。今回の水道及び下水道の値上げは「税金の過重徴収」となり、その言葉との整合性が見つからないと考えますが、それによる増収増益はどのような政治に回すのか、あるいは税金を下げるのか。水道等値上げをやめるのか、延期するのか、検討再考する余地はどうか、町民の目線に立った町長の本心をお聞かせ願いたい。

また、水道事業、下水道事業の運営は、社会資本つまりインフラ整備事業として自治体の公共的な義務、責務であり、町民が水道施設等の改修を目的に、直接的に負担するものではないと思いますが、このことについて当局の見解をお尋ねします。

さらに、平成27年度、平成28年3月31日ですが、水道事業貸借対照表を見ると、「流動資産」の（1）現金預金7億8113万余円と（2）未収金2197万余円を合算すると、合計8億310万余円の大金が留保金としてなっていますが、前年比で2億5506万円もふえているのは、どのような理由なのか、お尋ねします。

また、8億円もの留保金があるのに、料金の値上げをすることの正当性、整合性をどう説明するのか、そしてこの金の用途をはっきりすべきと考えますが、具体的かつ適切な答弁を求めます。

町長によろしくお願いします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） それでは、私のほうから中森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

全体のご質問を通じまして、中森議員のお気持ちについては十分理解をさせてもらっているつもりであります。昨年5月の全員協議会、6月からの全自

治会での懇談会、また、全協や一般質問も含めてですけども、10回近くにも及ぶ説明会、また議論をこれまでさせていただきました。そして昨年12月議会で、総務産業土木常任委員会での議論をしていただきました。そのとき、坂井委員長のほうから、これ議案第88号でありましたけども、何人かの反対意見もありましたが賛成多数で、また、本会議で賛成多数で、議決をされた案件であります。

今回、改めていただいた質問につきまして議論を、ということになりますと、賛成をいただきました議員の方々、また、報告をさせていただいて理解をされた町民の方々にも、何を今から議論、ということにもなりますので、申し訳ありませんが、今回、個々のご質問についての答弁というのは差し控えをさせていただきたいと思います。

中身につきまして、経過につきまして、全て議事録にありますので、是非必要ならば、用意もさせていただきますので、よろしくご理解をいただきたいと、このように思います。よろしく申し上げます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） 町長は、一旦決まったことだからということで、それは理解は私はしてます。ただ、本会議のときに、やはり少数意見は少数意見として述べるのは、決して議員としての使命を果たすことに当たるというふうに思っておる次第です。

そういう中で、まず、私は上げることに對して完全に反対してるわけではないんです、反論はしましたけどね。私が思うのは、しっかりと町民目線に立って、もっと細かく説明されたかどうか。この時にも言いましたけど、ええまちづくり懇談会それぞれ地区回って説明されたと思いますけども、出席者が少ない、そういう中ですね、一部の人にそれも口頭で説明された、ほとんどが口頭の説明だったと思います。やっぱりこういう値上げというものについては、町民の生活に直結するものでございます。大きな金額であろうと小さい金額で

あろうと、やはり我々の税金を使って行政をするためには、それなりの町民の納得っていうものが、やっぱりどうしても必要になると。これはこの水道料金だけじゃなくて、いろんな意味で、行政をやってく上では、住民とのコンセンサスというものは、本当に重要だというふうに思っております。

答弁を避けますというようなことですが、一方的に言わせていただければ、本当に値上げというものが、その生活の密着しているところに、今特に春闘の時期で、本当にベースアップがあるかないかというふうなこともふくめてですね、大変その生活者の中では厳しいという捉え方になるかというふうに思います。結果がどういふふうになるかわかりませんが、やはりこれは金額の大小にかかわらず、やはり出費という意味では、普通の税金以外な値上げですからね、その水道料金という、下水道もふくめてですけども。これ2カ月に1回あわせて取るというふうな広報の報道ですのでね、本当にこれは捨てておけない、少数意見であってもこれは言うべきだというのが、私の持論でございます。

確かに今後、30年以内におきるであろう大地震、東海南海地震は、もう私も地震災害に対して、大変敏感になっておる者なんですが、これは当局としては、それは当たり前なことでしょうけども、それがためにこの4月1日から上げるっていうその時期的な問題が、果てしてそんなに早くやる必要があるんかっていうのがこの質問の大きなポイントでございます。やはりこれだけのいろいろと出費が多い中でですね、生活の貧困家庭もあるわけですから、ライフラインが値上げされるということは、大変厳しいことにもつながるわけでございます。そういうふうな中での4月1日、ここがなぜ4月1日なのかということが本当に引っかかるわけでございます。

○議長（西村 茂） 中森君、先般、この件に対しましては、議決をして確定をされたばかりなので、今回の質問はですね、議決前の議案審議に対する質疑と申します。今の段階では、議員の納得のいく答弁は得られないと思われまして、今後のですな、行政の対応状況、そこら辺を見極めた上でのまた質問を検討されてはいかがですか。

○7番（中森 一秀） だから、そこにこれからいこうとしてるんです。ですから議長に許しを得たわけじゃないですか。

○議長（西村 茂） 今の話を聞いておられますと、もう以前の話に戻ってますよ。

○7番（中森 一秀） それは今最後まで聞いてくださいよ。これは過程ですから。発言の過程ですから。

○議長（西村 茂） だから、その質問を検討されてはいかがですか。

○7番（中森 一秀） わかりました、わかりました。まあそういうことですね、そういう過程があるわけですから、とにかくもうこのことについては、町長は発言もう全然してくれませんか、全く。全く、全くしません。します。そうですか、わかりました。それじゃですね、今後その留保金、この留保金がどういうふうに使われるか、8億幾らかのですね、その使途と、それからその実際に、いわゆる値上げした料金、これの目的がどういうふうな、目的税というふうな感じでいかれるのか、その点をちょっとお尋ねします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 中身については、先ほども申し上げましたように、差し控えさせていただくと言いましたけど、留保資金等も含めまして、少数意見をいただきました皆様方の意に答えられるように、また議決をいただいたことをしっかり受け止めて、今後事業を進めていきたい、こう思ってますので、その辺で見守って、注視していただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

○7番（中森 一秀） はい、そういうふうに、議長からもそういうふうなことが言われますので、もうその点については、まだまだ言いたいことはいっぱいあるんですけども、つぎの問題に移ります。ちょっと不愉快ですけどね。

それでは、2つ目の点に移りたいと思います。

2つ目は、企業立地促進条例及び施行規則に基づく奨励金制度の存在の見直

しを、という点でございます。

奨励金につきましては、今回この一般質問の中でも、他の議員からも疑問点として出されてるようなわけでございますから、ひとつその点について、しっかりとご答弁をいただきたいというふうに思っています。

本町は早くから、シャープ企業の誘致を先駆けとして以来、クリスタル工業団地を造成して、すでに幾つかの企業の立地に成功していますが、用地はいまだ広大な面積が手つかずの状態になっていることは周知のとおりです。

担当課としては、大きな責務のもとに、新しく立地企業を求めて東奔西走、忙しい日々であると思います。

本来、企業を誘致することの意味は、立地によって企業と多気町がお互いの利益で潤うことを目指していくことではないかと理解しています。

多気町は、大企業のシャープの誘致成功により、これまで法人町民税等により厳しい町財政を助けられ、町民の福祉、生活環境の整備等々に役立ててきました。しかし、混沌とした世界的経済情勢の影響を受け、様々な状況と相まって当該企業の執行体制の変化により、本町もそのあおりで厳しい行財政施策を余儀なくされてきたのは周知の事実です。

このような情勢下で、誘致活動を成功裏に導くための手段として、企業立地促進条例、これは規則も含めてでございます。に基づく奨励金制度が運用されています。全国的に地方自治体同士の誘致競争に勝ち抜くために、立地奨励金を出すことはある面で必要であることと否定しませんが、各自治体も、国からの交付金が削減傾向にある中で財政逼迫の折、他方、周辺市町・県・国からも注目されているアクアイグニス巨大プロジェクトが展開されようとしています。

参加する参加企業が最終的に何社になるのか、いまだ判然としていない構想の中で、このプロジェクト計画を我が多気町に誘致、これは立地から変わった誘致でございます。誘致したことによる町としての、どの程度の利益をもくろむのか、町民の考える潤いとはなんだろうと、期待を膨らませている方たちも

多いのではと考えますが、町長の所見を伺います。

また、このプロジェクトに対し、立地奨励金として、どのような形でどのくらいの予算を考えているのか、あわせて対象とする企業の定義、つまり個々の企業とするのか、あるいは企業体とするのか、考え方をお示してください。

町民の血税をこれに充当する以上、町の財政にメリットが得られることが重要と思います。

さらに、この条例の奨励金制度の7つの要件を、もう少し厳格に見直す必要があるかと思えます。町長の考え方を伺います。

1回目の質問を終わります。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 失礼します。町長ということでしたけど、まず私のほうから、答弁させていただきたいと思えます。

アクアイグニスプロジェクトの件ですが、ご承知のとおり、本事業は次第に計画が見えてきたところでございます。今日もお話ございましたように、サンセバスティアン市との友好提携等々、食の関係もかなり進んできたところでございます。

他にも各ゾーニングも徐々に固まりつつあり、本格的に環境アセスメントや開発協議も進んできております。あわせて、スマートインター連結に係る関係省庁との本格協議も今のところ順調に推移しておるところでございます。

まだまだ最終的な計画図は、先のことですので、具体的な絵柄等も見えませんが、多気町の歳入等の税効果につきましては、現時点ではまだ未定というところでございます。

その他、考えられる町へのメリットとしまして、多数に及ぶ雇用の創出や周辺への店舗などの出店への期待、そして住みやすさの再発見によります、町内への移住も期待されており、現在検討しております多気駅周辺での宅地開発化への何とかつなぎができないかというふうにも考えておるところです。

そして、何より一番大きいメリットは、巨大な産直施設への地元農産品出荷という大きな販路が確保されることであろうかと思えます。それと、数百万人といわれております集客力によります、6次産業化によります加工品の販路拡大もあわせて大きな魅力と考えております。

これらによりまして、新たに町内で農業を目指す若者たちの就農、新規就農への増加も期待できると、そういったものがメリットであるかと考えております。

このようなわけで、この事業計画は、これまでシャープ三重工場がもたらしていただきました町への利益・潤いとは、また違った形で還元してくれるものと大いに期待しておるところでございます。

次に、アクア計画によります立地奨励金の考え方についてですが、現行の企業立地促進条例は、ご承知のとおり、製造業、運輸業、医療業、電気業、熱供給業等々の、いわゆる2次産業型が中心となっております、アクアイグニス多気のような第3次産業はどれにも該当しておらない状況です。ただ、本事業はこの条例の目的にあります、多気町の産業振興と雇用の機会の創出といったものに大きな期待があるは事実であり、今後、事業の進行を見ながら、前向きに検討をしていきたいというふうに考えております。中森議員のご質問にありました点ですが、立地奨励金の算額、これにつきましてもまだまだこれからの検討というふうに考えております。

それとこれも、ここまでの現時点の考えでありますけど、対象企業になりますのは、あくまで合同会社という企業体であり、構成する個々の企業は想定はしておらない、というふうに考えております。

今後、奨励金支払いの、あくまで前提条件は、施設のオープンということが大前提となっております。そういったことを踏まえまして、今後事業の進行をみながら立地奨励金の対象とするか否かも含めて検討を進め、また今後、議会の皆様方へお諮りしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） 一般的な答弁のように聞こえるわけですが、しかし、このアクアイグニスへの立地、誘致という理解でいきますと、50店舗以上というふうな、あるいは産直市場とかというようなことで、新聞報道されてるわけですが、やはりこの本当に全員協議会で、このアクアイグニスに対する資料が「わからない、わからない」という、現段階ではわからないという言葉が先についてきて、本当に我々にとって本当に必要な情報としての資料が不足しているのは、私だけではないというふうに思っております。あくまで新聞報道が重要な情報源というようになったんでは、ちょっと議員としては、不可解に感じるわけですが。そういう中で、そのところは今後いろんな資料をこれから先、オープンするまでにきちっとした資料をいただきたいということをお約束いただきたいというふうに思います。

ところで、このオープンするまでに、事前の準備段階として、この企業体がいろんなそのセクションの中で、人を求めていく形になるかというふうに思います。特に雇用面で、町長もいわゆる近隣市町村からも、いろいろとそれがやっていただくのに、多気町が中心になるというような、新聞にも書かれていますし、よく町長も言われてるわけですが、やはり相互に、いわゆる「WIN-WIN」ということで、この大きなプロジェクトが多気町に対して潤いを出すというようなことが私たちにとっては、「WIN-WIN」というような、今流行の言葉かもわかりませんが、そういうふうに考えるわけです。

考えましたのは、固定資産が上がるのかなというふうに、最初は思ってたわけですが、これもちょっとあまり期待できないというような答弁も全員協議会のほうではありましたが、やはり潤って初めて、このプロジェクトが成功するんじゃないかなというふうに思うわけです。その1つとして、多気町民が、この中で雇用されることがまず優先的にみると、まず一番最初でないかなというふうに思うんですけども、大変な、当初1,500人とかっていうふうな雇用人

数の発表が町長からも聞いたわけですが、今これから先、何人になるか、そのあたりにとこもまだ未確定なのかとは思いますが、とにかく、そのいろんなセクションごとに、人を求めるということが、これから起こってくる。それがオープンまでに、人を求めるということになると思います。そうなるかとですね、やはり周辺からももちろんそれは来たいという方もありますが、まずはやはり多気町の人雇用されるということが私は優先的なことではないだろうかというふうに思います。そのために、ひとつこの誘致の立地奨励金を出すということになればですね、やはりこれの見返りのなものにもつながるのではないかなというふうなことも考えるわけです。

そういう中で、これから、今どんな段階で進んでいるかっていうのが全く今の、これから先、環境アセスメントが動き出さないとわからないっていうことではないとは思いますが、環境アセスメントは別にして、これから実際の事業として動き出す中で、すごく重要なことは、私は雇用、人を確保する、企業が確保する、あるいは雇ってもらうというふうなことが大きなことではないかなというふうに思うんですが、そのためには、手段として、町が企業と一緒にやりながらですね、その雇用説明を開いたり、あるいは広報、あるいは行政チャンネル、いろんな場所場所で、人を求めるっていう方向性をですね、是非とも率先してやっていただいて、町内から多くの方が、地元の企業という捉え方すれば、そこで働くことは、大きな収穫になるのではないかなというふうに私は思うわけです。

ですからそういうところがですね、本当に 50 社っていう店舗、報道ではありますけども、その中身っていうのが、本当に基幹会社、合同会社等もどういう会社なんかもわかりません。やっぱりそういうところ、もう少し町民にも、また議員にも細かい資料をわかる範囲内で、この間もらったのも本当にこういう形ですよっていうグラフィック的なものしか出てませんし、資料が本当に少ないと。私は思います。ですから、この議会中にでも、そういう資料をできるだけ出していただいて、議員として、町民の方々にも説明できるような、もの

が必要ではないかなというふうに思っていますが、そのあたりのところは資料として、出せますかどうか、よろしくをお願いします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 質問のほう、最初の質問につきましては、担当課でわかる範囲っていうか、一応規則に載っとる範囲のことでしたので、担当課長か申し上げました。

今、アクアのこれからの計画の中身につきましてはですけども、正直言いました、多気町も初めてであります。こういう商業施設っていうか、複合リゾート施設として誘致しましたのは。今までは、製造業でしたので、こんな装置をつくって、こんなものもつくりますっていうので、おおむね初め決まっておりましたので、多気町へ入る税のほうも、だいたいは把握はできたと思います。

私の今までの進めてきた企業誘致っていうのは、ほとんどが製造業でありまして、なぜ製造業かって言いますと、やはり固定資産税、特に償却資産分がボコンといただけますので、もうご承知かと思えますけど、シャープのときは、いつとき一番、農村地域工業導入法の法の中にいれらえとるときは、3年間免除でしたけども、それが外れてからは、一番多いときは、シャープ単独で約20億ぐらい、多気町はいただいとったと思います。今は、6億前後かと思えます。これは償却分が多いです。ということで、製造業を誘致したいってしとるんですけども、今回、アクアにつきましては、そういう装置関係とかそなんありませんので、税金につきましては、たぶんですけども、今のシャープさんの半分いかないかないかなとも思います。

ただ、一方では、非常に多くの方の雇用が発生するのと、それから、製造業にはない、地域産を使っていこうとか、そういう地域振興のほうにはまた違う意味で、あると思います。それは今までも私議員の皆さんにも説明させてもらっておりますし、近隣の市町にも話をさせてもらって、協力をしてくれと。その協力は何かいいいますと、俺んこの町の、要するに食材なり、自分とこ

でできたものをあそこで世界に売れるようになる、そんなものを。ということで、尾鷲なり、それから南伊勢なり、それから紀北なり、そういうところへお願いをして、協力してくれと。もちろん隣の大台、玉城、明和はもちろんですけども。そういうことをお願いします。

なかなか具体的にどんなものをつくるんか中身が見えてこないっていうのは、正直言いまして、私のほうも、「あれ、また中身ちょっと変わったん」っていうのが正直言うてあります。その段階でおおむねまとまった部分を議会の皆さんにお示しできるかっていうのが、もう少し時間もかかるかと思えます。っていうのは、初め、思ったよりも、かなり多くの参加企業さん、参加事業者さんがみえますので、もう少し固まってから。またこれまでも、3かいぐらいの程度しか議会の皆さんにはお示しをしてないので、今、議員おっしゃられたような、「何なん」っていうのがあると思うんですけども、もう少しまとまってから、お示しをできるだけ早い段階でしていきたい。あまり、出てくるたびにやっとなら、また変わったんかよってということになりますので、その辺を我々も見極めながら、議会の皆さんに示していきたいし、正直言いまして、私のほうも、今どんな状況なんかなっていうのがあります。

もう一方では、立地奨励金のこともありましたけども、町のほうとしましては、今奨励金よりも、事業者さんへの協力っていうのは、町のほうでいかに国のほうに働きかけて、例えば、高速道路から乗り入れを国費でやってもらえるような方法が取れないか。うちのほうからなかなかそんなとてもしゃないけど出せませんので。出せないっていうか、そんな財源ありませんので。国のほうでやってもらうように。そんな取り組みを側面から、これも以前言ったと思うんですけども、させてもらっております。2月15日にも国のほうへ行きました、また今週の水曜日にも国のほう行って何とか国のほうの、地方創生に沿ったような事業支援をお願いに行ってきます。私のほうとしては、そういう応援をさせてもらおうという、今思いであります。奨励金につきましては、これは用地買収で何億円のどんだけかっていうのはありますけども、この分はちょっ

と今置いといてあります。特に高速からの乗り入れっていうのは、かなり大きな金額かかりますので、先週の金曜日にも、国のほうから国土交通省のほうから説明に来られまして、今、この形では非常に難しいので、違う方法をとっていうのも言われてますので。そういうことも含めて、一生懸命側面から応援していきたい、こう思っております。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

7番、中森一秀君。

○7番（中森 一秀） とにかく、霧の中の包まれたアクアイグニスというようなことでは、本当にどうなんのやろ、と本当に町民から、「議員さん、どんな風になつとんのや」ってよう聞かれるんですわ、はっきり言うて。答えられないのがつらいんです。本当のところ。ですから、新聞をずっと取ってですね、新聞をためていつでも言えるようにはしてはおりますけども、これが本当の重要情報源っていうんではちょっと寂しいんですね。特にこれは先に載ってしまうわけで、議会よりも先に報道がされてしまうというふうな、それはそれで仕方ない部分もあるかと思っておりますけども。

アクアイグニスはそのとして、私の質問の目的の立地奨励金の部分についてなんですけども、企業さん立地優遇制度のご案内という中の、その中の奨励金、要件が7つほどあるわけなんですけども、先ほどもう町長言われたんですけども、これまでは工業の中の製造業が中心になったと。こういうふうなリゾート観光等いろんなことを含めた複合的な巨大施設ということに、この読みかえならいいんですけども、きちっとした、もう少しこの要件がはっきりした方が、委員ではないかなというふうに私はこれを見て思ったんですけども。漠然と「多気町の融資により、工業等」というふうなことで1つあって、その「新設、増設、移設する企業」ということで、これが当てはまるとこも当然あるわけなんですけども、その下に、一番上の対象者として、ずうっと各産業分野のものが書いてあって、、これで読みかえると何でもできるかなというふうに思うわけなんですけども、やはり、ちょっとこれ見ると、もう少し厳格な部分があつていい

んやないかなというふうにも思うんです。ですから、そういう複合施設に今のあれでは該当しないというけども、読みかえて奨励金を出すということですよ、今の課長の話だと。そういう理屈では出さないということ。そういうことなんですか。ちょっとはっきりわかりにくいので、もう一度ちょっと。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） ちょっと説明の仕方が不十分だったかわかりません。あくまでも、今現在は、第2次産業を中心とした内容になっております。今度は第3次産業って形になりますの、読みかえたんではなくて、これでは全然はっきりしないところたくさんありますので、もう少しここを対象とするのであれば、そのような形できちっと条例改正をしなくちゃいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

7番、中森一秀君。

○7番（中森 一秀） いずれにしても、皆に本当に、情動的にオープンな方向性をきちっとしてほしいなというのが、私以外の方もそうだと思うんですが。まあとにかく、今その企業の立地奨励金、先ほども坂井さんなり、出てましたけども、やはり、読みかえじゃなくきちっとしたルールが、これがこうですよという、誰が見てもわかるような、要件でないと、なっとでもなるんかなというんでは、ちょっとどうかなというふうにも思うんです。ですから、その某材木店のあれでも、インターネットで競りにっていかオークションにかけてそこへ決まったら、日新が決まったというふうなことを前に聞いておるわけですけども、それは、最初の町から誘致ではないというふうに思いますよね、我々から考えると。そこへまた奨励金を出すというふうなことになると、「うーん」とちょっと考えてしまうことになってしまうんで、やっぱり、それはそういうときにはこれに当てはまりますよというふうなしっかりとしたものがやっぱ

り行政としては必要じゃないかなというふうに、思っております。

そこんところ、もう一度。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 奨励金につきましては、今度日新さんが来られますけども、今の全体の中で、うち奨励金出すっていうことは考えておりませんし、これはその部分、前の某木材店さんですか、その部分は対象外になります。今度、新たに、追加買収をされて、敷地としてされる部分、その部分については、金額、規模等によりますけども、対象になる。わずかなものになると思います。それから、坂井議員のときもちょっと質問あって、町内企業さんであっても、新たに施設を求められたり、それなりの投資をされてした場合は、当然町内企業さんであっても、町外からばっか補助金出すっていうことはありません。町内企業さんであっても、町内で新たに施設を求められたり、っていうのは企業立地奨励金としてお支払いをさせてもらっております。これは今まで企業さん2社ありまして、2社とも町内に立地されておりましたけども、違うところへつくられたので、出させてもらっております。ということで、町としては、少しでも、多気町に来ていただくように、ただ、小さなものから大きなものまでっていうんは、その小さなものっていうんがどこになるんかっていうのが、今基準をつくっております。

それから、以前は、立地していただいた企業さんに雇用の関係で、「人の紹介を町ですんのはおかいしいやねか」と当時はそんな話もありました。でも今は、なかなか人が集まらない、っていう状況でありますので、町の広報も今出しとるかな、町の広報にも、企業さんから要望があれば、例えば、「中森工業さんは人を募集されてます」「坂井産業さんは人を募集されてます」「久保工業は人を募集してます」っていうことあったら、要望があれば、出させてもらっております。ただ、アクアの場合は、ものすごい人数ですので、どこかで、例えば文化会館で、就職説明会っていうのはされるかと思います。それについ

ては、町の施設で使っていただく。また以前、シャープさんが就職説明会を文化会館でされた経緯もあります。こういうことで、その辺の部分については、町は来ていただいた企業さんでありますので、協力をして、応援をしていきたいというふうに思います。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

7番、中森一秀君。

○7番（中森 一秀） 本当にいろいろ難しい問題があって、そのほとんどが理解をしとるつもりなんですけども、町民目線から行くと、まだまだ情報が流れない。新聞以外に流れないというふうな感じに私は取れるんです。ですから、まあそういうことも含めてですね、わかった段階で、できるだけ早く議会に説明を求めたいなというふうに思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） アクアの場合は、事業者さんでありますので、新聞社なりマスコミ呼ばれてされる部分もあると思いますけども、議会の皆さんには、ある程度、落ち着いた段階のものかと思っておりますけども、今回ちょっと担当課長にも言いまして、計画途中でありますけども、今こんな状況ですよっていうのを一遍議会の皆さんに知っといてもらおうと。ただ、「あのとき示したのに、また変わるとるやないか」というのは、できたら言わんといてほしいなど。今の段階でやったら、こんな程度ですよというのはお示しできると思います。それがよくひとり歩きをして、「あの時町長言うたのにちごとるやねか」と言われると、もう出さんほうがええかなと、正直言うて思いますけども。今の段階でええよということで、議員の皆さんOKということであれば、会社の方へ言うて、「今の段階のやつを一遍出してくれやんか」、とは言うてみますので。最終の全協ぐらいに間に合えば、と思いますので、よろしくお願いします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

7番、中森一秀君。

○7番（中森 一秀） いずれにしても、町の財政厳しいときですので、やはり我々もそういう目で行政を見ていく、これは議員の使命であるというふうに思いますので、前向きに、お互いに前向きにしっかりと考えていきたいというふうに思います。

これをもちまして、質問を終わります。

○議長（西村 茂） 答弁よろしいね。質問を終わります。

以上で、中森一秀君の一般質問を終わります。

○議長（西村 茂） 以上で、通告者全員の一般質問が終わりました。

本日の会議は、これにて散会といたします。

ありがとうございました。

（ 16時56分 ）